

平成28年3月4日

平成28年

第1回大分市議会定例会議案

大分市

議案番号	題名
議第 16 号	大分市行政不服審査会条例の制定について
議第 17 号	大分市職員の退職管理に関する条例の制定について
議第 18 号	大分市いじめ問題再調査委員会条例の制定について
議第 19 号	大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正について
議第 20 号	大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について
議第 21 号	大分市職員の給与に関する条例等の一部改正について
議第 22 号	大分市立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について
議第 23 号	大分市暴力団排除条例等の一部改正について
議第 24 号	大分市消費生活条例の一部改正について
議第 25 号	大分市情報公開条例等の一部改正について
議第 26 号	議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部改正について
議第 27 号	証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について
議第 28 号	大分市手数料条例の一部改正について
議第 29 号	大分市民生委員の定数を定める条例の一部改正について
議第 30 号	大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 31 号	大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部改正について
議第 32 号	大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について
議第 33 号	大分市における食品衛生法第50条第2項の基準を定める条例の一部改正について
議第 34 号	大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

議案番号	題名
議第 35 号	大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 36 号	大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部改正について
議第 37 号	大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について
議第 38 号	大分市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について
議第 39 号	大分市建築審査会条例の一部改正について
議第 40 号	大分市火災予防条例の一部改正について
議第 41 号	大分市立幼稚園条例の一部改正について
議第 42 号	大分市過疎地域自立促進計画の制定について
議第 43 号	連携協約の協議について
議第 44 号	連携協約の協議について
議第 45 号	連携協約の協議について
議第 46 号	連携協約の協議について
議第 47 号	連携協約の協議について
議第 48 号	連携協約の協議について
議第 49 号	連携協約の協議について
議第 50 号	事務の委託の協議について
議第 51 号	字の区域及びその名称の変更について
議第 52 号	包括外部監査契約の締結について
議第 53 号	市道路線の認定について

議案番号	題名
議第 54 号	損害賠償の額の決定並びに示談について
議第 55 号	損害賠償の額の決定並びに示談について

議第 16 号

大分市行政不服審査会条例の制定について

大分市行政不服審査会条例を次のように定める。

平成28年3月4日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市行政不服審査会条例

(趣旨)

第1条 この条例は、行政不服審査法（平成26年法律第68号。以下「法」という。）第81条第4項の規定に基づき、同条第1項の規定により設置する大分市行政不服審査会（以下「審査会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第2条 審査会は、委員3人以内をもって組織する。

2 委員は、審査会の権限に属する事項に関し公正な判断をすることができ、かつ、法律又は行政に関して優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する。

(委員の任期)

第3条 委員の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(守秘義務)

第4条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(会長)

第5条 審査会に会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、審査会を代表する。

3 会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、あらかじめ会長の指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審査会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(庶務)

第7条 審査会の庶務は、総務部において処理する。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審査会の運営に関し必要な事項は、会長が審査会に諮って定める。

(罰則)

第9条 審査会の委員又は委員であった者が、第4条の規定に違反して秘密を漏らしたときは、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和38年大分市条例第85号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

情報公開審査会委員	〃 7,900円	
-----------	----------	--

」を

「

行政不服審査会委員	〃 7,900円	
情報公開審査会委員	〃 7,900円	

」に

改める。

提案理由

大分市行政不服審査会の組織及び運営に関し条例を制定いたしたく本案を提出する。

議第 17 号

大分市職員の退職管理に関する条例の制定について
大分市職員の退職管理に関する条例を次のように定める。

平成28年3月4日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市職員の退職管理に関する条例

(趣旨)

第1条 この条例は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第38条の2第8項、第38条の6第2項及び第65条の規定に基づき、職員の退職管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(再就職者による依頼等の規制)

第2条 法第38条の2第1項、第4項及び第5項の規定によるもののほか、再就職者（同条第1項に規定する再就職者をいう。）のうち、同条第8項の国家行政組織法（昭和23年法律第120号）第21条第1項に規定する部長又は課長の職に相当する職として規則で定めるものに離職した日の5年前の日より前に就いていた者は、当該職に就いていた時に在職していた執行機関の組織等（法第38条の2第1項に規定する地方公共団体の執行機関の組織等をいう。）の役職員（同項に規定する役職員をいう。）又はこれに類する者として規則で定めるものに対し、契約等事務（同項に規定する契約等事務をいう。）であって離職した日の5年前の日より前の職務（当該職に就いていた時の職務に限る。）に属するものに関し、離職後2年間、職務上の行為をするように、又はしないように要求し、又は依頼してはならない。

(任命権者への届出)

第3条 管理又は監督の地位にある職員の職として規則で定めるものに就いて

いる職員であった者（退職手当通算予定職員（法第38条の2第3項に規定する退職手当通算予定職員をいう。）であった者であって引き続いて退職手当通算法人（同条第2項に規定する退職手当通算法人をいう。）の地位に就いているもの及び公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第10条第2項に規定する退職派遣者を除く。）は、離職後2年間、営利企業（法第38条第1項に規定する営利企業をいう。以下同じ。）の地位に就いた場合又は営利企業以外の法人その他の団体の地位に就いた場合（報酬を得る場合に限る。）（日々雇い入れられる者となった場合その他規則で定める場合を除く。）は、規則で定めるところにより、速やかに、離職した職又はこれに相当する職の任命権者に当該営利企業又は団体の名称、当該地位、当該地位に就いた日その他の規則で定める事項を届け出なければならない。

（過料）

第4条 前条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、10万円以下の過料に処する。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

（大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例の一部改正）

2 大分市における公正な職務の執行の確保等に関する条例（平成21年大分市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第22条第1項後段中「ときは」の次に「、法令に別段の定めがある場合を除き」を加える。

提案理由

地方公務員法の一部改正に伴い、職員の退職管理に関し必要な事項を定めたく本案を提出する。

議第 18 号

大分市いじめ問題再調査委員会条例の制定について
大分市いじめ問題再調査委員会条例を次のように定める。

平成28年3月4日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市いじめ問題再調査委員会条例

(設置)

第1条 いじめ防止対策推進法(平成25年法律第71号。以下「法」という。)

第30条第2項の規定に基づき、本市の設置する小学校又は中学校における
法第28条第1項に規定する重大事態に係る同項の規定による調査の結果に
ついての調査(以下「再調査」という。)等を行うため、大分市いじめ問題
再調査委員会(以下「委員会」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 再調査に関すること。
- (2) その他市長が必要と認める事項

(組織)

第3条 委員会は、委員5人以内をもって組織し、学識経験を有する者その他
市長が適当と認める者のうちから市長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の
残任期間とする。

2 委員は、再任を妨げない。

(守秘義務)

第5条 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も同様とする。

(委員長及び副委員長)

第6条 委員会に委員長及び副委員長1人を置き、委員の互選により選出する。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。

3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 委員会の会議(以下「会議」という。)は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席しなければ、これを開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、会議に委員以外の者の出席を求め、説明又は意見を聴くことができる。

(庶務)

第8条 委員会の庶務は、福祉保健部において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が委員会に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 各種委員会の委員の報酬及び費用弁償に関する条例(昭和38年大分市条例第85号)の一部を次のように改正する。

別表中

「

いじめ問題第三者調査委員会委員	〃 7,900円	
-----------------	----------	--

」を

「

いじめ問題第三者調査委員会委員	〃 7,900円	
いじめ問題再調査委員会委員	〃 7,900円	

」に

改める。

提案理由

大分市いじめ問題再調査委員会を設置いたしたく本案を提出する。

議第 19 号

大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部改正について

大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月4日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例
の一部を改正する条例

第1条 大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和40年大分市条例第40号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第2条 大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部を次のように改正する。

第5条第2項中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第1条の規定は公布の日から、第2条の規定は平成28年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成27年12月1日から適用する。

(期末手当の内払)

- 3 改正後の条例の規定を適用する場合には、第1条の規定による改正前の大分市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

国の給与改定に準じ、大分市議会議員の期末手当を改定いたしたく本案を提出する。

議第 20 号

大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部改正について

大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 4 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部を改正する条例

第 1 条 大分市常勤特別職の給与に関する条例（昭和 38 年大分市条例第 83 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100分の162.5」を「100分の167.5」に改める。

第 2 条 大分市常勤特別職の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第 5 条中「100分の147.5」を「100分の150」に、「100分の167.5」を「100分の165」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例中第 1 条の規定は公布の日から、第 2 条の規定は平成 28 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 第 1 条の規定による改正後の大分市常勤特別職の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）の規定は、平成 27 年 12 月 1 日から適用する。
（期末手当の内払）
- 3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第 1 条の規定による改正前の大分市常勤特別職の給与に関する条例の規定に基づいて支給された期末手当は、改正後の条例の規定による期末手当の内払とみなす。

提案理由

国の給与改定に準じ、大分市常勤特別職の期末手当を改定いたしたく本案を提出する。

議第 21 号

大分市職員の給与に関する条例等の一部改正について

大分市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 4 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大分市職員の給与に関する条例の一部改正)

第 1 条 大分市職員の給与に関する条例（昭和 39 年大分市条例第 1 号）の一部を次のように改正する。

第 8 条の 2 中「前条第 9 項」を「前条第 8 項」に改める。

第 12 条の 2 第 1 項中「307,000 円」を「307,800 円」に改める。

第 23 条第 2 項第 1 号中「100 分の 75」を「100 分の 85」に改め、同項第 2 号中「100 分の 35」を「100 分の 40」に改める。

附則に次の見出し及び 2 項を加える。

(平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までの間における給与の特例)

23 平成 27 年 4 月 1 日から平成 27 年 6 月 30 日までの間に大分市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成 27 年大分市条例第 24 号）第 2 条の規定による改正前の大分市職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「改正前の条例」という。）第 14 条の 2 第 1 項又は第 2 項の規定の適用を受けていた職員の当該期間における給与の額は、同条第 1 項中「100 分の 18」とあるのは「100 分の 18.5」と、同条第 2 項中「100 分の 15」とあるのは「100 分の 15.5」と読み替えて適用した場合に得られる額を、当該期間における地域手当の額とした

ときに改正前の条例の規定の例により得られる額とする。

24 前項の規定を適用する場合には、改正前の条例の規定に基づいて支給された給与は、同項の規定による給与の内払とみなす。

別表第1から別表第3までを次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

単位 円

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	140,100	176,400	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	141,200	178,100	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	445,400
	3	142,400	179,800	229,500	263,900	290,600	321,500	366,400	411,800	446,800
	4	143,500	181,500	231,100	266,000	292,800	323,700	369,000	414,200	448,200
	5	144,600	183,300	232,600	267,800	295,000	326,000	371,200	416,100	449,600
	6	145,700	185,100	234,300	269,700	297,300	328,000	373,700	418,400	451,500
	7	146,800	186,900	235,800	271,700	299,600	330,200	376,000	420,500	453,400
	8	147,900	188,600	237,400	273,800	301,900	332,400	378,500	422,700	455,300
	9	149,000	190,200	238,900	276,000	304,100	334,500	381,000	424,700	457,200
	10	150,400	192,000	240,400	278,000	306,400	336,700	383,700	426,800	460,300
	11	151,700	193,800	242,000	280,100	308,600	338,800	386,300	428,900	463,300
	12	153,000	195,600	243,500	282,200	310,900	341,000	389,000	431,000	466,300
	13	153,400	197,200	245,000	284,300	313,200	343,000	391,500	432,700	469,300
	14	154,700	199,000	246,500	286,400	315,300	345,000	393,800	434,500	472,300
	15	156,000	200,800	247,900	288,400	317,500	347,100	396,000	436,500	475,300
	16	157,300	202,600	249,300	290,500	319,600	349,100	398,400	438,500	478,400
	17	158,500	204,300	250,800	292,600	321,800	351,100	400,100	440,400	481,100
	18	159,800	206,100	252,600	294,600	323,800	353,100	402,100	442,200	484,200
	19	161,100	207,900	254,300	296,700	325,900	354,900	404,000	444,000	487,200
	20	162,400	209,700	256,100	298,700	327,900	356,800	405,800	445,700	490,300
	21	163,800	211,100	257,800	300,800	329,900	358,800	407,600	447,500	493,000
	22	165,300	212,900	259,600	302,900	332,000	360,700	409,400	449,000	495,300
	23	166,800	214,600	261,400	304,900	334,000	362,700	411,200	450,400	497,600
	24	168,300	216,400	263,100	307,000	336,100	364,600	413,100	451,900	499,900
	25	169,800	218,100	265,100	308,800	337,800	366,700	414,900	453,300	502,000
	26	171,500	219,800	267,000	310,900	339,700	368,600	416,400	454,600	503,400
	27	173,200	221,400	268,800	313,000	341,600	370,600	417,900	455,900	504,900
	28	174,900	223,000	270,700	315,000	343,500	372,600	419,500	457,100	506,300
	29	176,400	224,500	272,500	317,000	345,300	374,100	421,100	458,100	507,500
	30	178,100	226,200	274,400	319,000	347,200	375,900	422,400	458,800	508,900
	31	179,800	227,800	276,300	321,100	349,100	377,700	423,700	459,600	510,400
	32	181,500	229,400	278,100	323,200	350,900	379,300	424,900	460,300	511,900
	33	183,300	230,800	279,800	324,700	352,800	381,100	426,100	461,000	513,000
	34	185,100	232,300	281,700	326,700	354,600	382,500	427,400	461,800	514,100
	35	186,900	233,800	283,500	328,600	356,400	384,000	428,700	462,500	515,300
	36	188,600	235,100	285,400	330,700	358,100	385,600	429,900	463,100	516,500
	37	190,200	236,400	287,100	332,600	359,500	387,000	431,100	463,600	517,500

38	191,700	237,600	288,800	334,500	360,800	388,200	431,900	464,200	518,400
39	193,200	238,700	290,600	336,500	362,200	389,400	432,700	464,800	519,300
40	194,700	239,900	292,400	338,400	363,600	390,500	433,500	465,400	520,200
41	196,000	241,200	294,100	340,300	364,900	391,600	434,100	465,900	521,000
42	197,300	242,500	295,800	342,200	365,800	392,800	434,800	466,400	521,900
43	198,600	243,700	297,500	344,000	366,900	394,000	435,500	466,800	522,600
44	199,900	245,000	299,100	345,900	368,000	395,100	436,200	467,100	523,100
45	201,200	246,000	300,800	347,400	368,900	395,800	437,000	467,400	523,800
46	202,500	247,400	302,500	348,800	369,800	396,500	437,800		524,400
47	203,800	248,900	304,100	350,300	370,700	397,200	438,200		525,200
48	205,100	250,400	305,800	351,800	371,600	397,900	438,900		525,800
49	206,300	251,800	307,100	353,400	372,500	398,500	439,400		526,300
50	207,600	253,200	308,600	354,300	373,300	399,100	439,800		
51	208,900	254,600	310,100	355,500	374,100	399,600	440,200		
52	210,200	256,000	311,700	356,500	374,900	400,000	440,600		
53	211,300	257,200	313,300	357,400	375,600	400,400	441,000		
54	212,400	258,500	314,900	358,500	376,300	400,700	441,400		
55	213,400	259,900	316,500	359,500	377,000	401,000	441,800		
56	214,500	261,300	318,000	360,600	377,700	401,300	442,100		
57	215,600	262,600	319,500	361,500	378,300	401,600	442,400		
58	216,600	263,700	320,700	362,200	378,900	401,900	442,800		
59	217,500	265,000	321,900	362,900	379,500	402,200	443,100		
60	218,500	266,300	323,100	363,600	380,200	402,500	443,400		
61	219,200	267,400	323,800	364,000	380,700	402,800	443,700		
62	220,100	268,500	324,700	364,600	381,400	403,100			
63	221,000	269,800	325,500	365,300	382,000	403,400			
64	221,900	271,100	326,300	366,000	382,600	403,700			
65	222,600	272,200	327,200	366,400	382,800	404,000			
66	223,600	273,200	327,600	367,100	383,400	404,300			
67	224,500	274,300	328,300	367,800	384,000	404,600			
68	225,400	275,400	329,100	368,500	384,600	404,900			
69	226,100	276,600	329,900	368,900	384,900	405,100			
70	227,000	277,600	330,600	369,500	385,400	405,400			
71	227,900	278,500	331,300	370,200	385,900	405,700			
72	229,000	279,500	332,000	370,800	386,500	406,000			
73	229,800	280,300	332,500	371,100	386,700	406,100			
74	230,500	281,200	333,100	371,700	387,100	406,400			
75	231,200	281,900	333,600	372,400	387,500	406,700			
76	232,000	282,800	334,200	373,000	387,900	406,900			
77	232,800	283,800	334,400	373,300	388,100	407,000			
78	233,500	284,600	334,900	373,800	388,400	407,300			
79	234,200	285,400	335,300	374,400	388,700	407,600			

80	234,900	286,200	335,800	374,900	389,000	407,800			
81	235,600	287,000	336,100	375,200	389,100	408,000			
82	236,400	287,500	336,600	375,800	389,400	408,300			
83	237,200	287,900	337,100	376,300	389,700	408,600			
84	238,000	288,400	337,600	376,600	389,900	408,800			
85	238,700	288,500	337,900	376,900	390,000	409,000			
86	239,400	288,900	338,300	377,400	390,300				
87	240,100	289,100	338,800	377,800	390,600				
88	240,800	289,500	339,200	378,200	390,800				
89	241,500	289,700	339,500	378,500	390,900				
90	242,200	289,900	339,900	379,000	391,200				
91	242,900	290,300	340,400	379,400	391,500				
92	243,600	290,600	340,800	379,800	391,700				
93	244,300	290,900	341,000	380,000	391,800				
94	244,800	291,200	341,400	380,500	392,100				
95	245,300	291,500	341,900	380,900	392,400				
96	245,800	291,900	342,300	381,300	392,600				
97	246,100	292,200	342,400	381,500	392,800				
98		292,600	342,900	382,000					
99		292,900	343,300	382,400					
100		293,300	343,600	382,800					
101		293,400	343,900	383,000					
102		293,600	344,300						
103		294,000	344,700						
104		294,400	345,100						
105		294,600	345,600						
106		294,900	346,000						
107		295,300	346,400						
108		295,700	346,800						
109		295,900	347,300						
110		296,200	347,700						
111		296,600	348,000						
112		296,900	348,300						
113		297,100	348,800						
114		297,400							
115		297,800							
116		298,100							
117		298,300							
118		298,700							
119		299,100							
120		299,400							
121		299,500							

122		299,800							
123		300,100							
124		300,500							
125		300,700							
126		300,900							
127		301,200							
128		301,500							
129		301,900							
130		302,100							
131		302,400							
132		302,700							
133		303,000							
再任用職員及び任期付職員	186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、臨時職員及び非常勤職員（再任用短時間勤務職員及び任期付短時間勤務職員を除く。）を除く。

別表第2（第5条関係）

公安職給料表

単位 円

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級	8級	9級
		再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	163,800	176,400	226,400	259,900	286,200	317,000	361,300
	2	165,200	178,100	228,000	261,900	288,400	319,200	363,900	409,300	445,400
	3	166,600	179,800	229,500	263,900	290,600	321,500	366,400	411,800	446,800
	4	168,000	181,500	231,100	266,000	292,800	323,700	369,000	414,200	448,200
	5	169,200	183,300	232,600	267,800	295,000	326,000	371,200	416,100	449,600
	6	170,600	185,100	234,300	269,700	297,300	328,000	373,700	418,400	451,500
	7	172,000	186,900	235,800	271,700	299,600	330,200	376,000	420,500	453,400
	8	173,400	188,600	237,400	273,800	301,900	332,400	378,500	422,700	455,300
	9	174,700	190,200	238,900	276,000	304,100	334,500	381,000	424,700	457,200
	10	176,100	192,000	240,400	278,000	306,400	336,700	383,700	426,800	460,300
	11	177,500	193,800	242,000	280,100	308,600	338,800	386,300	428,900	463,300
	12	178,900	195,600	243,500	282,200	310,900	341,000	389,000	431,000	466,300
	13	180,300	197,200	245,000	284,300	313,200	343,000	391,500	432,700	469,300
	14	181,900	199,000	246,500	286,400	315,300	345,000	393,800	434,500	472,300
	15	183,500	200,800	247,900	288,400	317,500	347,100	396,000	436,500	475,300
	16	185,100	202,600	249,300	290,500	319,600	349,100	398,400	438,500	478,400
	17	186,400	204,300	250,800	292,600	321,800	351,100	400,100	440,400	481,100
	18	188,100	206,100	252,600	294,600	323,800	353,100	402,100	442,200	484,200
	19	189,800	207,900	254,300	296,700	325,900	354,900	404,000	444,000	487,200
	20	191,500	209,700	256,100	298,700	327,900	356,800	405,800	445,700	490,300
	21	193,200	211,100	257,800	300,800	329,900	358,800	407,600	447,500	493,000
	22	195,200	212,900	259,600	302,900	332,000	360,700	409,400	449,000	495,300
	23	197,200	214,600	261,400	304,900	334,000	362,700	411,200	450,400	497,600
	24	199,200	216,400	263,100	307,000	336,100	364,600	413,100	451,900	499,900
	25	201,200	218,100	265,100	308,800	337,800	366,700	414,900	453,300	502,000
	26	202,500	219,800	267,000	310,900	339,700	368,600	416,400	454,600	503,400
	27	203,800	221,400	268,800	313,000	341,600	370,600	417,900	455,900	504,900
	28	205,100	223,000	270,700	315,000	343,500	372,600	419,500	457,100	506,300
	29	206,300	224,500	272,500	317,000	345,300	374,100	421,100	458,100	507,500
	30	207,600	226,200	274,400	319,000	347,200	375,900	422,400	458,800	508,900
	31	208,900	227,800	276,300	321,100	349,100	377,700	423,700	459,600	510,400
	32	210,200	229,400	278,100	323,200	350,900	379,300	424,900	460,300	511,900
	33	211,300	230,800	279,800	324,700	352,800	381,100	426,100	461,000	513,000
	34	212,400	232,300	281,700	326,700	354,600	382,500	427,400	461,800	514,100
	35	213,400	233,800	283,500	328,600	356,400	384,000	428,700	462,500	515,300
	36	214,500	235,100	285,400	330,700	358,100	385,600	429,900	463,100	516,500
	37	215,600	236,400	287,100	332,600	359,500	387,000	431,100	463,600	517,500

38	216,600	237,600	288,800	334,500	360,800	388,200	431,900	464,200	518,400
39	217,500	238,700	290,600	336,500	362,200	389,400	432,700	464,800	519,300
40	218,500	239,900	292,400	338,400	363,600	390,500	433,500	465,400	520,200
41	219,200	241,200	294,100	340,300	364,900	391,600	434,100	465,900	521,000
42	220,100	242,500	295,800	342,200	365,800	392,800	434,800	466,400	521,900
43	221,000	243,700	297,500	344,000	366,900	394,000	435,500	466,800	522,600
44	221,900	245,000	299,100	345,900	368,000	395,100	436,200	467,100	523,100
45	222,600	246,000	300,800	347,400	368,900	395,800	437,000	467,400	523,800
46	223,600	247,400	302,500	348,800	369,800	396,500	437,800		524,400
47	224,500	248,900	304,100	350,300	370,700	397,200	438,200		525,200
48	225,400	250,400	305,800	351,800	371,600	397,900	438,900		525,800
49	226,100	251,800	307,100	353,400	372,500	398,500	439,400		526,300
50	227,000	253,200	308,600	354,300	373,300	399,100	439,800		
51	227,900	254,600	310,100	355,500	374,100	399,600	440,200		
52	229,000	256,000	311,700	356,500	374,900	400,000	440,600		
53	229,800	257,200	313,300	357,400	375,600	400,400	441,000		
54	230,500	258,500	314,900	358,500	376,300	400,700	441,400		
55	231,200	259,900	316,500	359,500	377,000	401,000	441,800		
56	232,000	261,300	318,000	360,600	377,700	401,300	442,100		
57	232,800	262,600	319,500	361,500	378,300	401,600	442,400		
58	233,500	263,700	320,700	362,200	378,900	401,900	442,800		
59	234,200	265,000	321,900	362,900	379,500	402,200	443,100		
60	234,900	266,300	323,100	363,600	380,200	402,500	443,400		
61	235,600	267,400	323,800	364,000	380,700	402,800	443,700		
62	236,400	268,500	324,700	364,600	381,400	403,100			
63	237,200	269,800	325,500	365,300	382,000	403,400			
64	238,000	271,100	326,300	366,000	382,600	403,700			
65	238,700	272,200	327,200	366,400	382,800	404,000			
66	239,400	273,200	327,600	367,100	383,400	404,300			
67	240,100	274,300	328,300	367,800	384,000	404,600			
68	240,800	275,400	329,100	368,500	384,600	404,900			
69	241,500	276,600	329,900	368,900	384,900	405,100			
70	242,200	277,600	330,600	369,500	385,400	405,400			
71	242,900	278,500	331,300	370,200	385,900	405,700			
72	243,600	279,500	332,000	370,800	386,500	406,000			
73	244,300	280,300	332,500	371,100	386,700	406,100			
74	244,800	281,200	333,100	371,700	387,100	406,400			
75	245,300	281,900	333,600	372,400	387,500	406,700			
76	245,800	282,800	334,200	373,000	387,900	406,900			
77	246,100	283,800	334,400	373,300	388,100	407,000			
78		284,600	334,900	373,800	388,400	407,300			
79		285,400	335,300	374,400	388,700	407,600			

80		286,200	335,800	374,900	389,000	407,800			
81		287,000	336,100	375,200	389,100	408,000			
82		287,500	336,600	375,800	389,400	408,300			
83		287,900	337,100	376,300	389,700	408,600			
84		288,400	337,600	376,600	389,900	408,800			
85		288,500	337,900	376,900	390,000	409,000			
86		288,900	338,300	377,400	390,300				
87		289,100	338,800	377,800	390,600				
88		289,500	339,200	378,200	390,800				
89		289,700	339,500	378,500	390,900				
90		289,900	339,900	379,000	391,200				
91		290,300	340,400	379,400	391,500				
92		290,600	340,800	379,800	391,700				
93		290,900	341,000	380,000	391,800				
94		291,200	341,400	380,500	392,100				
95		291,500	341,900	380,900	392,500				
96		291,900	342,300	381,300	393,400				
97		292,200	342,400	381,500	394,100				
98		292,600	342,900	382,000	395,000				
99		292,900	343,300	382,400	395,900				
100		293,300	343,600	382,800	396,800				
101		293,400	343,900	383,000	397,500				
102		293,600	344,300	383,500	397,800				
103		294,000	344,700	383,900	398,100				
104		294,400	345,100	384,300	398,300				
105		294,600	345,600	384,700	398,500				
106		294,900	346,000	385,400					
107		295,300	346,400	386,100					
108		295,700	346,800	386,800					
109		295,900	347,300	387,500					
110		296,200	347,700						
111		296,600	348,000						
112		296,900	348,300						
113		297,100	348,800						
114		297,400	349,200						
115		297,800	349,600						
116		298,100	350,000						
117		298,300	350,300						
118		298,700	350,700						
119		299,100	351,100						
120		299,400	351,500						
121		299,500	351,800						

	122		299,800	352,200						
	123		300,100	352,600						
	124		300,500	353,000						
	125		300,700	353,300						
	126		300,900							
	127		301,200							
	128		301,500							
	129		301,900							
	130		302,100							
	131		302,400							
	132		302,700							
	133		303,000							
再任用職員及び任期付職員		186,500	214,000	254,000	273,400	288,500	313,900	355,600	388,700	439,800

備考 この表は、消防吏員に適用する。

別表第3 (第5条関係)

医師職給料表

単位 円

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級
		再任用職員及び任期付職員以外の職員	1	247,300	336,600	402,300
	2	249,800	339,600	405,200	480,400	577,400
	3	252,300	342,500	408,100	482,600	580,500
	4	254,800	345,600	411,000	484,900	583,600
	5	257,100	348,300	413,700	487,200	586,500
	6	260,900	351,600	416,400	489,400	588,900
	7	264,700	354,800	419,200	491,600	591,300
	8	268,500	357,900	422,000	493,800	593,700
	9	272,100	360,900	424,600	495,800	595,900
	10	276,100	363,900	427,300	497,900	597,400
	11	280,100	367,000	430,000	500,000	598,900
	12	284,100	370,200	432,700	502,100	600,400
	13	287,900	373,300	435,200	504,200	601,900
	14	291,900	376,900	437,700	506,300	603,000
	15	295,800	380,300	440,100	508,400	604,100
	16	299,700	384,000	442,600	510,500	605,000
	17	303,500	387,600	444,800	512,600	606,200
	18	307,100	390,300	447,200	514,600	607,200
	19	310,600	393,100	449,600	516,600	608,200
	20	314,200	395,900	452,000	518,600	609,200
	21	317,800	398,800	454,000	520,400	610,200
	22	321,500	401,400	456,400	522,200	611,200
	23	325,000	404,000	458,800	524,100	612,200
	24	328,700	406,600	461,100	526,000	613,200
	25	332,200	408,900	463,300	527,700	614,200
	26	335,000	411,200	465,600	529,500	615,200
	27	337,700	413,500	467,800	531,300	616,200
	28	340,300	415,800	470,100	533,100	617,200
	29	343,100	418,200	472,300	535,000	618,200
	30	345,400	420,300	474,600	536,800	619,200
	31	347,600	422,300	476,900	538,600	620,200
	32	350,000	424,400	479,100	540,400	621,200
	33	352,400	426,500	481,100	542,000	622,200
	34	354,800	428,500	483,200	543,800	623,200
	35	357,100	430,500	485,300	545,500	624,200
	36	359,600	432,500	487,400	547,300	625,200
	37	362,000	434,600	489,500	548,900	626,200

38	364,400	436,600	491,300	550,500	627,200
39	366,800	438,600	493,100	551,900	628,200
40	369,200	440,600	494,900	553,500	629,200
41	371,500	442,600	496,600	555,000	630,200
42	372,900	444,400	498,400	556,400	631,200
43	374,400	446,100	500,200	557,800	632,200
44	375,900	447,900	502,000	559,100	
45	377,400	449,800	503,600	560,300	
46	378,800	451,600	505,300	561,300	
47	380,300	453,400	507,100	562,300	
48	381,800	455,100	508,900	563,300	
49	383,100	456,900	510,500	564,300	
50	384,100	458,600	511,800	565,200	
51	385,100	460,400	513,100	566,100	
52	386,100	462,200	514,400	567,000	
53	387,100	464,100	515,700	567,800	
54	388,000	465,300	517,000	568,700	
55	388,900	466,500	518,300	569,600	
56	389,800	467,700	519,600	570,500	
57	390,800	468,900	520,600	571,400	
58	391,700	469,900	521,400	572,300	
59	392,500	470,900	522,200	573,200	
60	393,300	471,900	523,000	573,900	
61	394,100	472,700	523,900	574,800	
62	394,600	473,400	524,700	575,700	
63	395,000	474,100	525,600	576,600	
64	395,500	474,800	526,400	577,500	
65	395,800	475,500	527,300	578,400	
66		476,200	528,200	579,300	
67		476,900	528,900	580,200	
68		477,600	529,800	581,100	
69		478,100	530,700	582,000	
70		478,800	531,500	582,900	
71		479,500	532,400	583,800	
72		480,200	533,300	584,700	
73		480,600	534,100	585,600	
74		481,200	535,000	586,500	
75		481,900	535,900	587,400	
76		482,600	536,600	588,300	
77		483,000	537,400	589,200	
78		483,600	538,300	590,100	
79		484,200	539,200	591,000	

80		484,700	540,100	591,900	
81		485,300	540,900	592,800	
82		485,800	541,800	593,700	
83		486,300	542,700	594,600	
84		486,800	543,600	595,500	
85		487,200	544,400	596,400	
86		487,800	545,300	597,300	
87		488,200	546,200	598,200	
88		488,700	547,100	599,100	
89		489,200	547,900	600,000	
90		489,800	548,700	600,900	
91		490,400	549,500		
92		490,800	550,300		
93		491,300	551,100		
94		491,900	551,900		
95		492,500			
96		493,100			
97		493,600			
再任用職員及び任期付職員	295,000	337,400	391,800	464,800	564,700

備考 この表は、医師及び歯科医師に適用する。

第2条 大分市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第6条を次のように改める。

(職務の分類)

第6条 等級別基準職務表は、次の各号に掲げる給料表の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

- (1) 行政職給料表 行政職給料表級別基準職務表 (別表第4)
- (2) 公安職給料表 公安職給料表級別基準職務表 (別表第5)
- (3) 医師職給料表 医師職給料表級別基準職務表 (別表第6)

第7条中「の規定に基づく」を「に規定する等級別基準職務表のほか、」に改める。

第8条第3項中「同日前1年間」を「同日前において規則で定める日以前1年間」に改める。

第14条の2第1項中「公署」の次に「その他これに類するものとして市長が認める公署等」を加え、同条に次の1項を加える。

3 国、他の地方公共団体等の職員であった者で第5条各号に掲げる給料表の適用を受ける職員となったもの及び国、他の地方公共団体等に派遣され、その勤務場所が市外である職員(第1項の規定の適用を受ける職員を除く。)のうち、国、他の地方公共団体等の職員との権衡上必要があると市長が認める職員には、市長の定めるところにより地域手当を支給し、当該地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の20を超えない範囲内で市長が別に定める割合を乗じて得た額とする。

第14条の3第2項中「第2項」を「第3項」に改める。

第15条の2第1項本文中「大分市東京事務所への異動」を「公署を異にする異動又は在勤する公署の移転」に改め、「職員で」の次に「、当該異動又は公署の移転の直前の住居から当該異動又は公署の移転の直後に在勤する公署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困

難であると認められるもののうち」を加え、同項ただし書中「通勤することが、」の次に「通勤距離等を考慮して」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「前2項に規定する」を削り、同項を同条第2項とし、同項の次に次の1項を加える。

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第22条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第23条第1項中「に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

第23条の2第2項中「別表第4」を「別表第7」に改める。

附則第20項の前の見出し中「平成27年7月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に改め、同項を次のように改める。

20 第5条各号に掲げる給料表の適用を受ける職員（再任用職員及び任期付職員条例第2条第2項、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）のうち、次の表に掲げる職務の級に属する職員の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における給料の月額は、第4条から第7条まで及び第8条（第8項を除く。）の規定並びに大分市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年大分市条例第6号）、大分市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年大分市条例第24号）及び大分市職員の給与に関する条例等の一

部を改正する条例(平成27年大分市条例第56号)の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に、当該職員に適用される次の表の左欄に掲げる給料表及び同表の中欄に掲げる職務の級の区分に応じそれぞれ同表の右欄に定める割合を乗じて得た額(当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額)を減じて得た額とする。

給料表	職務の級	割合
行政職給料表	2級	100分の2
	3級	100分の3
	4級及び5級	100分の4.5
	6級、7級、8級及び9級	100分の6
公安職給料表	2級	100分の2
	3級	100分の3
	4級及び5級	100分の4.5
	6級、7級、8級及び9級	100分の6
医師職給料表	2級	100分の4.5
	3級	100分の6(管理職手当を受ける職員以外の者にあつては、100分の4.5)
	4級及び5級	100分の6

別表第4を別表第7とし、別表第3の次に次の3表を加える。

別表第4（第6条関係）

行政職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	事務員の職務
2級	主事の職務
3級	主任の職務
4級	主査の職務
5級	参事補又は主幹の職務
6級	参事の職務
7級	課長の職務
8級	次長の職務
9級	部長の職務

備考 この表において、「事務員」、「主事」、「主任」、「主査」、「主幹」、「参事補」、「参事」、「課長」、「次長」及び「部長」とは、それぞれ規則で定める職をいう。

別表第5（第6条関係）

公安職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	消防士の職務
2級	1 消防士長又は消防副士長の職務 2 相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防士の職務
3級	1 消防司令補の職務 2 困難な業務を処理する消防士長又は消防副士長の職務
4級	1 消防司令の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令補の職務

5級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令の職務
6級	消防司令長の職務
7級	高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防司令長の職務
8級	消防監の職務
9級	1 消防正監の職務 2 高度の知識又は経験を必要とする業務を行う消防監の職務

備考 この表において、「消防士」、「消防副士長」、「消防士長」、「消防司令補」、「消防司令」、「消防司令長」、「消防監」及び「消防正監」とは、それぞれ規則で定める職をいう。

別表第6（第6条関係）

医師職給料表級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	医師又は歯科医師の職務
2級	1 主査の職務 2 相当高度の知識又は経験に基づき困難な医療業務を行う医師又は歯科医師の職務
3級	課長、参事又は参事補の職務
4級	次長の職務
5級	部長の職務

備考 この表において、「主査」、「参事補」、「参事」、「課長」、「次長」及び「部長」とは、それぞれ規則で定める職をいう。

(大分市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大分市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年大分市条例第24号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「同日において」の次に「大分市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成28年大分市条例第 号）第1条の規定による改正前の大分市職員の給与に関する条例の規定により」を加える。

附則第7項（見出しを含む。）中「平成30年3月31日」を「平成28年3月31日」に改める。

(大分市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正)

第4条 大分市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年大分市条例第27号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

(大分市職員の育児休業等に関する条例の一部改正)

第5条 大分市職員の育児休業等に関する条例（平成4年大分市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第17条の表左欄中「第8条第9項」を「第8条第8項」に改める。

第17条の2の表左欄中「第7条第2項」を「第7条第1項」に改め、同表中欄及び右欄中「決定する」を「適用する」に改める。

(公益的法人等への職員の派遣に関する条例の一部改正)

第6条 公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年大分市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第2条第2項第2号中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同項第4号中「第4条各号」を「第3条各号」に改める。

(外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例の一部改正)

第7条 外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例

(平成5年大分市条例第8号)の一部を次のように改正する。

第2条第2項第3号中「条件附採用」を「条件付採用」に改め、同項第5号中「第4条各号」を「第3条各号」に改める。

(大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例の一部改正)

第8条 大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例(平成27年大分市条例第46号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第7条第1項の表を次のように改める。

号 給	給 料 月 額
1	371,000 円
2	419,000
3	471,000
4	532,000
5	607,000
6	709,000
7	829,000

第7条第2項を次のように改める。

2 任命権者は、特定任期付職員の号給を、その者の専門的な知識経験又は識見の度並びにその者が従事する業務の困難及び重要な度に応じて決定するものとし、その決定の基準となるべき標準的な場合は、次の各号に掲げる号給に応じ、当該各号に定める場合とする。

- (1) 1号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して業務に従事する場合
- (2) 2号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して困難な業務に従事する場合
- (3) 3号給 高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用し

て特に困難な業務に従事する場合

- (4) 4号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務に従事する場合
- (5) 5号給 特に高度の専門的な知識経験を有する者がその知識経験を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
- (6) 6号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で重要なものに従事する場合
- (7) 7号給 極めて高度の専門的な知識経験又は優れた識見を有する者がその知識経験等を活用して特に困難な業務で特に重要なものに従事する場合

第9条第2項中「受ける職員及び特定任期付職員」と」の次に「、同条第3項中「受ける職員」とあるのは「受ける職員又は特定任期付職員」と」を加え、「100分の155」を「100分の157.5」に改め、同条第3項中「100分の155」を「100分の157.5」に改める。

(大分市職員の分限に関する条例の一部改正)

第9条 大分市職員の分限に関する条例（昭和38年大分市条例第11号）の一部を次のように改正する。

第7条を第9条とし、第6条を第8条とし、第5条を第7条とし、第4条の前の見出し及び同条を削る。

第3条の見出しを削り、同条の前に見出しとして「（休職の効果）」を付し、同条を第6条とする。

第2条第1項中「又は同条」を「、同条」に、「、職員を休職する場合」を「職員を休職する場合又は前条第1項に該当するもの（法第28条第1項第2号の規定に該当するものに限る。）として職員を降格する場合」に改め、同条を第5条とする。

第1条の次に次の3条を加える。

(降給の種類)

第2条 降給の種類は、降格（職員の意に反して、当該職員の職務の級を同一の給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。）及び降号（職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。）とする。

(休職の事由)

第3条 任命権者は、職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを休職にすることができる。

- (1) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合
- (2) 政府又はこれに準ずる公共的機関の招きにより、その職員の職務と関連があると認められるこれらの機関の業務に従事する場合（外国の地方公共団体の機関等に派遣される職員の処遇等に関する条例（平成5年大分市条例第8号）第2条第1項の規定に基づく派遣及び公益的法人等への職員の派遣に関する条例（平成13年大分市条例第35号）第2条第1項の規定に基づく派遣により従事する場合を除く。）
- (3) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

(降給の事由)

第4条 任命権者は、職員が降任された場合のほか、法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを降格することができる。

2 任命権者は、職員が法第28条第1項第1号に掲げる場合に該当するときは、これを降号することができる。

(大分市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例の一部改正)

第10条 大分市人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年大分市条例第2号）の一部を次のように改正する。

第3条中第8号を第11号とし、第7号を第10号とし、第6号を第9号とし、第5号を第7号とし、同号の次に次の1号を加える。

(8) 職員の退職管理の状況

第3条中第4号を第6号とし、第3号を第4号とし、同号の次に次の1号を加える。

(5) 職員の休業に関する状況

第3条中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 職員の人事評価の状況

第5条第2号中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

(大分市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正)

第11条 大分市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例（平成18年大分市条例第58号）の一部を次のように改正する。

第14条第1項中「に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

(大分市職員の退職手当支給条例)

第12条 大分市職員の退職手当支給条例（昭和38年大分市条例第23号）の一部を次のように改正する。

第7条の4第1項中「第4条第1号」を「第3条第1号」に改める。

第9条第3項中「再び職員」の次に「（大分市一般職の任期付職員の採用及び給与の特例に関する条例（平成27年大分市条例第46号）第2条又は第3条の規定により任期を定めて採用された職員（以下「任期付職員」という。）を除く。）」を加え、同条第5項中「が、引き続いて職員」及び「後、引き続いて職員」の次に「（任期付職員を除く。）」を加える。

第16条第4項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条第1項又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第

18条第1項本文」に改める。

第22条第1項中「再び職員」の次に「（任期付職員を除く。）」を加える。

（大分市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例の一部改正）

第13条 大分市企業職員の給与の種類及び基準を定める条例（昭和40年大分市条例第33号）の一部を次のように改正する。

第12条第1項中「に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改める。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定及び第3条の規定並びに次項から附則第4項までの規定は、公布の日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の大分市職員の給与に関する条例（以下「第1条改正後条例」という。）第12条の2第1項及び別表第1から別表第3までの規定は平成27年4月1日から、第1条改正後条例第23条第2項の規定は平成27年12月1日から適用する。

（給料表の改正に伴う経過措置）

- 3 平成27年4月1日から平成27年6月30日までの間に第1条の規定による改正前の大分市職員の給与に関する条例（以下「改正前の給与条例」という。）に規定する給料表の適用を受けていた職員で、前項の規定により当該期間に第1条改正後条例別表第1及び別表第2の規定の適用を受けたとした場合に当該期間にその者に適用される給料月額が、改正前の給与条例の規定により当該期間にその者が現に受けていた給料月額（大分市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年大分市条例第6号）附則第9

項から第11項までの規定の適用を受けていた職員にあっては、給料月額とこれらの規定による給料の額との合計額)に達しない期間があるものに係るその達しないこととなる期間の給料月額については、前項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(給与の内払)

- 4 第1条改正後条例の規定を適用する場合には、改正前の給与条例の規定に基づいて支給された給与は、第1条改正後条例の規定による給与の内払とみなす。

(職務の分類の特例)

- 5 大分市職員の給与に関する条例の一部を改正する条例(平成18年大分市条例第56号)附則第16項の規定の適用を受ける職員の職務の分類については、第2条の規定による改正後の大分市職員の給与に関する条例(以下「第2条改正後条例」という。)第6条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

- 6 当分の間、第2条改正後条例別表第4の規定の適用については、その者の職務が、相当高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主事(同表に規定する主事をいう。)の職務である職員として市長が認める職員(以下「特定主事」という。)及び高度の知識又は経験を必要とする業務を行う主任(同表に規定する主任をいう。以下同じ。)の職務である職員として市長が認める職員(以下「特定主任」という。)は、前項の規定の適用を受ける職員を除き、特定主事にあっては主任の職務を行う職員と、特定主任にあっては主査(同表に規定する主査をいう。)の職務を行う職員とみなす。

- 7 特定主事及び特定主任に係る第2条改正後条例第8条第6項の規定の適用については、同項中「最高の号給」とあるのは、「市長が別に定める号給」とする。

(平成29年3月31日までの間における勤勉手当)

8 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における職員の勤
勉手当については、第2条改正後条例第23条第1項の規定、第11条の規
定による改正後の大分市技能労務職員の給与の種類及び基準を定める条例第
14条第1項の規定及び第13条の規定による改正後の大分市企業職員の給
与の種類及び基準を定める条例第12条第1項の規定にかかわらず、なお従
前の例による。

(委任)

9 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要
な事項は、市長が別に定める。

提案理由

国及び大分県に準じ大分市職員の給与を改定するとともに、給料減額措置の
実施及び地方公務員法の一部改正等に伴う所要の改正をいたしたく本案を提出
する。

議第 22 号

大分市立学校職員の給与に関する条例等の一部改正について

大分市立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月4日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(大分市立学校職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 大分市立学校職員の給与に関する条例(昭和39年大分市条例第2号)の一部を次のように改正する。

第19条第2項第1号中「100分の75」を「100分の85」に改め、同項第2号中「100分の35」を「100分の40」に改める。

別表を次のように改める。

別表（第6条関係）

教育職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
再任用職員 及び任期付 職員以外の 職員		円	円	円
	1	153,600	169,500	287,300
	2	155,100	171,600	289,900
	3	156,600	173,700	292,800
	4	158,100	175,900	295,400
	5	159,800	177,900	297,900
	6	161,700	180,100	300,300
	7	163,500	182,300	302,700
	8	165,300	184,500	305,100
	9	167,100	186,800	307,600
	10	169,200	189,600	310,300
	11	171,200	192,300	313,000
	12	173,200	195,000	315,900
	13	175,200	197,900	318,500
	14	177,400	199,600	320,500
	15	179,600	201,200	322,600
	16	181,800	202,900	324,900
	17	184,100	204,700	327,200
	18	186,700	206,400	329,400
	19	189,200	208,100	331,700
	20	191,700	209,700	333,900
	21	194,200	211,500	336,200
	22	195,900	213,400	338,400
	23	197,600	215,300	340,700
	24	199,300	217,200	343,000
	25	200,800	218,900	345,000
	26	202,400	220,900	346,800
	27	204,000	222,900	348,700
	28	205,500	224,900	350,600
	29	207,200	226,800	352,500
	30	208,900	229,500	354,300
	31	210,600	232,200	356,000
	32	212,300	234,900	357,900
	33	213,800	237,500	359,600
	34	215,500	240,300	361,300
	35	217,200	242,900	363,000
	36	218,900	245,600	364,800
	37	220,400	248,100	366,700
38	222,100	250,600	368,200	

39	223,800	253,100	369,800
40	225,500	255,500	371,400
41	227,100	258,200	372,700
42	228,800	260,600	374,100
43	230,400	262,800	375,500
44	232,000	265,000	377,000
45	233,700	267,200	378,500
46	235,200	269,400	380,100
47	236,600	271,600	381,700
48	238,000	273,700	383,200
49	239,400	276,000	384,600
50	240,800	278,000	386,100
51	242,300	280,000	387,600
52	243,500	282,000	389,000
53	244,700	283,900	390,200
54	246,100	286,400	391,500
55	247,400	288,700	392,600
56	248,600	291,200	393,700
57	249,900	293,400	395,100
58	251,100	295,900	396,300
59	252,200	298,300	397,500
60	253,400	301,000	398,800
61	254,800	303,400	400,000
62	256,100	305,800	401,000
63	257,300	308,300	402,400
64	258,300	310,700	403,700
65	259,300	313,100	404,900
66	260,700	315,300	406,000
67	262,200	317,400	407,200
68	263,700	319,600	408,300
69	265,300	321,900	409,300
70	266,800	324,000	410,500
71	268,300	326,200	411,700
72	269,800	328,200	412,900
73	271,000	330,400	413,500
74	272,200	332,500	414,300
75	273,500	334,700	415,000
76	274,800	336,900	415,500
77	276,200	338,700	415,800
78	277,300	340,600	416,200
79	278,500	342,500	416,600
80	279,700	344,300	417,000
81	281,000	346,100	417,300
82	281,900	347,900	417,700

83	283,100	349,600	418,100
84	284,300	351,400	418,400
85	285,300	352,800	418,700
86	286,200	354,400	419,100
87	287,200	355,900	419,500
88	288,200	357,400	419,800
89	289,300	358,800	420,100
90	290,200	360,100	420,400
91	291,100	361,500	420,700
92	292,000	362,900	420,900
93	292,500	364,400	421,100
94	293,200	365,700	
95	293,900	367,000	
96	294,700	368,200	
97	295,500	369,200	
98	296,300	370,200	
99	297,100	371,200	
100	297,800	372,200	
101	298,700	373,100	
102	299,200	374,100	
103	299,700	375,100	
104	300,200	376,100	
105	300,400	376,900	
106	300,800	377,800	
107	301,100	378,700	
108	301,300	379,700	
109	301,500	380,500	
110	301,700	381,500	
111	302,000	382,500	
112	302,300	383,500	
113	302,500	384,100	
114	302,700	385,000	
115	302,900	385,900	
116	303,200	386,800	
117	303,500	387,600	
118	303,800	388,300	
119	304,100	389,100	
120	304,400	389,900	
121	304,500	390,500	
122	304,700	391,300	
123	305,000	392,000	
124	305,300	392,700	
125	305,500	393,300	
126		394,000	

127		394,500	
128		395,100	
129		395,800	
130		396,400	
131		396,900	
132		397,400	
133		397,700	
134		398,000	
135		398,300	
136		398,600	
137		398,900	
138		399,200	
139		399,500	
140		399,800	
141		400,100	
142		400,400	
143		400,700	
144		401,000	
145		401,200	
146		401,500	
147		401,800	
148		402,000	
149		402,200	
150		402,500	
151		402,800	
152		403,000	
153		403,200	
154		403,500	
155		403,800	
156		404,000	
157		404,200	
158		404,500	
159		404,800	
160		405,000	
161		405,200	
再任用職員 及び任期付 職員	224,000	269,900	323,200

備考 この表の適用を受ける職員のうち、その職務の級が3級である職員で教育委員会規則で定めるものの給料月額は、この表の額に7,500円をそれぞれ加算した額とする。

第2条 大分市立学校職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

第6条中「別表」を「、別表第1」に改める。

第7条中「その複雑困難」を「その複雑、困難」に、「標準的な職務は、教育委員会規則で定める」を「職務の内容は、級別基準職務表（別表第2）に定めるとおりとし、同表に掲げる職務とその複雑、困難及び責任の度が同程度の職務で教育委員会規則で定めるものは、それぞれの職務の級に分類されるものとする」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（職員の職務の級の決定）

第7条の2 職員の職務の級は、前条に規定する級別基準職務表のほか、教育委員会規則で定める基準に従い決定する。

第8条第3項中「同日前1年間」を「同日前において教育委員会規則で定める日以前1年間」に改める。

第18条の3第2項中「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第14条又は第45条」を「行政不服審査法（平成26年法律第68号）第18条第1項本文」に改める。

第19条第1項中「に対し、」の次に「その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び」を加え、「その者の勤務成績」を「勤務の状況」に改め、同条第2項第1号中「100分の85」を「100分の80」に改め、同項第2号中「100分の40」を「100分の37.5」に改める。

附則第19項の前の見出し中「平成27年4月1日から平成28年3月31日」を「平成28年4月1日から平成29年3月31日」に改め、同項を次のように改める。

19 次の表の左欄に掲げる職員（再任用職員及び任期付職員条例第2条第2項、第3条又は第4条の規定により任期を定めて採用された職員を除く。）の平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における

給料の月額は、第5条から第7条まで及び第8条（第8項を除く。）の規定並びに大分市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大分市条例第20号）及び大分市立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年大分市条例第26号）の規定にかかわらず、これらの規定により定められる額から、当該額に、当該職員の区分に応じて次の表に定める割合を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額とする。

職員	割合
職務の級等が2級45号給以上2級124号給以下の職員	100分の2
職務の級等が2級125号給以上の職員	100分の3
職務の級が3級の職員	100分の4.5

別表を別表第1とし、同表の次に次の1表を加える。

別表第2（第7条関係）

級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	幼稚園の助教諭の職務
2級	幼稚園の教諭の職務
3級	幼稚園の園長の職務

（大分市立学校職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例の一部改正）

第3条 大分市立学校職員の勤務時間及び休日休暇等に関する条例（昭和50年大分市条例第3号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

（大分市立学校職員の分限に関する条例の一部改正）

第4条 大分市立学校職員の分限に関する条例（昭和38年大分市条例第56

号)の一部を次のように改正する。

第1条中「第28条第3項」を「第27条第2項並びに第28条第3項及び第4項」に改め、「反する」の次に「休職及び」を加え、「並びに降任、免職及び休職」を「、意に反する降任、免職、休職及び降給」に改め、「効果」の次に「並びに失職の例外」を加える。

第3条から第5条までを次のように改める。

(降給の種類)

第3条 降給の種類は、降格(学校職員の意に反して、当該職員の職務の級を給料表の下位の職務の級に変更することをいう。以下同じ。)及び降号(学校職員の意に反して、当該職員の号給を同一の職務の級の下位の号給に変更することをいう。以下同じ。)とする。

(休職の事由)

第4条 教育委員会は、学校職員が次の各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを休職にすることができる。

(1) 学校、研究所その他これらに準ずる公共的施設において、その学校職員の職務に関連があると認められる学術に関する事項の調査、研究又は指導に従事する場合

(2) 水難、火災その他の災害により、生死不明又は所在不明となった場合

2 法第28条第2項各号又は前項各号に掲げる場合のいずれかに該当して休職にされた学校職員がその休職の事由の消滅又はその休職の期間満了により復職した場合において、定数に欠員がないときには、教育委員会は、第7条第2項及び第3項の規定にかかわらず、これを休職にすることができる。

(降給の事由)

第5条 教育委員会は、学校職員が降任された場合のほか、法第28条第1項各号に掲げる場合のいずれかに該当するときは、これを降格することが

できる。

- 2 教育委員会は、学校職員が法第28条第1項第1号に掲げる場合に該当するときは、これを降号することができる。

第6条の前の見出しを削り、同条を次のように改める。

(降任、免職、休職及び降給の手續)

第6条 教育委員会は、法第28条第1項第2号の規定に該当するものとして、学校職員を降任し若しくは免職する場合、同条第2項第1号の規定に該当するものとして学校職員を休職する場合又は前条第1項に該当するもの(法第28条第1項第2号の規定に該当するものに限る。)として学校職員を降格する場合においては、医師2人を指定してあらかじめ診断を行わせなければならない。

- 2 学校職員の意に反する降任、免職、休職又は降給の処分は、その旨を記載した書面を当該職員に交付して行わなければならない。

第7条の前に見出しとして「(休職の効果)」を付し、同条を次のように改める。

第7条 法第28条第2項第1号の規定に該当する場合における休職の期間は、3年を超えない範囲内において休養を要する程度に応じ、個々の場合について、教育委員会が定める。ただし、公務上の負傷又は疾病による休職の期間は、その療養に必要な期間とする。

- 2 教育委員会は、前項の規定による休職の期間中であっても、その事由が消滅したと認められるときは、速やかに復職を命じなければならない。

- 3 法第28条第2項第2号の規定に該当する場合における休職の期間は、当該刑事事件が裁判所に係属する間とする。

第8条を第10条とし、第7条の次に次の2条を加える。

第8条 休職者は、学校職員としての身分を保有するが、職務に従事しない。

- 2 休職者は、その休職の期間中、法令又は条例に別段の定めのある場合を

除き、いかなる給与も支給されない。

(失職の例外)

第9条 教育委員会は、公務遂行中の過失による事故又は通勤途上の過失による交通事故に係る罪により禁錮以上の刑に処せられその刑の執行を猶予された学校職員について、情状を考慮して特に必要と認めるときは、その職を失わないものとする事ができる。

2 前項の規定によりその職を失わないものとされた学校職員がその刑の執行猶予の言渡しを取り消されたときは、その職を失う。

(大分市立学校職員の給与等に関する特別措置条例の一部改正)

第5条 大分市立学校職員の給与等に関する特別措置条例（昭和50年大分市条例第4号）の一部を次のように改正する。

第1条中「第24条第6項」を「第24条第5項」に改める。

附 則

(施行期日等)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに次項、附則第3項及び附則第6項の規定は、公布の日から施行する。

2 第1条の規定による改正後の大分市立学校職員の給与に関する条例（以下「改正後の条例」という。）別表の規定は平成27年4月1日から、改正後の条例第19条第2項の規定は平成27年12月1日から適用する。

(給与の内払)

3 改正後の条例の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の大分市立学校職員の給与に関する条例の規定に基づいて支給された給与は、改正後の条例の規定による給与の内払とみなす。

(平成29年3月31日までの間における勤勉手当)

4 平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における職員の勤勉手当については、第2条の規定による改正後の大分市立学校職員の給与に

関する条例第19条第1項の規定にかかわらず、なお従前の例による。

(経過措置)

5 第2条の規定による改正後の大分市立学校職員の給与に関する条例附則第19項の規定により定められる額が、次の各号に掲げる職員の区分に応じ当該各号に定める額に達しないこととなる職員には、同項の規定により定められる額のほか、その差額に相当する額を給料として支給する。

(1) 平成18年3月31日から引き続き給料表の適用を受ける職員（教育委員会が定める職員を除く。） 当該職員の受ける給料月額に大分市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成18年大分市条例第20号）附則第7項の規定により給料として支給される額を加えて得た額から当該額に100分の1（職務の級が3級の職員にあっては、100分の2.5）を乗じて得た額（当該額に1円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てた額）を減じて得た額

(2) 前号に規定する教育委員会が定める職員であって同号に規定する職員との権衡上必要があると認められるもの 同号の規定に準じて教育委員会が定める額

(3) 平成18年4月1日以後に新たに給料表の適用を受けることとなった職員であって任用の事情等を考慮して前2号に規定する職員との権衡上必要があると認められるもの 前2号の規定に準じて教育委員会が定める額
(大分市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の一部改正)

6 大分市立学校職員の給与に関する条例の一部を改正する条例（平成25年大分市条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則中第2項及び第3項を削り、第4項を第2項とする。

(大分市立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の一部改正)

7 大分市立学校職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例（平成27年大分市条例第26号）の一部を次のように改正する。

附則中第6項を削り、第7項を第6項とする。

提案理由

義務教育諸学校の教育職員に準じ大分市立学校職員の給与を改定し、大分市職員に準じ給料減額措置を実施するとともに、地方公務員法の一部改正等に伴い所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 23 号

大分市暴力団排除条例等の一部改正について

大分市暴力団排除条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 4 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市暴力団排除条例等の一部を改正する条例

(大分市暴力団排除条例の一部改正)

第 1 条 大分市暴力団排除条例（平成 23 年大分市条例第 19 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条第 2 項中「中学校」の次に「、義務教育学校（後期課程に限る。）」を加える。

(大分市交通遺児奨学手当条例の一部改正)

第 2 条 大分市交通遺児奨学手当条例（昭和 47 年大分市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

(大分市地域特別賃貸住宅条例の一部改正)

第 3 条 大分市地域特別賃貸住宅条例（平成 19 年大分市条例第 40 号）の一部を次のように改正する。

第 7 条第 2 項中「中学校」の次に「、義務教育学校」を、「小学校（」の次に「義務教育学校の前期課程及び」を加える。

(大分市立少年自然の家条例の一部改正)

第 4 条 大分市立少年自然の家条例（昭和 50 年大分市条例第 42 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 号中「中学校」の次に「、義務教育学校」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

学校教育法の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 24 号

大分市消費生活条例の一部改正について

大分市消費生活条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月4日 提 出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市消費生活条例の一部を改正する条例

大分市消費生活条例（平成18年大分市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第21条を第23条とし、第20条を第22条とし、第19条の次に次の見出し及び2条を加える。

（消費生活センターの組織及び運営に関する事項等）

第20条 消費者安全法（平成21年法律第50号。以下「法」という。）第10条の2第1項の規定により条例で定める消費生活センター（市が設置する法第10条第2項の施設又は機関をいう。以下同じ。）の組織及び運営に関する事項等は、次条に定めるものとする。

第21条 市長は、消費生活センターを設置したときは、遅滞なく、次に掲げる事項を公示するものとする。当該事項を変更したときも、同様とする。

(1) 消費生活センターの名称及び住所

(2) 消費生活センターにおいて法第8条第2項第1号及び第2号の事務を行う日及び時間

2 消費生活センターには、消費生活センターの事務を掌理する消費生活センターの長及び消費生活センターの事務を行うために必要な職員を置くものとする。

3 消費生活センターには、法第10条の3第1項に規定する消費生活相談員

資格試験に合格した者（不当景品類及び不当表示防止法等の一部を改正する等の法律（平成26年法律第71号）附則第3条の規定により合格した者とみなされた者を含む。）を消費生活相談員として置くものとする。

4 市長は、消費生活相談員が実務の経験を通じて専門的な知識及び技術を体得していることに十分配慮し、任期ごとに客観的な能力実証を行った結果として同一の者を再度任用することは排除されないことその他の消費生活相談員の専門性に鑑み適切な人材及び処遇の確保に必要な措置を講ずるものとする。

5 市長は、消費生活センターにおいて、法第8条第2項各号に掲げる事務に従事する職員に対し、その資質の向上のための研修の機会を確保するものとする。

6 市長は、法第8条第2項各号に掲げる事務の実施により得られた情報の漏えい、滅失又は毀損の防止その他の当該情報の適切な管理のために必要な措置を講ずるものとする。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

消費者安全法の一部改正に伴い、消費生活センターの組織及び運営に関する事項等について定めたく本案を提出する。

議第 25 号

大分市情報公開条例等の一部改正について

大分市情報公開条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 4 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市情報公開条例等の一部を改正する条例

(大分市情報公開条例の一部改正)

第 1 条 大分市情報公開条例（平成 16 年大分市条例第 3 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 2 号中「以下同じ」を「以下この号及び第 16 条第 1 項において同じ」に改める。

第 18 条の次に次の 1 条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第 18 条の 2 公開決定等又は公開請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号）第 9 条第 1 項本文の規定は、適用しない。

第 19 条第 1 項各号列記以外の部分中「公開決定等」の次に「又は公開請求に係る不作為」を加え、「行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「決定又は」及び「処分庁又は」を削り、同項第 1 号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同項第 2 号を次のように改める。

(2) 裁決で、審査請求の全部を認容し、当該審査請求に係る公文書の全部を公開することとするとき。ただし、当該公文書の公開について反対意見書が提出されているときを除く。

第19条第2項中「処分庁又は」を削り、「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第20条第1号を次のように改める。

(1) 審査請求人及び参加人（行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。）

第20条第2号中「不服申立人」を「審査請求人」に改め、同条第3号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公文書の公開」に、「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第21条の見出し中「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条各号列記以外の部分中「決定又は」を削り、同条第1号中「不服申立て」を「審査請求」に改め、「決定又は」を削り、同条第2号中「不服申立てに係る公開決定等」を「審査請求に係る公開決定等（公開請求に係る公文書の全部を公開する旨の決定を除く。）」に、「当該公開決定等」を「当該審査請求」に改め、「決定又は」を削る。

第22条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第23条第4項中「不服申立て」を「審査請求」に、「不服申立人」を「審査請求人」に、「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「陳述させ」を「陳述させ、」に改める。

第24条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改め、同条第2項中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

第25条及び第26条中「不服申立人等」を「審査請求人等」に改める。

第27条第1項中「不服申立人等」を「審査請求人等」に、「又は資料の閲覧又は写し」を「若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。））にあつては、記録された事項を審査会が定める方法によ

り表示したものの閲覧)又は当該意見書若しくは資料の写し(電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面)」に改める。

第28条中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

第29条中「不服申立人」を「審査請求人」に改める。

(大分市個人情報保護条例の一部改正)

第2条 大分市個人情報保護条例(平成14年大分市条例第36号)の一部を次のように改正する。

第2条第3号中「以下同じ」を「第7条第4項、第20条第1項及び第39条において同じ」に改める。

第19条第1項中「次項」の次に「及び第30条の3第1号」を加える。

第25条第1項中「行政不服審査法(昭和37年法律第160号)の規定による不服申立て等」を「審査請求等」に改める。

第29条の次に次の1条を加える。

(審理員による審理手続に関する規定の適用除外)

第29条の2 第18条第1項若しくは第24条第1項(第26条第4項において準用する場合を含む。)の規定による決定(以下「開示決定等」という。)又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求については、行政不服審査法(平成26年法律第68号)第9条第1項本文の規定は、適用しない。

第30条の見出しを「(審査会への諮問等)」に改め、同条中「第18条第1項及び第24条第1項(第26条第4項において準用する場合を含む。)に規定する決定」を「開示決定等又は開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為」に、「行政不服審査法の規定による不服申立て」を「審査請求」に、「当該不服申立て」を「当該審査請求」に改め、「処分庁又は」を削り、「不服申立てを認容」を「審査請求の全部を認容」に改め、「決定又は」を削り、同条の次に次の2条を加える。

(諮問をした旨の通知)

第30条の2 前条の規定により諮問した審査庁(以下「諮問庁」という。)

は、次に掲げる者に対し、諮問をした旨を通知しなければならない。

- (1) 審査請求人及び参加人(行政不服審査法第13条第4項に規定する参加人をいう。以下同じ。)
- (2) 開示請求者、訂正請求者及び利用停止請求をした者(これらの者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)
- (3) 当該審査請求に係る個人情報の開示について反対意見書を提出した第三者(当該第三者が審査請求人又は参加人である場合を除く。)

(第三者からの審査請求を棄却する場合等における手続)

第30条の3 第19条第2項の規定は、次の各号のいずれかに該当する裁決をする場合について準用する。

- (1) 第18条第1項の規定による開示の決定に対する第三者からの審査請求を却下し、又は棄却する裁決
- (2) 審査請求に係る第18条第1項の規定による決定(開示請求に係る個人情報の全部を開示する旨の決定を除く。)を変更し、当該審査請求に係る個人情報を開示する旨の裁決(第三者である参加人が当該個人情報の開示に反対の意思を表示している場合に限る。)

第31条第1項中「前条」を「第30条」に、「不服申立て」を「審査請求」に改め、同条中第8項を削り、第9項を第8項とし、同条の次に次の7条を加える。

(審査会の調査権限)

第31条の2 審査会は、必要があると認めるときは、諮問庁に対し、開示決定等に係る個人情報の提示を求めることができる。この場合においては、何人も、審査会に対し、その提示された個人情報の開示を求めることができない。

- 2 諮問庁は、審査会から前項の規定による求めがあったときは、これを拒んではならない。
- 3 審査会は、必要があると認めるときは諮問庁に対し、開示決定等に係る個人情報の内容を審査会の指定する方法により分類又は整理した資料を作成し、審査会に提出するよう求めることができる。
- 4 第1項及び前項に定めるもののほか、審査会は、審査請求に係る事件に関し、審査請求人、参加人又は諮問庁（以下「審査請求人等」という。）に意見書又は資料の提出を求めること、適当と認める者にその知っている事実を陳述させ、又は鑑定を求めることその他必要な調査をすることができる。

（意見の陳述）

第31条の3 審査会は、審査請求人等から申立てがあったときは、当該審査請求人等に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。ただし、審査会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 前項本文の場合においては、審査請求人又は参加人は、審査会の許可を得て、補佐人とともに出頭することができる。

（意見書等の提出）

第31条の4 審査請求人等は、審査会に対し、意見書又は資料を提出することができる。ただし、審査会が意見書又は資料を提出すべき相当の期間を定めたときは、その期間内にこれを提出しなければならない。

（委員による調査手続）

第31条の5 審査会は、必要があると認めるときは、その指名する委員に、第31条の2第1項の規定により提示された個人情報を閲覧させ、同条第4項の規定による調査をさせ、又は第31条の3第1項本文の規定による審査請求人等の意見の陳述を聴かせることができる。

（提出資料の閲覧等）

第31条の6 審査請求人等は、審査会に対し、審査会に提出された意見書若しくは資料の閲覧（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。以下この項において同じ。）にあっては、記録された事項を審査会が定める方法により表示したものの閲覧）又は当該意見書若しくは資料の写し（電磁的記録にあっては、当該電磁的記録に記録された事項を記載した書面）の交付を求めることができる。この場合において、審査会は、第三者の利益を害するおそれがあると認めるときその他正当な理由があるときでなければ、その閲覧又は写しの交付を拒むことができない。

2 審査会は、前項の規定による閲覧又は写しの交付について、日時及び場所を指定することができる。

（調査審議手続の非公開）

第31条の7 審査会の行う審査請求に係る調査審議の手続は、公開しない。

（答申書の送付等）

第31条の8 審査会は、諮問に対する答申をしたときは、答申書の写しを審査請求人及び参加人に送付するとともに、答申の内容を公表するものとする。

（大分市税条例の一部改正）

第3条 大分市税条例（昭和38年大分市条例第107号）の一部を次のように改正する。

第9条第1項中「不服申立て」を「審査請求」に改める。

（大分市固定資産評価審査委員会条例の一部改正）

第4条 大分市固定資産評価審査委員会条例（昭和38年大分市条例第25号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項及び第4項中「行なう」を「行う」に改める。

第4条第2項中「えて」を「得て」に改め、同条第3項中「うけて」を「受けて」に改める。

第5条第2項第1号中「住所」の次に「又は居所」を加え、同項中第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 審査の申出に係る処分の内容

第5条第3項中「住所」の次に「又は居所」を加え、「行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第13条第1項」を「行政不服審査法施行令（平成27年政令第391号）第3条第1項」に改め、同条に次の1項を加える。

6 審査申出人は、代表者若しくは管理人、総代又は代理人がその資格を失ったときは、書面でその旨を委員会に届け出なければならない。

第6条第3項中「欠缺が」を「欠陥が」に、「申出人にその欠缺」を「審査申出人にその欠陥」に改める。

第7条中第3項を第4項とし、第2項ただし書を削り、同項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項の規定にかかわらず、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成14年法律第151号）第3条第1項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して弁明がされた場合には、前項の規定に従って弁明書が提出されたものとみなす。

第7条に次の1項を加える。

5 委員会は、審査申出人から反論書の提出があったときは、これを市長に送付しなければならない。

第12条第1項中「においては、」の次に「次に掲げる事項を記載し、委員会が記名押印した」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 主文

(2) 事案の概要

(3) 審査申出人及び市長の主張の要旨

(4) 理由

(大分市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の一部改正)

第5条 大分市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例（昭和54年大分市条例第35号）の一部を次のように改正する。

第3条を削り、第4条を第3条とし、第5条を第4条とし、第6条を第5条とする。

(大分市消防団員等公務災害補償条例の一部改正)

第6条 大分市消防団員等公務災害補償条例（昭和41年大分市条例第36号）の一部を次のように改正する。

第5条（見出しを含む。）中「異議申立て」を「審査請求」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第1条の規定による改正後の大分市情報公開条例の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後の公開決定等又は施行日以後にされた公開請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前の公開決定等又は施行日前にされた公開請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

3 第2条の規定による改正後の大分市個人情報保護条例の規定は、施行日以後の開示決定等又は施行日以後にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る審査請求について適用し、施行日前の開示決定等又は施行日前にされた開示請求、訂正請求若しくは利用停止請求に係る不作為に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

4 第4条の規定による改正後の大分市固定資産評価審査委員会条例第5条第

2項、第3項及び第6項、第7条第2項、第3項及び第5項並びに第12条第1項の規定は、平成28年度以後の年度分の固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出及び平成27年度分までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出であって当該登録された価格に係る地方税法（昭和25年法律第226号）第419条第6項の縦覧期間の初日又は同法第417条第1項の通知を受けた日が平成28年4月1日以後の日であるもの（以下「申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出」という。）について適用し、平成27年度までの固定資産税に係る固定資産について固定資産課税台帳に登録された価格に係る審査の申出（申出期間の初日が平成28年4月1日以後である審査の申出を除く。）については、なお従前の例による。

5 第5条の規定による改正後の大分市営土地改良事業の経費の賦課徴収に関する条例の規定は、施行日以後の賦課に係る審査請求について適用し、施行日前の賦課に係る不服申立てについては、なお従前の例による。

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 26 号

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部改正について

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 4 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例の
一部を改正する条例

議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例（昭和 42 年
大分市条例第 37 号）の一部を次のように改正する。

附則第 5 条第 1 項の表右欄及び同条第 2 項の表中「0.86」を「0.88」
に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

2 この条例による改正後の議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等
に関する条例附則第 5 条の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事
由の生じた傷病補償年金及び休業補償並びに同日前に支給すべき事由の生じ
た同日以後の期間に係る傷病補償年金について適用し、同日前に支給すべき
事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金及び同日前に支給すべき事由
の生じた休業補償については、なお従前の例による。

提案理由

地方公務員災害補償法施行令の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 27 号

証人等の実費弁償に関する条例の一部改正について

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月4日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

証人等の実費弁償に関する条例の一部を改正する条例

証人等の実費弁償に関する条例（昭和39年大分市条例第44号）の一部を次のように改正する。

第2条第5号中「第29条第1項」を「第35条第1項」に、「耕作者」を「農業者」に、「関係人」を「関係者」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

農業委員会等に関する法律の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 28 号

大分市手数料条例の一部改正について

大分市手数料条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 4 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市手数料条例の一部を改正する条例

大分市手数料条例（昭和 39 年大分市条例第 12 号）の一部を次のように改正する。

別表第 1 中 9 の項を 10 の項とし、8 の項を 9 の項とし、7 の項を 8 の項とし、6 の項の次に次の 1 項を加える。

7 行政不服審査法（平成 26 年法律第 68 号。以下この項において「法」という。）に基づく事務

事務	手数料の名称	金額	備考
法第 38 条第 1 項（法第 9 条第 3 項の規定により読み替えて適用する場合を含む。以下この項において同じ。）又は法第 81 条第 3 項において読み替えて準用する法第 78 条第 1 項（こ	提出書類等の写し等の交付手数料	1 枚につき 10 円(カラーで複写し、又は出力する場合にあっては、60 円)	ア 両面に複写され、又は出力された用紙については、片面を 1 枚として算定する。 イ 行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律（平成 14 年法律第 151 号）第 4 条第 1 項の規定により同項に規定する電子情報処理組織を使用して行う交付にあっては、用紙の片面に複写し、又は出力する方法によってするとしたならば、複写され、又は出力される用紙 1 枚につき 10 円とする。 ウ 法第 38 条第 1 項の規定によ

<p>これらの規定を他の法令において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定に基づく提出書類等の写し等の交付</p>			<p>る交付を行う審理員若しくは審査庁又は法第81条第3項において読み替えて準用する法第78条第1項の規定による交付を行う審査会（大分市行政不服審査会条例（平成28年大分市条例第 号）第1条に規定する審査会をいう。）は、経済的困難その他特別の理由があると認めるときは、この項に規定する手数料を減額し、又は免除することができる。</p>
--	--	--	---

別表第4の6の項第1号金額の欄ア中「一戸建て」を「新築する一戸建て」に改め、同欄イ中「共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅」を「新築する共同住宅等（共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この号において同じ。）」に改め、同欄に次のように加える。

ウ 既存の一戸建ての住宅（当該住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）

の場合 1件につき 72,300円（適合証の提出がある場合にあつては、15,300円）

エ 既存の共同住宅等（当該住宅を増築し、又は改築する場合に限る。）の場合

次に掲げる建築物の床面積の合計に応じ、認定申請1件につき次に掲げる額（その額に100円未満の端数があるときは、これを切り捨てる。）

500平方メートル以内のもの 142,000円と認定申請戸数に6,200円を乗じて得た額との合計を認定申請戸数で除して得た額（適合証の提出がある場合にあつては、6,200円）

500平方メートルを超え1,000平方メートル以内のもの 225,000円と認定申請戸数に5,300円を乗じて得た額との合計を認定申請戸数で除して得た額（適合証の提出がある場合にあつては、5,300円）

1,000平方メートルを超え2,500平方メートル以内のもの 453,000円と認定申請戸数に3,850円を乗じて得た額との合計を認定申請戸数で除して得た額（適合証の提出がある場合にあつては、3,850円）

2,500平方メートルを超え5,000平方メートル以内のもの 829,000円と認定申請戸数に3,300円を乗じて得た額との合計を認定申請戸数で除して得た額（適合証の提出がある場合にあつては、3,300円）

5,000平方メートルを超え10,000平方メートル以内のもの 1,435,000円と認定申請戸数に2,750円を乗じて得た額との合計を認定申請戸数で除して得た額（適合証の提出がある場合にあつては、2,750円）

10,000平方メートルを超えるもの 2,484,000円と認定申請戸数に2,500円を乗じて得た額との合計を認定申請戸数で除して得た額（適合証の提出がある場合にあつては、2,500円）

別表第4の6の項第1号備考の欄イを同欄ウとし、同欄アの次に次のように加える。

イ 建築物の床面積の合計は、認定申請を行う住宅一棟当たりについて算定する。

別表第4に次のように加える。

8 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律（平成27年法律第53号。以下この項において「法」という。）に基づく事務

事務	手数料の名称	金額	備考
(1) 法第29条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の認定の申請に対	建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料	ア 一戸建ての住宅（住宅部分（法第11条第1項に規定する住宅部分をいう。以下この項において同じ。）を有する建築物（複合建築物（住宅部分及び非住宅部分（同項に規定する非住宅部分をい	ア 「適合証」とは、当該建築物エネルギー消費性能向上計画が法第30条第1項第1号に掲げる基準に適合していることを登録建築物調査機関(エ

<p>する審査</p>		<p>う。以下この項において同じ。)を有する建築物をいう。以下この項において同じ。)を除く。)をいう。以下この項において同じ。)の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計に応じ、認定申請1件につき次に掲げる額</p> <p>200平方メートル未満のもの 32,100円 (適合証の提出がある場合にあっては、5,100円)</p> <p>200平方メートル以上のもの 35,600円 (適合証の提出がある場合にあっては、5,100円)</p> <p>イ 共同住宅等(共同住宅、長屋その他の一戸建ての住宅以外の住宅をいう。以下この項において同じ。)の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計に応じ、認定申請1件につき次に掲げる額</p> <p>300平方メートル未満のもの 63,500円 (適合証の提出がある場合にあっては、9,550円)</p> <p>300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 106,000</p>	<p>エネルギーの使用の合理化等に関する法律第76条第1項に規定する登録建築物調査機関をいう。以下この項において同じ。)</p> <p>又は登録住宅性能評価機関(住宅の品質確保の促進等に関する法律第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関をいう。以下この項において同じ。)が証するものをいう。</p> <p>イ 建築物の床面積の合計は、認定申請に係る部分について算定する。</p> <p>ウ 「モデル建物法による基準」とは、建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令(平成28年経済産業省令・国土交通省令第1号。以下この項において「省令」という。)第8条第1号イ(2)及び同号ロ(2)に定める基準をいう。</p> <p>エ 法第30条第2</p>
-------------	--	---	---

円（適合証の提出がある場合にあっては、19,400円）

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 179,000円（適合証の提出がある場合にあっては、41,600円）

5,000平方メートル以上のもの 256,000円（適合証の提出がある場合にあっては、73,900円）

ウ 非住宅建築物（非住宅部分を有する建築物（複合建築物を除く。）をいう。以下この項において同じ。）の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計に応じ、認定申請1件につき次に掲げる額

300平方メートル未満のもの 208,000円（当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあっては79,900円、適合証の提出がある場合にあっては9,550円）

300平方メートル以上2,000平方メートル未満のもの 335,000円（当該計画がモデル建

項（法第31条第2項において準用する場合を含む。）の規定による申出がある場合にあっては、金額欄に掲げる額に、当該申出に係る建築物について建築基準法第6条第1項の規定による建築物の建築等に関する確認の申請又は同法第18条第2項の規定による建築物の建築等に関する通知をする者が1の項第1号の規定により納付する手数料に相当する額（100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額）を加算する。

物法による基準に適合するものとして申請された場合にあっては133,000円、適合証の提出がある場合にあっては25,400円)

2,000平方メートル以上5,000平方メートル未満のもの 478,000円（当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあっては216,000円、適合証の提出がある場合にあっては73,900円)

5,000平方メートル以上10,000平方メートル未満のもの 588,000円（当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあっては281,000円、適合証の提出がある場合にあっては116,000円)

10,000平方メートル以上25,000平方メートル未満のもの 696,000円（当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあっては338,000円、適合証の提出がある

		<p>場合にあつては147,000円)</p> <p>25,000平方メートル以上のもの 793,000円</p> <p>(当該計画がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては396,000円、適合証の提出がある場合にあつては183,000円)</p> <p>エ 複合建築物の場合 1件につき 住宅部分についてイの規定の例により算定した額と非住宅部分についてウの規定の例により算定した額との合計額</p>	
(2) 法第31条第1項の規定に基づく建築物エネルギー消費性能向上計画の変更の認定の申請に対する審査	建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料	1件につき 建築物の区分に応じ前号に規定する額に2分の1を乗じて得た額(100円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)	
(3) 法第36条第1項の規定に基づく建築物のエネルギー消費性能に	建築物エネルギー消費性能認定申請手数料	<p>ア 一戸建ての住宅の場合 次に掲げる建築物の床面積の合計に応じ、認定申請1件につき次に掲げる額</p> <p>200平方メートル未満</p>	<p>ア 「適合証」とは、当該建築物が法第2条第3号に掲げる建築物エネルギー消費性能基準に適合しているこ</p>

係る認定の
申請に対する
審査

のもの 32,100円
(当該建築物が仕様基準
に適合するものとして申
請された場合にあつては
16,800円、適合証
の提出がある場合にあつ
ては5,100円)

200平方メートル以上
のもの 35,600円
(当該建築物が仕様基準
に適合するものとして申
請された場合にあつては
18,100円、適合証
の提出がある場合にあつ
ては5,100円)

イ 共同住宅等の場合 次
に掲げる建築物の床面積
の合計に応じ、認定申請
1件につき次に掲げる額
300平方メートル未満
のもの 63,500円
(当該建築物が仕様基準
に適合するものとして申
請された場合にあつては
30,800円、適合証
の提出がある場合にあつ
ては9,550円)

300平方メートル以上
2,000平方メートル
未満のもの 106,000
円(当該建築物が仕様基
準に適合するものとして
申請された場合にあつて
は52,700円、適合
証の提出がある場合に

とを登録建築物調
査機関又は登録住
宅性能評価機関が
証するものをいう。

イ 建築物の床面積
の合計は、認定申
請を行う建築物一
棟当たりについて
算定する。

ウ 「仕様基準」と
は、省令第1条第
1項第2号イ(2)及
び同号ロ(2)に定め
る基準をいう。

エ 「モデル建物法
による基準」とは、
省令第1条第1項
第1号ロに定める
基準をいう。

あつては19,400円)
2,000平方メートル
以上5,000平方メー
トル未満のもの 179,000
円(当該建築物が仕様基
準に適合するものとして
申請された場合にあつて
は94,500円、適合
証の提出がある場合に
あつては41,600円)
5,000平方メートル
以上のもの 256,000
円(当該建築物が仕様基
準に適合するものとして
申請された場合にあつて
は143,000円、適
合証の提出がある場合に
あつては73,900円)

ウ 非住宅建築物の場合

次に掲げる建築物の床面
積の合計に応じ、認定申
請1件につき次に掲げる
額

300平方メートル未満
のもの 208,000
円(当該建築物がモデル
建物法による基準に適合
するものとして申請され
た場合にあつては79,900
円、適合証の提出がある
場合にあつては9,550
円)

300平方メートル以上
2,000平方メートル
未満のもの 335,000

円（当該建築物がモデル
建物法による基準に適合
するものとして申請され
た場合にあつては133,000
円、適合証の提出がある
場合にあつては25,400
円）

2,000平方メートル
以上5,000平方メート
ル未満のもの 478,000
円（当該建築物がモデル
建物法による基準に適合
するものとして申請され
た場合にあつては216,000
円、適合証の提出がある
場合にあつては73,900
円）

5,000平方メートル
以上10,000平方
メートル未満のもの
588,000円（当該
建築物がモデル建物法に
よる基準に適合するもの
として申請された場合に
あつては281,000
円、適合証の提出がある
場合にあつては116,000
円）

10,000平方メート
ル以上25,000平方
メートル未満のもの
696,000円（当該
建築物がモデル建物法に
よる基準に適合するもの
として申請された場合に

		<p>あつては338,000円、適合証の提出がある場合にあつては147,000円)</p> <p>25,000平方メートル以上のもの 793,000円 (当該建築物がモデル建物法による基準に適合するものとして申請された場合にあつては396,000円、適合証の提出がある場合にあつては183,000円)</p> <p>エ 複合建築物の場合 1件につき 住宅部分についてイの規定の例により算定した額と非住宅部分についてウの規定の例により算定した額との合計額</p>	
--	--	--	--

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

行政不服審査法の全部改正に伴い提出書類等の写し等の交付に係る手数料の額を定め、長期優良住宅の普及の促進に関する法律施行規則の一部改正に伴い既存の住宅に係る長期優良住宅建築等の計画の認定等に係る手数料の額を定め、及び建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律の制定に伴い建築物エネルギー消費性能向上計画の認定等に係る手数料の額を定めたく本案を提出する。

議第 29 号

大分市民生委員の定数を定める条例の一部改正について

大分市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月4日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市民生委員の定数を定める条例の一部を改正する条例

大分市民生委員の定数を定める条例（平成26年大分市条例第32号）の一部を次のように改正する。

本則中「850人」を「870人」に改める。

附 則

この条例は、平成28年12月1日から施行する。

提案理由

大分市民生委員の定数を変更いたしたく本案を提出する。

議第 30 号

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運
営に関する基準等を定める条例の一部改正について

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め
る条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月4日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための
法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運
営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づ
く指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準等を定め
る条例（平成24年大分市条例第40号）の一部を次のように改正する。

目次中「・第153条」を「一第153条」に、「・第163条」を「一第
163条」に改める。

第2条第16号中「児童福祉法に基づく指定通所支援の事業等の人員、設備
及び運営に関する基準（平成24年厚生労働省令第15号。以下「指定通所支
援基準」という。）第4条」を「指定通所支援の事業に係る申請者の要件並び
に人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分県条例第
68号。以下「指定通所支援基準条例」という。）第5条」に、「指定通所支
援基準第55条」を「指定通所支援基準条例第62条」に、「指定通所支援基
準第65条」を「指定通所支援基準条例第72条」に、「指定通所支援基準第

72条」を「指定通所支援基準条例第82条」に、「指定通所支援基準に」を「指定通所支援基準条例に」に改める。

第97条第1号中「以下同じ。）であって」を「）又は指定地域密着型通所介護事業者（大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分市条例第62号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）（以下「指定通所介護事業者等」という。）であって」に、「以下同じ。）を提供」を「）又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）（以下「指定通所介護等」という。）を提供」に改め、同条第2号中「以下同じ。）の食堂」を「）又は指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）（以下「指定通所介護事業所等」という。）の食堂」に改め、「第103条第2項第1号」の次に「又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第2項第1号」を加え、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第3号中「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改める。

第98条各号列記以外の部分中「大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年大分市条例第62号。以下「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」を「指定地域密着型サービス基準条例」に、「第112条第1号において」を「以下」に改め、同条第1号中「登録者をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、「、指定通所支援基準第54条の8」を「、第152条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第162条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2」に、「指定通所支援基準第71条の4において準用する

指定通所支援基準第54条の8」を「指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2」に改め、「又は厚生労働省関係構造改革特別区域法第34条に規定する政令等規制事業に係る省令の特例に関する措置を定める省令（平成15年厚生労働省令第132号。以下「特区省令」という。）第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「、指定通所支援基準第54条の8」を「、第152条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第162条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2」に、「指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8」を「指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、「以下」の次に「この号において」を加え、同条第3号中「をいう。」の次に「以下同じ。」を加え、同条第4号中「及びこの条」を「並びにこの条」に、「、指定通所支援基準第54条の8」を「、第152条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第162条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2」に、「指定通所支援基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8」を「指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削る。

第112条第1号中「、指定通所支援基準第54条の8」を「、第152条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス若しくは第162条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2」に、「指定通所支援

基準第71条の4において準用する指定通所支援基準第54条の8」を「指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2」に改め、「又は特区省令第4条第1項の規定により自立訓練とみなされる通いサービス」を削り、同条第2号中「通いサービスの利用定員」の次に「(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数と第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス、第152条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス若しくは第162条の2の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。)」を加える。

第152条中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所」を「指定通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第152条の2 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(機能訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(機能訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(機能訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(機能訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介

護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第162条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。）を29人（サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人）以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員（当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第162条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介

護事業所にあつては、12人)までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第162条の2の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第84条又は第194条に規定する基準を満たしていること。
- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（機能訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第162条中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護を」を「指定通所介護等を」に、「指定通所介護事業所」を「指定

通所介護事業所等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(指定小規模多機能型居宅介護事業所等に関する特例)

第162条の2 次の各号に掲げる要件を満たした指定小規模多機能型居宅介護事業者又は指定看護小規模多機能型居宅介護事業者が地域において自立訓練(生活訓練)が提供されていないこと等により自立訓練(生活訓練)を受けることが困難な障害者に対して指定小規模多機能型居宅介護又は指定看護小規模多機能型居宅介護のうち通いサービスを提供する場合には、当該通いサービスを基準該当自立訓練(生活訓練)と、当該通いサービスを行う指定小規模多機能型居宅介護事業所等を基準該当自立訓練(生活訓練)事業所とみなす。この場合において、前条の規定は、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等については適用しない。

- (1) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の登録者の数とこの条の規定により基準該当自立訓練(生活訓練)とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第152条の2の規定により基準該当自立訓練(機能訓練)とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを利用するために当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等に登録を受けた障害者及び障害児の数の合計数の上限をいう。以下この条において同じ。)を29人(サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、18人)以下とすること。
- (2) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用定員(当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の通いサービスの利用者の数とこ

の条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第152条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサービス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数の1日当たりの上限をいう。以下この号において同じ。）を登録定員の2分の1から15人（登録定員が25人を超える指定小規模多機能型居宅介護事業所等にあつては、登録定員に応じて、次の表に定める利用定員、サテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所にあつては、12人）までの範囲内とすること。

登録定員	利用定員
26人又は27人	16人
28人	17人
29人	18人

- (3) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の居間及び食堂は、機能を十分に発揮しうる適当な広さを有すること。
- (4) 当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等の従業者の員数が、当該指定小規模多機能型居宅介護事業所等が提供する通いサービスの利用者数を通いサービスの利用者数並びにこの条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービス、第98条の規定により基準該当生活介護とみなされる通いサービス若しくは第152条の2の規定により基準該当自立訓練（機能訓練）とみなされる通いサービス又は指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当児童発達支援とみなされる通いサー

ビス若しくは指定通所支援基準条例第81条において準用する指定通所支援基準条例第61条の2の規定により基準該当放課後等デイサービスとみなされる通いサービスを受ける障害者及び障害児の数の合計数であるとした場合における指定地域密着型サービス基準条例第84条又は第194条に規定する基準を満たしていること。

- (5) この条の規定により基準該当自立訓練（生活訓練）とみなされる通いサービスを受ける障害者に対して適切なサービスを提供するため、指定自立訓練（生活訓練）事業所その他の関係施設から必要な技術的支援を受けていること。

第204条第1項中「指定通所支援基準第5条」を「指定通所支援基準条例第6条」に、「指定通所支援基準第56条」を「指定通所支援基準条例第63条」に、「指定通所支援基準第66条」を「指定通所支援基準条例第73条」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 31 号

大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部改正について

大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を
改正する条例を次のように定める。

平成28年3月4日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例
等の一部を改正する条例

(大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第1条 大分市軽費老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平
成24年大分市条例第49号)の一部を次のように改正する。

第14条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に、「同条第
25項」を「同条第26項」に、「同条第23項」を「同条第24項」に、
「同条第24項」を「同条第25項」に改める。

第23条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改め
る。

(大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改
正)

第2条 大分市養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例(平
成24年大分市条例第50号)の一部を次のように改正する。

第22条第1項第1号中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改め
る。

(大分市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第3条 大分市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準等を定める条例(平成26年大分市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第4条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(大分市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正)

第4条 大分市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例(平成24年大分市条例第63号)の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「第8条第25項」を「第8条第26項」に改める。

第11条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

(大分市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第5条 大分市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営に関する基準を定める条例(平成24年大分市条例第64号)の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「第8条第25項」を「第8条第26項」に改め、同条第2項中「介護保健施設サービス」の次に「(法第8条第28項に規定する介護保健施設サービスをいう。以下同じ。)」を加える。

第7条中「(法第8条第25項に規定する介護保健施設サービスをいう。以下同じ。)」を削る。

第11条第3項及び第6項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第28条第4号中「介護保険施設サービス」を「介護保健施設サービス」に改める。

(大分市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定め

る条例の一部改正)

第6条 大分市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営に関する基準を定める条例(平成24年大分市条例第67号)の一部を次のように改正する。

第12条第3項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

介護保険法の一部改正に伴い、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 32 号

大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部改正について

大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例の一部
を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月4日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める
条例の一部を改正する条例

大分市特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準を定める条例（平成
24年大分市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項及び第5項中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改
める。

第46条第12項中「指定地域密着型サービス基準条例」という。）」の次
に「第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所若しくは指
定地域密着型サービス基準条例」を加える。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の
改正をいたしたく本案を提出する。

議第 33 号

大分市における食品衛生法第50条第2項の基準を定める条例の
一部改正について

大分市における食品衛生法第50条第2項の基準を定める条例の一部を改正
する条例を次のように定める。

平成28年3月4日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市における食品衛生法第50条第2項の基準を定める条例の
一部を改正する条例

大分市における食品衛生法第50条第2項の基準を定める条例（平成12年
大分市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表1の項第8号を同項第9号とし、同項第7号中「適当な消毒液等を設け」
を「手洗いに適切な洗浄剤、消毒液等を備え」に改め、同号を同項第8号とし、
同項中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 製品、原材料、包装材料等は、容器等に入れて保管し、ねずみ、昆虫等
の侵入を防止すること。

別表1の項に次の1号を加える。

(10) 作業場内においては、動物を飼育しないこと。

別表2の項中「食品取扱設備の管理保全」を「食品取扱設備等の衛生管理」
に改め、同項に次の1号を加える。

(7) 洗浄剤、消毒剤その他の化学物質については、適切に管理すること。

別表3の項第4号中「設置したときは、常に」を「設置している場合は、」
に、「確認する」を「毎日確認する」に改め、同項第6号中「廃棄物」の次に
「及び廃水」を加え、同項第8号を次のように改める。

(8) 便所は、定期的に清掃及び消毒を行い、常に清潔に保つこと。

別表4の項を次のように改める。

4 食品等の取扱い

次の各号のいずれかの取扱いによること。

(1) 危害分析・重要管理点方式（食品の安全性を確保する上で重要な危害の

原因となる物質及び当該危害が発生するおそれのある工程の特定、評価及び管理を行う衛生管理の方式をいう。以下同じ。）を用いる場合の取扱い

ア 法第48条第1項の食品衛生管理者その他の製品についての知識及び専門的な技術を有する者により構成される班を編成すること。

イ 製品について、原材料等の組成、物理的及び化学的性質（pH、水分活性等をいう。以下同じ。）、殺菌又は静菌の処理（加熱、凍結、加塩、くん煙等をいう。）、包装、保存性、保管条件、流通方法その他の安全性に関する必要な事項並びに想定する使用方法、消費者等を記載した製品説明書を作成すること。

ウ 製品の全ての製造工程が記載された製造工程一覧図を作成すること。

エ 製造工程一覧図について、実際の製造工程及び施設設備の配置に照らし、必要に応じて修正すること。

オ 製造工程ごとに、発生するおそれのある全ての危害の原因となる物質の一覧表（以下「危害要因リスト」という。）を作成し、人の健康に悪影響を及ぼす可能性及び製品の特徴を考慮して各製造工程における食品衛生上の危害の原因となる物質を特定すること。

カ 食品衛生上の危害の原因となる物質について、食品衛生上の危害が発生するおそれのある工程ごとに当該食品衛生上の危害の原因となる物質及び当該危害の発生を防止するための措置（以下「管理措置」という。）を検討し、危害要因リストに記載すること。

キ 食品衛生上の危害の原因となる物質による食品衛生上の危害の発生を

防止するため、必要に応じて重要管理点（製造工程のうち、食品衛生上の危害の発生のおそれのある工程に係る管理措置の実施状況の連続的又は相当の頻度の確認（以下「モニタリング」という。）を必要とするものをいう。以下同じ。）を定めること。

ク それぞれの重要管理点ごとに、食品衛生上の危害の原因となる物質を人の健康に悪影響を及ぼすおそれがないよう低減し、又は排除するための基準（以下「管理基準」という。）を設定すること。この場合において、管理基準は、物理的及び化学的性質その他の測定できる指標又は官能検査（食品の性質について人の感覚器官を用いて一定の条件下での確かな手法により実施される検査をいう。）に基づく客観的指標であること。

ケ 管理基準が遵守されていない製造工程を経た製品の出荷を防止するため、管理基準の遵守状況の確認方法を設定し、モニタリングを行うこと。この場合において、モニタリングの担当者及び責任者は、当該モニタリングの全ての記録に署名すること。

コ モニタリングにより重要管理点に係る管理措置が適切に講じられていないと認められたときに講ずべき改善措置（管理基準が遵守されていないことにより影響を受けた製品の適切な処理を含む。）を、重要管理点において設定し、適切に実施すること。

サ 製品の危害分析・重要管理点方式について、食品衛生上の危害の発生が適切に防止されていることを確認するため、検証を行うこと。

シ オからサまでについて、記録を作成し、保存すること。

ス 食品等の運搬は、温度、湿度等に注意し、衛生的に行うこと。

セ 弁当その他の長期間保存できない製品にあつては、消費期限等を考慮した適切な運搬を行うこと。

ソ 製品の製造及び販売は、製品の販売量に応じた仕入れを行う等適切に行うこと。

タ 製品の販売に当たっては、直射日光を避ける等製品を衛生的に管理すること。

(2) 危害分析・重要管理点方式を用いない場合の取扱い

ア 原材料の仕入れに当たっては、衛生上の観点から品質、鮮度、表示等について点検し、必要に応じて点検状況を記録すること。

イ 原材料は、適切なものを選択し、必要に応じて洗浄その他の前処理を行った後、使用すること。

ウ 添加物を使用する場合は、正確に計り、適正に使用すること。

エ 製造又は加工において、病原微生物等を人の健康に悪影響を及ぼすおそれがないよう低減し、又は排除すること。

オ 原材料及び製品は、その物理的及び化学的性質、微生物による汚染状況、消費期限又は賞味期限、製造又は加工の方法、包装、使用方法等を考慮し、必要に応じて冷蔵保存する等衛生的に管理すること。

カ 食品間の相互汚染の防止のため、食品は必要に応じて区分して保存し、生鮮魚介類、食肉その他未加熱の食品を取り扱った機械器具等は、別の食品を取り扱う前に必要な洗浄及び消毒を行うこと。

キ 容器包装は、製品を汚染等から保護し、及び適切な表示を行うことができるものを使用すること。

ク 再使用する容器包装は、洗浄又は消毒が容易なものであること。

ケ 食品等の製造又は加工に当たっては、必要に応じて次に掲げる事項を実施すること。

(ア) 原材料及び製品への金属、ガラス、ほこり、殺菌剤その他の異物の混入を防止するための措置を講じ、必要に応じて検査を行うこと。

(イ) 原材料、製品及び容器包装をその製造の単位ごとに管理し、記録を保存すること。

(ウ) 製品について、安全性に関する必要な事項を記載した製品説明書を

作成すること。

(エ) 原材料として使用していない特定原材料（食品表示基準（平成27年内閣府令第10号）第3条第2項に規定する特定原材料をいう。）

が製造工程において混入しないよう措置を講ずること。

コ 施設においておう吐があった場合には、適切に消毒すること。

サ おう吐物等により汚染された可能性のある食品等は、廃棄すること。

シ 食品等の運搬は、温度、湿度等に注意し、衛生的に行うこと。

ス 弁当その他の長期間保存できない製品にあつては、消費期限等を考慮した適切な運搬を行うこと。

セ 製品の製造及び販売は、製品の販売量に応じた仕入れを行う等適切に行うこと。

ソ 製品の販売に当たっては、直射日光を避ける等製品を衛生的に管理すること。

別表7の項中「しておく」を「するとともに、必要な記録をする」に改め、同表8の項を削り、同表9の項第1号中「第2項」を「同条第2項」に改め、同項中第2号を第3号とし、第1号の次に次の1号を加える。

(2) 食品衛生責任者は、常に食品衛生に関する新しい知識の習得に努めること。

別表9の項に次の2号を加える。

(4) 食品衛生責任者は、食品衛生上の危害の発生防止のため、施設の衛生管理の方法その他の食品衛生に関する事項について必要な注意を行うとともに、営業者に対し意見を述べるよう努めること。

(5) 営業者は、前号の規定による食品衛生責任者の意見を尊重すること。

別表9の項を同表8の項とし、同表10の項中「及び食品衛生管理者又は」を「又は食品衛生管理者若しくは」に、「販売」を「販売等」に、「に努めること」を「を計画的に行うこと」に改め、同項を同表9の項とし、同表11の

項第2号中「保健所長」を「保健所等」に改め、同項に次の1号を加える。

- (3) 製造し、加工し、又は輸入した食品等に係る異味又は異臭の発生、異物の混入その他の健康被害につながるおそれが否定できない苦情を消費者等から受けた場合は、保健所等へ速やかに報告すること。

別表11の項を同表10の項とし、同表に次のように加える。

11 管理運営要領

- (1) 1の項から前項までに掲げる基準に従い管理運営要領を作成し、従事者に遵守させること。
- (2) 管理運営要領は、必要に応じて検証を行い、改善すること。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

営業者が公衆衛生上講ずべき措置の基準について所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 34 号

大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部改正について

大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定
める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 4 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定
める条例（平成 24 年大分市条例第 61 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針、人員並びに設備及び運営に関
する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針（第 115 条・第 116 条）

第 2 款 人員に関する基準（第 117 条・第 118 条）

第 3 款 設備に関する基準（第 119 条・第 120 条）

第 4 款 運営に関する基準（第 121 条—第 132 条）

を「第 5 節 削除」に改める。

第 86 条第 5 号中「第 8 条第 23 項」を「第 8 条第 24 項」に改める。

第 101 条第 1 項第 3 号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」
を削り、同条第 2 項を削り、同条第 3 項中「第 1 項第 3 号」を「前項第 3 号」
に改め、「（第 2 項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護
職員。次項及び第 7 項において同じ。）」を削り、同項を同条第 2 項とし、同

条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とし、第8項を第7項とする。

第103条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該指定通所介護事業所の利用定員（当該指定通所介護事業所において同時に指定通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。次節において同じ。）」に改める。

第7章第5節を次のように改める。

第5節 削除

第115条から第132条まで 削除

第133条第1項第3号中「（次項において「提供単位時間数」という。）」を削り、「以下この条」の次に「及び第135条」を加え、同条第2項を削り、同条第3項中「第1項第3号」を「前項第3号」に改め、「（第2項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項において同じ。）」を削り、同項を同条第2項とし、同条第4項中「及び第2項」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項中「前各項」を「前3項」に改め、同項を同条第4項とし、同条中第6項を第5項とし、第7項を第6項とする。

第135条第2項第1号ア中「利用定員」を「当該基準該当通所介護事業所の利用定員（当該基準該当通所介護事業所において同時に基準該当通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。）」に改める。

第183条中「、指定通所介護事業所」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業所をいう。）」を加える。

第247条第3項中「指定福祉用具貸与」の次に「、指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護」を加え、同条第4項中「指定訪問介護、指定訪問看護及び指定通所介護」を「次の各号に掲げる事業」に改め、同項に次の各号を加える。

- (1) 指定訪問介護
- (2) 指定訪問看護
- (3) 指定通所介護又は指定地域密着型通所介護

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 35 号

大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部改正について

大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 4 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成 24 年大分市条例第 62 号）の一部を次のように改正する。

目次中

「 第 4 節 運営に関する基準（第 52 条—第 61 条）

第 4 章 認知症対応型通所介護 」を

「 第 4 節 運営に関する基準（第 52 条—第 61 条）

第 3 章の 2 地域密着型通所介護

第 1 節 基本方針（第 61 条の 2）

第 2 節 人員に関する基準（第 61 条の 3・第 61 条の 4）

第 3 節 設備に関する基準（第 61 条の 5）

第 4 節 運営に関する基準（第 61 条の 6—第 61 条の 20）

第 5 節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第 1 款 この節の趣旨及び基本方針（第 61 条の 21・第 61 条の 22）

第 2 款 人員に関する基準（第 61 条の 23・第 61 条の 24）

第3款 設備に関する基準（第61条の25・第61条の26）

第4款 運営に関する基準（第61条の27—第61条の38）

第4章 認知症対応型通所介護 』

に改める。

第15条中「及び第69条」を「、第61条の6、第61条の28及び第61条の29」に改める。

第17条及び第18条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第31条第2項及び第56条第2項中「この章」を「この節」に改める。

第3章の次に次の1章を加える。

第3章の2 地域密着型通所介護

第1節 基本方針

第61条の2 指定地域密着型サービスに該当する地域密着型通所介護（以下「指定地域密着型通所介護」という。）の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

第2節 人員に関する基準

（従業者の員数）

第61条の3 指定地域密着型通所介護の事業を行う者（以下「指定地域密着型通所介護事業者」という。）が当該事業を行う事業所（以下「指定地域密着型通所介護事業所」という。）ごとに置くべき従業者（以下「地域密着型通所介護従業者」という。）の員数は、次のとおりとする。

(1) 生活相談員 指定地域密着型通所介護の提供日ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に生活相談員（専ら当該指定地域密着

型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

(2) 看護師又は准看護師(以下この章において「看護職員」という。) 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数

(3) 介護職員 指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に介護職員(専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。)が勤務している時間数の合計数を当該指定地域密着型通所介護を提供している時間数(次項において「提供単位時間数」という。)で除して得た数が利用者(当該指定地域密着型通所介護事業者が法第115条の45第1項第1号ロに規定する第1号通所事業(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号)第5条による改正前の法第8条の2第7項に規定する介護予防通所介護に相当するものとして市長が定めるものに限る。)に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合にあっては、当該事業所における指定地域密着型通所介護又は当該第1号通所事業の利用者。以下この節及び次節において同じ。)の数が15人までの場合にあっては1以上、15人を超える場合にあっては15人を超える部分の数を5で除して得た数に1を加えた数以上確保されるために必要と認められる数

(4) 機能訓練指導員 1以上

2 当該指定地域密着型通所介護事業所の利用定員(当該指定地域密着型通所介護事業所において同時に指定地域密着型通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節から第4節までにおいて同じ。)

が10人以下である場合にあっては、前項の規定にかかわらず、看護職員及び介護職員の員数を、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、当該指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に看護職員又は介護職員（いずれも専ら当該指定地域密着型通所介護の提供に当たる者に限る。）が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数とすることができる。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、第1項第3号の介護職員（前項の適用を受ける場合にあっては、同項の看護職員又は介護職員。次項及び第7項において同じ。）を、常時1人以上当該指定地域密着型通所介護に従事させなければならない。

4 第1項及び第2項の規定にかかわらず、介護職員は、利用者の処遇に支障がない場合は、他の指定地域密着型通所介護の単位の介護職員として従事することができるものとする。

5 前各項の指定地域密着型通所介護の単位は、指定地域密着型通所介護であってその提供が同時に1又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいう。

6 第1項第4号の機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

7 第1項の生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない。

8 指定地域密着型通所介護事業者が第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長の定める当該第1号通所事業の人員に関する基準を満たすことをもって、前各項に規定する基準を満たしているものとみなすこと

ができる。

(管理者)

第61条の4 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定地域密着型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定地域密着型通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

第3節 設備に関する基準

第61条の5 指定地域密着型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定地域密着型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

2 前項に掲げる設備の基準は、次のとおりとする。

(1) 食堂及び機能訓練室

ア 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

イ アにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあつては、同一の場所とすることができる。

(2) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定地域密着型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

4 前項ただし書の場合（指定地域密着型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定地域密着型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者が第61条の3第1項第3号に規定する第1号通所事業に係る指定事業者の指定を併せて受け、かつ、指定地域密着型通所介護の事業と当該第1号通所事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、市長の定める当該第1号通所事業の設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

第4節 運営に関する基準

（心身の状況等の把握）

第61条の6 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

（利用料等の受領）

第61条の7 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当する指定地域密着型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定地域密着型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定地域密着型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額と

の間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、前2項の支払を受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(1) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

(2) 指定地域密着型通所介護に通常要する時間を超える指定地域密着型通所介護であって利用者の選定に係るものの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定地域密着型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

(3) 食事の提供に要する費用

(4) おむつ代

(5) 前各号に掲げるもののほか、指定地域密着型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適当と認められる費用

4 前項第3号に掲げる費用については、別に定めるところによるものとする。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、第3項の費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、利用者の同意を得なければならない。

(指定地域密着型通所介護の基本取扱方針)

第61条の8 指定地域密着型通所介護は、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、自らその提供する指定地域密着型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

(指定地域密着型通所介護の具体的取扱方針)

第61条の9 指定地域密着型通所介護の方針は、次に掲げるところによるも

のとする。

- (1) 指定地域密着型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当適切に行うものとする。
- (2) 指定地域密着型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。
- (3) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する地域密着型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。
- (4) 地域密着型通所介護従業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (5) 指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (6) 指定地域密着型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供する。特に、認知症（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）である要介護者に対しては、必要に応じ、その特性に対応したサービスの提供ができる体制を整えるものとする。

（地域密着型通所介護計画の作成）

第61条の10 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した地域密着型通所介護計画を作成しなければならない。

- 2 地域密着型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。
- 3 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。
- 4 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、地域密着型通所介護計画を作成した際には、当該地域密着型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 5 地域密着型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、地域密着型通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(管理者の責務)

第61条の11 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者の管理及び指定地域密着型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定地域密着型通所介護事業所の管理者は、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者にこの節の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第61条の12 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定地域密着型通所介護の利用定員

- (5) 指定地域密着型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の実業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 緊急時等における対応方法
- (9) 非常災害対策
- (10) 苦情処理に関する事項
- (11) 虐待防止に関する事項
- (12) その他運営に関する重要事項
(勤務体制の確保等)

第61条の13 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対し適切な指定地域密着型通所介護を提供できるよう、指定地域密着型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定めておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに、当該指定地域密着型通所介護事業所の従業者によって指定地域密着型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、地域密着型通所介護従業者に対し、その資質の向上のため、人権の擁護、虐待の防止、認知症ケア、介護予防等に関する研修の機会を確保しなければならない。

(定員の遵守)

第61条の14 指定地域密着型通所介護事業者は、利用定員を超えて指定地域密着型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

(非常災害対策)

第61条の15 指定地域密着型通所介護事業者は、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備を設けるとともに、災害の態様ごとに具体的計画を立

て、非常災害時における関係機関への通報及び連携の体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知しなければならない。

2 前項の具体的計画並びに通報及び連携の体制は、事業所内に掲示するとともに、必要に応じて内容の検証及び見直しを行わなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害に備えるため、定期的に避難訓練、救出訓練その他必要な訓練を行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、地域の自主防災組織、近隣住民等と連携を図り、非常災害時における利用者等の安全を確保するための協力体制を確立するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、非常災害時に他の事業所等からの職員の派遣、他の施設の利用等の協力が得られるよう広域的な相互の応援体制の整備及び充実に努めなければならない。

(衛生管理等)

第61条の16 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、当該指定地域密着型通所介護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように必要な措置を講ずるよう努めなければならない。

(地域との連携等)

第61条の17 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定地域密着型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定地域密着型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、地域密着型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を

設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定地域密着型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

5 指定地域密着型通所介護事業者は、指定地域密着型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定地域密着型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定地域密着型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

(事故発生時の対応)

第61条の18 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、第61条の5第4項の指定地域密着型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第61条の19 指定地域密着型通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定地域密着型通所介護事業者は、利用者に対する指定地域密着型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該介護サービスを提供した日をいう。）から5年間保存しなければならない。

(1) 地域密着型通所介護計画

(2) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録

(3) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録

(4) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録

(5) 前条第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

(6) 第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

(準用)

第61条の20 第10条から第14条まで、第16条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第44条及び第55条の規定は、指定地域密着型通所介護の事業について準用する。この場合において、第10条第1項中「第32条に規定する運営規程」とあるのは「第61条の12に規定する重要事項に関する規程」と、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と読み替えるものとする。

第5節 指定療養通所介護の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準

第1款 この節の趣旨及び基本方針

(この節の趣旨)

第61条の21 第1節から第4節までの規定にかかわらず、指定療養通所介護（指定地域密着型通所介護であって、難病等を有する重度要介護者又はがん末期の者であって、サービス提供に当たり常時看護師による観察が必要なものを対象者とし、第61条の31に規定する療養通所介護計画に基づき、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話及び機能訓練を行うものをいう。以下同じ。）の事業の基本方針並びに人員、設備及び運営に関する基準については、この節に定めるところによる。

(基本方針)

第61条の22 指定療養通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

2 指定療養通所介護の事業を行う者（以下「指定療養通所介護事業者」という。）は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者の主治の医師及び当該利用者の利用している訪問看護事業者（指定訪問看護事業者又は健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する指定訪問看護事業者をいう。以下この節において同じ。）等との密接な連携に努めなければならない。

第2款 人員に関する基準

(従業者の員数)

第61条の23 指定療養通所介護事業者が当該事業を行う事業所（以下「指定療養通所介護事業所」という。）ごとに置くべき指定療養通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員（以下この節において「療養通所介護従業者」という。）の員数は、利用者の数が1.5に対し、提供時間帯を通じて専ら当該指定療養通所介護の提供に当たる療養通所介護従業者が1以上確保されるために必要と認められる数以上とする。

2 前項の療養通所介護従業者のうち1人以上は、常勤の看護師であって専ら指定療養通所介護の職務に従事する者でなければならない。

（管理者）

第61条の24 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置かなければならない。ただし、指定療養通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該指定療養通所介護事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができるものとする。

2 指定療養通所介護事業所の管理者は、看護師でなければならない。

3 指定療養通所介護事業所の管理者は、適切な指定療養通所介護を行うために必要な知識及び技能を有する者でなければならない。

第3款 設備に関する基準

（利用定員）

第61条の25 指定療養通所介護事業所は、その利用定員（当該指定療養通所介護事業所において同時に指定療養通所介護の提供を受けることができる利用者の数の上限をいう。以下この節において同じ。）を9人以下とする。

（設備及び備品等）

第61条の26 指定療養通所介護事業所は、指定療養通所介護を行うのにふさわしい専用の部屋を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに指定療養通所介護の提供に必要な設備及び備品等を備えなけれ

ばならない。

- 2 前項に掲げる専用の部屋の面積は、6.4平方メートルに利用定員を乗じた面積以上とする。
- 3 第1項に掲げる設備は、専ら当該指定療養通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する指定療養通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。
- 4 前項ただし書の場合（指定療養通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に指定療養通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に市長に届け出るものとする。

第4款 運営に関する基準

（内容及び手続の説明及び同意）

第61条の27 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、第61条の34に規定する運営規程の概要、療養通所介護従業者の勤務の体制、第61条の32第1項に規定する利用者ごとに定めた緊急時等の対応策、主治の医師及び第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関との連絡体制並びにその他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- 2 第10条第2項から第6項までの規定は、前項の規定による文書の交付について準用する。

（心身の状況等の把握）

第61条の28 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療

サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、特に利用者の主治の医師及び当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、利用者の心身の状況等の把握に努めなければならない。

(指定居宅介護支援事業者等との連携)

第61条の29 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護を提供するに当たっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

- 2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供の適否について、主治の医師を含めたサービス担当者会議において検討するため、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 3 指定療養通所介護事業者は、利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対して、居宅サービス計画の作成及び変更等に必要な情報を提供するように努めなければならない。

- 4 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

(指定療養通所介護の具体的取扱方針)

第61条の30 指定療養通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- (1) 指定療養通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する療養通所介護計画に基づき、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

- (2) 療養通所介護従業者は、指定療養通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。
- (3) 指定療養通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービスの提供を行うものとする。
- (4) 指定療養通所介護事業者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者の利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に図るものとする。
- (5) 指定療養通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

(療養通所介護計画の作成)

第61条の31 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的なサービスの内容等を記載した療養通所介護計画を作成しなければならない。

2 療養通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

3 療養通所介護計画は、既に訪問看護計画書（指定居宅サービス等基準条例第75条第1項に規定する訪問看護計画書又は指定訪問看護の事業の人員及び運営に関する基準（平成12年厚生省令第80号）第17条第1項に規定する訪問看護計画書をいう。以下この節において同じ。）が作成されている場合は、当該訪問看護計画書の内容との整合を図りつつ、作成しなければならない。

4 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画の作成に当たって

は、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、利用者の同意を得なければならない。

- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、療養通所介護計画を作成した際には、当該療養通所介護計画を利用者に交付しなければならない。
- 6 療養通所介護従業者は、それぞれの利用者について、療養通所介護計画に従ったサービスの実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

(緊急時等の対応)

第61条の32 指定療養通所介護事業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合等に備え、主治の医師とともに、その場合の対応策（以下この節において「緊急時等の対応策」という。）について利用者ごとに検討し、緊急時等の対応策をあらかじめ定めておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、緊急時等の対応策について、利用者及びその家族に対して十分に説明し、利用者及びその家族が安心してサービスを利用できるよう配慮しなければならない。

3 療養通所介護従業者は、現に指定療養通所介護の提供を行っているときに利用者の病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、緊急時等の対応策に基づき、速やかに主治の医師又は第61条の35第1項に規定する緊急時対応医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

4 指定療養通所介護事業者は、利用者の主治の医師と密接な連携をとりながら、利用者の状態の変化に応じて緊急時等の対応策の変更を行うものとする。

5 第1項及び第2項の規定は、前項に規定する緊急時等の対応策の変更について準用する。

(管理者の責務)

第61条の33 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者の管理及び指定療養通所介護の利用の申込みに係る調整、業

務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

- 2 指定療養通所介護事業所の管理者は、利用者の体調の変化等に応じた適切なサービスを提供できるよう、利用者の主治の医師や当該利用者が利用する訪問看護事業者等との密接な連携を図り、サービスの提供方法及び手順等についての情報の共有を十分に行わなければならない。
- 3 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の提供に適切な環境を整備しなければならない。
- 4 指定療養通所介護事業所の管理者は、指定療養通所介護の利用者個々の療養通所介護計画の作成に関し、必要な指導及び管理を行わなければならない。
- 5 指定療養通所介護事業所の管理者は、当該指定療養通所介護事業所の従業者にこの款の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

(運営規程)

第61条の34 指定療養通所介護事業者は、指定療養通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要事項に関する規程を定めておかなければならない。

- (1) 事業の目的及び運営の方針
- (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
- (3) 営業日及び営業時間
- (4) 指定療養通所介護の利用定員
- (5) 指定療養通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
- (6) 通常の事業の実施地域
- (7) サービス利用に当たっての留意事項
- (8) 非常災害対策
- (9) 苦情処理に関する事項
- (10) 虐待防止に関する事項
- (11) その他運営に関する重要事項

(緊急時対応医療機関)

第61条の35 指定療養通所介護事業者は、利用者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ、緊急時対応医療機関を定めておかなければならない。

2 緊急時対応医療機関は、指定療養通所介護事業所と同一の敷地内に存し、又は隣接し、若しくは近接していなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、緊急時において円滑な協力を得るため、当該緊急時対応医療機関との間であらかじめ必要な事項を取り決めておかなければならない。

(安全・サービス提供管理委員会の設置)

第61条の36 指定療養通所介護事業者は、安全かつ適切なサービスの提供を確保するため、地域の医療関係団体に属する者、地域の保健、医療又は福祉の分野を専門とする者その他指定療養通所介護の安全かつ適切なサービスの提供を確保するために必要と認められる者から構成される安全・サービス提供管理委員会（次項において「委員会」という。）を設置しなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、おおむね6月に1回以上委員会を開催することとし、事件事例等、安全管理に必要なデータの収集を行うとともに、当該データ等を踏まえ、指定療養通所介護事業所における安全かつ適切なサービスの提供を確保するための方策の検討を行い、当該検討の結果についての記録を作成しなければならない。

3 指定療養通所介護事業者は、前項の検討の結果を踏まえ、必要に応じて対策を講じなければならない。

(記録の整備)

第61条の37 指定療養通所介護事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しておかなければならない。

2 指定療養通所介護事業者は、利用者に対する指定療養通所介護の提供に関

する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日（当該介護サービスを提供した日をいう。）から5年間保存しなければならない。

- (1) 療養通所介護計画
- (2) 前条第2項に規定する検討の結果についての記録
- (3) 次条において準用する第21条第2項に規定する提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (4) 次条において準用する第29条に規定する市への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第39条第2項に規定する苦情の内容等の記録
- (6) 次条において準用する第61条の18第2項に規定する事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

（準用）

第61条の38 第11条から第14条まで、第17条から第19条まで、第21条、第23条、第29条、第35条から第39条まで、第42条、第44条、第61条の7（第3項第2号を除く。）、第61条の8及び第61条の13から第61条の18までの規定は、指定療養通所介護の事業について準用する。この場合において、第35条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「療養通所介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「12月」と、同条第3項中「当たっては」とあるのは「当たっては、利用者の状態に応じて」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第61条の26第4項」と読み替えるものとする。

第62条中「（法第5条の2に規定する認知症をいう。以下同じ。）」を削

る。

第67条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第69条及び第70条を次のように改める。

第69条及び第70条 削除

第71条第2項中「指定認知症対応型通所介護事業者」の次に「（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者及び共用型指定認知症対応型通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を加える。

第74条を次のように改める。

第74条 削除

第75条第4号中「第77条において同じ。」を削る。

第76条から第80条までを次のように改める。

第76条から第80条まで 削除

第80条の2を削る。

第81条第2項第5号中「前条第2項」を「次条において準用する第61条の18第2項」に改め、同項に次の1号を加える。

(6) 次条において準用する第61条の17第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第82条中「及び第55条」を「、第55条、第61条の6、第61条の7、第61条の11及び第61条の13から第61条の18まで」に、「読み替えるものとする」を「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型通所介護について知見を有する者」と、第61条の18第4項中「第61条の5第4項」とあるのは「第65条第4項」と読み替えるものとする」に改める。

第89条中「第8条第23項」を「第8条第24項」に改める。

第107条を次のように改める。

第107条 削除

第109条第2項第8号中「第107条第2項」を「次条において準用する第61条の17第2項」に改める。

第110条中「第74条、第76条及び第79条」を「第61条の11、第61条の13、第61条の16及び第61条の17」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」を「第61条の13第3項中「地域密着型通所介護従業者」に、「読み替えるものとする」を「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替えるものとする」に改める。

第111条中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改める。

第129条第2項第7号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第130条中「第74条、第79条」を「第61条の11、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで」に、「、第106条及び第107条第1項から第4項まで」を「及び第106条」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に改め、「第4節」と」の次に「、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」を加え、「、第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を削る。

第131条第1項中「第8条第20項」を「第8条第21項」に改める。

第150条第2項第8号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第151条中「第74条、第78条、第79条、第101条及び第107条第1項から第4項まで」を「第61条の11、第61条の15、第61条の16、第61条の17第1項から第4項まで及び第101条」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型特定施設入居者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第152条第1項中「第8条第21項」を「第8条第22項」に改める。

第153条第13項中「指定短期入所生活介護事業所等」の次に「、指定地域密着型通所介護事業所」を加える。

第179条第2項第7号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第180条中「第74条、第78条及び第107条第1項から第4項まで」を「第61条の11、第61条の15及び第61条の17第1項から第4項まで」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第192条中「第74条、第78条、第107条第1項から第4項まで」を「第61条の11、第61条の15、第61条の17第1項から第4項まで」に、「第74条第2項」を「第61条の11第2項」に、「第107条第1項中「小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」と」を「第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と」に改める。

第204条第2項第10号中「第107条第2項」を「第61条の17第2項」に改める。

第205条中「第74条、第76条、第79条」を「第61条の11、第61条の13、第61条の16、第61条の17」に、「及び第102条から第108条まで」を「、第102条から第106条まで及び第108条」に、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあり、第76条第3項中「認知症対応型通所介護従業者」とあり、並びに」を「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の11第2項中「この節」とあるのは「第9章第4節」と、第61条の13中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と、第61条の17第1項中「地域密着型通所介護について知見を有する者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と、」に改める。

附則に次の1項を加える。

(地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第1条第6号に掲げる規定の施行に伴う経過措置)

3 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日（以下「第6号施行日」という。）の前日までに、同項の規定による別段の申出を行った上で、第6号施行日から第84条第7項に規定するサテライト型指定小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第88条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 36 号

大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部改正について

大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 4 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例等の一部を改正する条例

(大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第 1 条 大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成 24 年大分市条例第 65 号）の一部を次のように改正する。

第 234 条第 2 項中「指定居宅サービス事業者をいう。）」の次に「、指定地域密着型サービス事業者（法第 42 条の 2 第 1 項に規定する指定地域密着型サービス事業者をいう。）」を加え、同条第 3 項中「指定通所介護をいう。以下同じ。）」の次に「、指定地域密着型通所介護（大分市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平

成24年大分市条例第62号)第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。以下同じ。)」を加え、同条第4項第2号中「指定通所介護」の次に「若しくは指定地域密着型通所介護」を加える。

(大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正)

第2条 大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例(平成27年大分市条例第16号)附則第6項の規定によりなおその効力を有するものとされた同条例による改正前の大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を次のように改正する。

第99条第1項第3号中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。)」を「指定通所介護事業者をいう。)又は指定地域密着型通所介護事業者(指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。)(以下「指定通所介護事業者等」という。)」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。)」を「指定通所介護をいう。)又は指定地域密着型通所介護(指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。)(以下「指定通所介護等」という。)」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に改め、同条第8項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第7項まで」を「第6項まで又は指定地域密着

型サービス基準条例第61条の3第1項から第7項まで」に改める。

第101条第4項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の」を「指定通所介護等の」に、「第3項まで」を「第3項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第1項から第3項まで」に改める。

第114条第7項中「第6項」を「第5項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成28年4月1日から施行する。

(大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部改正)

2 大分市指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の一部を次のように改正する。

附則第7項の表第99条第1項第3号の項中「指定通所介護事業者をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護事業者をいう。）」又は指定地域密着型通所介護事業者（指定地域密着型サービス基準条例第61条の3第1項に規定する指定地域密着型通所介護事業者をいう。）」（以下「指定通所介護事業者等」という。）」に、「指定通所介護をいう。以下同じ。）」を「指定通所介護をいう。）」又は指定地域密着型通所介護（指定地域密着型サービス基準条例第61条の2に規定する指定地域密着型通所介護をいう。）」（以下「指定通所介護等」という。）」に、「又は指定通所介護」を「又は指定通所介護等」に改め、同表第99条第8項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護等の事業」に、「第7項まで」を「第6項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第61

条の3第1項から第7項まで」に改め、同表第101条第4項の項中「指定通所介護事業者」を「指定通所介護事業者等」に、「指定通所介護の事業」を「指定通所介護等の事業」に、「第3項まで」を「第3項まで又は指定地域密着型サービス基準条例第61条の5第1項から第3項まで」に改める。

附則第8項の表第114条第7項の項中「第6項」を「第5項」に改める。

提案理由

指定介護予防サービス等の事業の人員、設備及び運営並びに指定介護予防サービス等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 37 号

大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部改正について

大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月4日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

大分市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成24年大分市条例第66号）の一部を次のように改正する。

第10条第1項中「第8条第19項」を「第8条第20項」に改め、同条第2項中「第8条第24項」を「第8条第25項」に改める。

第40条中第2項を第4項とし、第1項を第3項とし、同項の前に次の2項を加える。

指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、

指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する市の職員又は当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する法第115条の46第1項に規定する地域包括支援センターの職員、介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「運営推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設けなければならない。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

第40条に次の1項を加える。

- 5 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定介護予防認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

第41条第2項に次の1号を加える。

- (6) 前条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

第64条を次のように改める。

第64条 削除

第66条第2項第8号中「第64条第2項」を「次条において準用する第40条第2項」に改める。

第67条中「、第39条」を「から第40条まで」に、「読み替える」を「、第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」と、「6

月」とあるのは「2月」と、「活動状況」とあるのは「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」と読み替える」に改める。

第87条第2項第7号中「第64条第2項」を「第40条第2項」に改める。

第88条中「、第39条」を「から第40条まで」に、「、第63条及び第64条」を「及び第63条」に改め、「第33条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と、」の次に「第40条第1項中「介護予防認知症対応型通所介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「6月」とあるのは「2月」と、」を加え、「と、第64条第1項中「介護予防小規模多機能型居宅介護について知見を有する者」とあるのは「介護予防認知症対応型共同生活介護について知見を有する者」と、「通いサービス及び宿泊サービスの提供回数等の活動状況」とあるのは「活動状況」」を削る。

附則に次の1項を加える。

（地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律附則第1条第6号に掲げる規定の施行に伴う経過措置）

5 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号。以下「整備法」という。）附則第20条第1項に規定する通所介護の事業を行う者が、整備法附則第1条第6号に掲げる規定の施行の日（以下「第6号施行日」という。）の前日までに、同項の規定による別段の申出を行った上で、第6号施行日から第46条第7項に規定するサテライト型指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所における事業を開始する場合は、平成30年3月31日までの間、第50条第1項に規定する宿泊室を設けないことができる。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部改正等に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 38 号

大分市公設地方卸売市場業務条例の一部改正について

大分市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月4日 提 出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市公設地方卸売市場業務条例の一部を改正する条例

大分市公設地方卸売市場業務条例（平成17年大分市条例第53号）の一部を次のように改正する。

第36条に次のただし書を加える。

ただし、市長が卸売の業務の適正かつ健全な運営を阻害するおそれがないと認めたときは、この限りでない。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

大分市公設地方卸売市場における生鮮食料品等の供給の安定を図るため、卸売業者の買受けの禁止に係る例外を定めたく本案を提出する。

議第 39 号

大分市建築審査会条例の一部改正について

大分市建築審査会条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成28年3月4日 提 出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市建築審査会条例の一部を改正する条例

大分市建築審査会条例（昭和46年大分市条例第17号）の一部を次のように改正する。

第7条を第8条とし、第4条から第6条までを1条ずつ繰り下げる。

第3条第2項第2号中「第94条第1項」を「第94条第1項前段」に、「を受理したとき」を「がされたとき」に改め、同条を第4条とし、第2条の次に次の1条を加える。

（委員の任期）

第3条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

3 委員は、任期が満了した場合には、後任の委員が任命されるまでその職務を行う。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律等による建築基準法の一部改正に伴い、大分市建築審査会委員の任期を定めるとともに、規定の整備をいたしたく本案を提出する。

議第 40 号

大分市火災予防条例の一部改正について

大分市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 28 年 3 月 4 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市火災予防条例の一部を改正する条例

大分市火災予防条例（昭和 38 年大分市条例第 70 号）の一部を次のように改正する。

別表第 3 を次のように改める。

別表第 3（第 3 条、第 18 条関係）

種類			離隔距離（センチメートル）					備考	
			入力	上方	側方	前方	後方		
炉	開放炉	使用温度が 800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が 300℃ 以上 800℃ 未満のもの	—	150	150	200	150		
		使用温度が 300℃ 未満のもの	—	100	100	100	100		
	開放炉以外	使用温度が 800℃ 以上のもの	—	250	200	300	200		
		使用温度が 300℃ 以上 800℃ 未満のもの	—	150	100	200	100		
		使用温度が 300℃ 未満のもの	—	100	50	100	50		
ふろがま	気体燃料以外	浴室設置	外がま	21 キロワット以下（ふろ用出し口のないもの	—	15	15	15	注 浴槽との離隔距離は 0 センチメートルとするが、合成樹脂浴槽（ポリ
		内がま	21 キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつもの	—	—	60	—		

	浴室外設置	外がまでバーナー取り 出し口のないもの	21キロワット以下（ふろ用 以外のバーナーをもつものに あつては、当該バーナーが 70キロワット以下であつ て、かつ、ふろ用バーナーが 21キロワット以下）	—	15	15	15	プロピレ ン浴槽等） の場合は 2センチ メートル とする。
		外がまでバーナー取り 出し口のあるもの	21キロワット以下（ふろ用 以外のバーナーをもつものに あつては、当該バーナーが 70キロワット以下であつ て、かつ、ふろ用バーナーが 21キロワット以下）	—	15	60	15	
		内がま	21キロワット以下（ふろ用 以外のバーナーをもつものに あつては、当該バーナーが 70キロワット以下であつ て、かつ、ふろ用バーナーが 21キロワット以下）	—	15	60	—	
	密閉式		21キロワット以下（ふろ用 以外のバーナーをもつものに あつては、当該バーナーが 70キロワット以下であつ て、かつ、ふろ用バーナーが 21キロワット以下）	—	2	2	2	
	屋外用		21キロワット以下（ふろ用 以外のバーナーをもつものに あつては、当該バーナーが 70キロワット以下であつ て、かつ、ふろ用バーナーが 21キロワット以下）	60	15	15	15	
不 燃	半 密 閉 式	浴室内設置	外がまでバーナー取り 出し口のないもの	21キロワット以下（ふろ用 以外のバーナーをもつものに あつては、42キロワット以 下）	—	4.5	—	4.5
			内がま	21キロワット以下（ふろ用 以外のバーナーをもつものに あつては、42キロワット以 下）	—	—	—	—
		浴室外設置	外がまでバーナー取り 出し口のないもの	21キロワット以下（ふろ用 以外のバーナーをもつものに あつては、当該バーナーが 70キロワット以下であつ て、かつ、ふろ用バーナーが 21キロワット以下）	—	4.5	—	4.5

				外がまでバーナー取り出し口のあるもの	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	4.5	—	4.5	
				内がま	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	—	—	—	
				密閉式	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	—	2注	—	2	
				屋外用	21キロワット以下（ふろ用以外のバーナーをもつものにあつては、当該バーナーが70キロワット以下であつて、かつ、ふろ用バーナーが21キロワット以下）	30	4.5	—	4.5	
				液体燃料	不燃以外	39キロワット以下	60	15	15	15
				液体燃料	不燃	39キロワット以下	50	5	—	5
				上記に分類されないもの	—	60	15	60	15	
温風暖房機	気体燃料	不燃以外	半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい強制対流型	19キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	注1 風道を使用するものにあつては、15センチメートルとする。 注2 ダクト接続型以外の場合には、100センチメー
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	15	150	15
					26キロワットを超え70キロワット以下	100	15	100注1	15	
					温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	100	150	150	150
					強制排気型	26キロワット以下	60	10	100	10

			密閉式	強制給排気型	26キロワット以下	60	10	100	10	トルとする。	
	不燃	半密閉式	強制対流型	温風を前方向に吹き出すもの	70キロワット以下	80	5	—	5		
				温風を全周方向に吹き出すもの	26キロワット以下	80	150	—	150		
				強制排気型	26キロワット以下	50	5	—	5		
		密閉式	強制給排気型	26キロワット以下	50	5	—	5			
	上記に分類されないもの			—	100	60	60	60	注2		
厨房設備	気体燃料以外	不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15	15	15	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。	
				据置型レンジ	21キロワット以下	100	15	15	15		
		不燃	開放式	組込型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ、キャビネット型こんろ・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0	—	0		
				据置型レンジ	21キロワット以下	80	0	—	0		
	上記に分類されないもの			使用温度が800℃以上のもの	—	250	200	300	200		
				使用温度が300℃以上800℃未満のもの	—	150	100	200	100		
				使用温度が300℃未満のもの	—	100	50	100	50		
	ボイラー	気体燃料以外	不燃	開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5		4.5
					フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5		4.5
			半密閉式	12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15			
12キロワット以下				—	4.5	4.5	4.5				
密閉式			42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5				
屋外用			フードを付けない場合	42キロワット以下	60	15	15	15			
		フードを付ける場合	42キロワット以下	15	15	15	15				
不燃		開放式	フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5			
			フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5			
		半密閉式		42キロワット以下	—	4.5	—	4.5			
		密閉式		42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5			

		屋外用	フードを付けない場合	4 2キロワット以下	30	4.5	—	4.5			
			フードを付ける場合	4 2キロワット以下	10	4.5	—	4.5			
液体燃料	不燃以外			1 2キロワットを超え7 0キロワット以下	60	15	15	15			
				1 2キロワット以下	40	4.5	15	4.5			
	不燃			1 2キロワットを超え7 0キロワット以下	50	5	—	5			
				1 2キロワット以下	20	1.5	—	1.5			
	上記に分類されないもの				2 3キロワットを超える	120	45	150	45		
					2 3キロワット以下	120	30	100	30		
スト ブ	気 体 燃 料	不 燃 以 外	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	30	60	100	4.5	注 熱対流方向が一方向に集中する場合には、60センチメートルとする。
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	1 9キロワット以下	60	4.5	4.5	注	
	不 燃	開放式	バーナーが露出	壁掛け型、つり下げ型	7キロワット以下	15	15	80	4.5		
			半密閉式・密閉式	バーナーが隠ぺい	自然対流型	1 9キロワット以下	60	4.5	4.5	注	
	液体燃料	不燃以外	半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	3 9キロワット以下	150	100	100	100	
					機器の上方又は前方に熱を放散するもの	3 9キロワット以下	150	15	100	15	
不燃		半密閉式	自然対流型	機器の全周から熱を放散するもの	3 9キロワット以下	120	100	—	100		
				機器の上方又は前方に熱を放散するもの	3 9キロワット以下	120	5	—	5		
上記に分類されないもの				—	150	100	150	100			

乾燥設備	気体燃料	不燃以外	開放式	衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5			
			開放式	衣類乾燥機	5.8キロワット以下	15	4.5	—	4.5			
	上記に分類されないもの			内部容積が1立方メートル以上のもの	—	100	50	100	50			
				内部容積が1立方メートル未満のもの	—	50	30	50	30			
簡易湯沸設備	気体燃料	不燃以外	開放式	常圧貯蔵型	フードを付けない場合	7キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5		
					フードを付ける場合	7キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5		
			瞬間型	フードを付けない場合	12キロワット以下	40	4.5	4.5	4.5			
				フードを付ける場合	12キロワット以下	15	4.5	4.5	4.5			
			半密閉式			12キロワット以下	—	4.5	4.5	4.5		
			密閉式	瞬間型	調理台型	壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
		調理台型				12キロワット以下	—	0	—	0		
		屋外用			フードを付けない場合	12キロワット以下	60	15	15	15		
					フードを付ける場合	12キロワット以下	15	15	15	15		
		不燃	開放式	常圧貯蔵型		フードを付けない場合	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
						フードを付ける場合	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
				瞬間型		フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
	フードを付ける場合					12キロワット以下	10	4.5	—	4.5		
	半密閉式				12キロワット以下	—	4.5	—	4.5			
	密閉式			瞬間型	調理台型	壁掛け型、据置型	12キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5	
			調理台型			12キロワット以下	—	0	—	0		
	屋外用				フードを付けない場合	12キロワット以下	30	4.5	—	4.5		
					フードを付ける場合	12キロワット以下	10	4.5	—	4.5		
	液体燃料		不燃			12キロワット以下	40	4.5	15	4.5		
						12キロワット以下	20	1.5	—	1.5		
給湯湯沸設備	気体燃料		不燃以外	半密閉式	常圧貯蔵型	12キロワットを超え42キロワット以下	—	15	15	15		
		瞬間型				12キロワットを超え70キロワット以下	—	15	15	15		
		密閉式	瞬間型	調理台型	12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5			
					調理台型	12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0		

				壁掛け型、据置型	12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12キロワットを超え42キロワット以下	60	15	15	15	
フードを付ける場合			12キロワットを超え42キロワット以下	15	15	15	15			
瞬間型		フードを付けない場合		12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15		
		フードを付ける場合		12キロワットを超え70キロワット以下	15	15	15	15		
不燃	半密閉式	常圧貯蔵型			12キロワットを超え42キロワット以下	—	4.5	—	4.5	
		瞬間型			12キロワットを超え70キロワット以下	—	4.5	—	4.5	
	密閉式	常圧貯蔵型			12キロワットを超え42キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5	
		瞬間型	調理台型		12キロワットを超え70キロワット以下	—	0	—	0	
	壁掛け型、据置型		12キロワットを超え70キロワット以下	4.5	4.5	—	4.5			
	屋外用	常圧貯蔵型	フードを付けない場合		12キロワットを超え42キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合		12キロワットを超え42キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
		瞬間型	フードを付けない場合		12キロワットを超え70キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
			フードを付ける場合		12キロワットを超え70キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
	液体燃料	不燃以外			12キロワットを超え70キロワット以下	60	15	15	15	
不燃			12キロワットを超え70キロワット以下	50	5	—	5			
上記に分類されないもの					—	60	15	60	15	
移動式ストーブ	気体燃料	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	100	30	100	4.5	注1 熱対流方向が一方に集中する場合には、60センチメートルとする。 注2 方向
				全周放射型	7キロワット以下	100	100	100	100	
		隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5	注1	
			強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5		
	不燃	開放式	バーナーが露出	前方放射型	7キロワット以下	80	15	80	4.5	
				全周放射型	7キロワット以下	80	80	80	80	
		隠ぺい	自然対流型	7キロワット以下	80	4.5	4.5	4.5	注1	

				強制対流型	7キロワット以下	4.5	4.5	60	4.5	性を有するものにあつては、100センチメートルとする。				
液体燃料以外	不燃	開放式		放射型	7キロワット以下	100	50	100	20					
				自然対流型	7キロワットを超え12キロワット以下	150	100	100	100					
					7キロワット以下	100	50	50	50					
				強制対流型	強	温風を前方向に吹き出すもの	12キロワット以下	100	15		100	15		
							温風を全周方向に吹き出すもの	7キロワットを超え12キロワット以下	100		150	150	150	
								7キロワット以下	100		100	100	100	
不燃	開放式			放射型	7キロワット以下	80	30	—	5					
				自然対流型	7キロワットを超え12キロワット以下	120	100	—	100					
					7キロワット以下	80	30	—	30					
				強制対流型	強	温風を前方向に吹き出すもの	12キロワット以下	80	5		—	5		
							温風を全周方向に吹き出すもの	7キロワットを超え12キロワット以下	80		150	—	150	
								7キロワット以下	80		100	—	100	
固体燃料					—	100	50	50	50		注2 注2 注2			
調理用器具	気体燃料以外	不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8キロワット以下	100	15	15	15	注 機器本体上方の側方又は後方の離隔距離を示す。			
					卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	100	15	15	15		注 注		
						7キロワット以下	100	15	15	15				
				バーナーが隠ぺい	加熱部が隠ぺい	卓上型オープン・グリル（フードを付けない場合）	7キロワット以下	50	4.5	4.5		4.5		
						卓上型オープン・グリル（フードを付ける場合）	7キロワット以下	15	4.5	4.5		4.5		
					炊飯器（炊飯容量4リットル以下）	4.7キロワット以下	30	10	10	10				
						圧力調理器（内容積10リットル以下）	—	30	10	10		10		
				不燃	開放式	バーナーが露出	卓上型こんろ（1口）	5.8キロワット以下	80	0		—	0	
							卓上型こんろ（2口以上）・グリル付こんろ・グリドル付こんろ	14キロワット以下	80	0		—	0	
								7キロワット以下	80	0		—	0	
						バーナーが隠ぺい	加熱部が開放	卓上型グリル	7キロワット以下	80		0	—	0

			ナ ー が 隠 ぺ い	加熱部が 隠ぺい	卓上型オープン・グリ ル（フードを付けない 場合）	7キロワット以下	30	4.5	—	4.5	
					卓上型オープン・グリ ル（フードを付ける場 合）	7キロワット以下	10	4.5	—	4.5	
					炊飯器（炊飯容量4 リットル以下）	4.7キロワット以下	15	4.5	—	4.5	
					圧力調理器（内容積 10リットル以下）	—	15	4.5	—	4.5	
移 動 式 こ ん ろ	液 体 燃 料	不燃以外			6キロワット以下	100	15	15	15		
		不燃			6キロワット以下	80	0	—	0		
		固体燃料			—	100	30	30	30		
電 気 温 風 機	電 気	不燃以外			2キロワット以下	4.5 注	4.5 注	4.5 注	4.5 注	注 温風の 吹き出し 方向にあっ ては、 60セン チメートルとする。	
		不燃			2キロワット以下	0 注	0 注	— 注	0 注		
電 気 調 理 用 機 器	電 気	不 燃 以 外	電気こんろ、 電気レンジ、 電磁誘導加熱 式調理器（こ んろ形態のも のに限る。）	こんろ部分の全部又は 一部が電磁誘導加熱式 調理器でないもの	4.8キロワット以下（1口 当たり2キロワットを超え3 キロワット以下）	100	2	2	2	注1 機器 本体上方 の側方又 は後方の 離隔距離 （こんろ 部分が電 磁誘導加 熱式調理 器でない 場合にお ける発熱 体の外周 からの距 離）を示 す。 注2 機器 本体上方 の側方又 は後方の	
						—	20 注1	—	20 注1		
						—	10 注2	—	10 注2		
						—	10 注2	—	10 注2		
					4.8キロワット以下（1口 当たり1キロワットを超え2 キロワット以下）	100	2	2	2		
						—	15 注1	—	15 注1		
						—	10 注2	—	10 注2		
						—	10 注2	—	10 注2		
					4.8キロワット以下（1口 当たり1キロワット以下）	100	2	2	2		
						—	10 注1 注2	—	10 注1 注2		
こんろ部分の全部が電 磁誘導加熱式調理器の もの	5.8キロワット以下（1口 当たり3.3キロワット以下）	100	2	2	2						
		—	10	—	10						

					注2		注2	離隔距離 (こんろ部分が電磁誘導加熱式調理器の場合における発熱体の外周からの距離)を示す。	
不燃	電気こんろ、電気レンジ、電磁誘導加熱式調理器(こんろ形態のものに限る。)	こんろ部分の全部又は一部が電磁誘導加熱式調理器でないもの	4.8キロワット以下(1口当たり3キロワット以下)	80	0	—	0		
				—	0	—	0		
		こんろ部分の全部が電磁誘導加熱式調理器のもの	5.8キロワット以下(1口当たり3.3キロワット以下)	80	0	—	0		
				—	0	—	0		
電気天火	電気	不燃以外	2キロワット以下	10	4.5	4.5	4.5	注 排気口面にあつては、10センチメートルとする。	
		不燃	2キロワット以下	10	4.5	—	4.5		
電子レンジ	電気	不燃以外	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5	4.5	注 排気口面にあつては、10センチメートルとする。	
		不燃	電熱装置を有するもの	2キロワット以下	10	4.5	—		4.5
電気ストーブ	電気	不燃以外	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2キロワット以下	100	30	100	4.5	
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2キロワット以下	100	100	100	100	
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2キロワット以下	100	4.5	4.5	4.5	
		不燃	前方放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2キロワット以下	80	15	—	4.5	
			全周放射型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2キロワット以下	80	80	—	80	
			自然対流型(壁取付式及び天井取付式のものを除く。)	2キロワット以下	80	0	—	0	
電気	電気	不燃以外	食器乾燥器	1キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	

乾燥器	不燃	食器乾燥器	1キロワット以下	0	0	—	0		
	電気	不燃以外	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5	4.5	4.5	4.5	注1 前面に排気口を有する機器にあつては、0センチメートルとする。
		不燃	衣類乾燥機、食器乾燥機、食器洗い乾燥機	3キロワット以下	4.5 注1	0 注2	— 注2	0 注2	注2 排気口面にあつては、4.5センチメートルとする。
電気温水器	電気	不燃以外	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	4.5	0	0	0	
		不燃	温度過昇防止装置を有するもの	10キロワット以下	0	0	—	0	

備考

- 「気体燃料」、「液体燃料」、「固体燃料」及び「電気」は、それぞれ、気体燃料を使用するもの、液体燃料を使用するもの、固体燃料を使用するもの及び電気を熱源とするものをいう。
- 「不燃以外」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料以外の材料による仕上げ若しくはこれに類似する仕上げをした建築物等の部分又は可燃性の物品までの距離をいう。
- 「不燃」欄は、対象火気設備等又は対象火気器具等から不燃材料で有効に仕上げをした建築物等の部分又は防熱板までの距離をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、所要の改正をいたしたく本案を提出する。

議第 4 1 号

大分市立幼稚園条例の一部改正について

大分市立幼稚園条例の一部を改正する条例を次のように定める。

平成 2 8 年 3 月 4 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市立幼稚園条例の一部を改正する条例

大分市立幼稚園条例（昭和 3 9 年大分市条例第 4 0 号）の一部を次のように改正する。

第 6 条を第 7 条とする。

第 5 条の見出しを「（保育料等の納期等）」に改め、同条第 1 項中「、各月分」を「各月分」に改め、「末日まで」の次に「とし、一時預かり保育料の納期限は各月分につき当該月の翌月の末日まで」を加え、同条第 2 項中「保育料」の次に「及び一時預かり保育料」を加え、同条を第 6 条とする。

第 4 条を第 5 条とし、第 3 条の次に次の 1 条を加える。

（一時預かり保育料の納付）

第 4 条 幼稚園が一時預かり事業（子ども・子育て支援法第 5 9 条第 1 項第 1 0 号に規定する一時預かり事業をいう。）として実施する一時預かりを利用する幼児の保護者は、当該幼児に係る一時預かり保育料（以下「一時預かり保育料」という。）を納付しなければならない。

2 1 月当たりの一時預かり保育料の額は、当該月において次の表の左欄に掲げる区分に係る一時預かりを利用した日数に同表の右欄に掲げる当該区分に係る一時預かり保育料基準日額を乗じて得た額を合算した額とする。この場合において、一時預かりを利用する日が月に 1 6 日以上（4 月にあつては、8 日以上）である場合は、前段の規定により算定した 1 月当たりの額から

4,000円を減じて得た額（当該額が零を下回る場合にあっては、零とする。）を一時預かり保育料の額とする。

一時預かりを利用する日	一時預かり保育料基準日額
通常保育日（利用時間が1時間を超える場合）	400円
通常保育日（利用時間が1時間以下の場合）	0円
通常保育日以外の日（利用時間が4時間を超える場合）	800円
通常保育日以外の日（利用時間が4時間以下の場合）	400円

備考

この表に規定する「通常保育日」とは、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、日曜日及び土曜日並びに学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第29条の規定により教育委員会が定める休業日以外の日をいう。

附 則

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

提案理由

大分市立幼稚園において実施する一時預かりに係る保育料の額を定めたく本案を提出する。

議第 42 号

大分市過疎地域自立促進計画の制定について

大分市過疎地域自立促進計画を次のように定める。

平成28年3月4日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

大分市過疎地域自立促進計画

(平成 28 年度～平成 32 年度)

大 分 県 大 分 市

目 次

1	基本的な事項	
(1)	目的	1
(2)	大分市の概況	2
ア	自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要	2
イ	過疎の状況	3
ウ	社会経済的発展の方向	3
(3)	人口及び産業の推移と動向	4
(4)	行財政の状況	11
(5)	地域の自立促進の基本方針	14
(6)	計画期間	18
(7)	対象地域	18
(8)	公共施設等総合管理計画との整合	18
2	産業の振興	
	【佐賀関地域】	
(1)	現況と問題点	20
(2)	その対策	22
(3)	事業計画	23
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	24
	【野津原地域】	
(1)	現況と問題点	24
(2)	その対策	25
(3)	事業計画	26
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	26
3	交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	
	【佐賀関地域】	
(1)	現況と問題点	27
(2)	その対策	27
(3)	事業計画	28
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	28
	【野津原地域】	
(1)	現況と問題点	29
(2)	その対策	29
(3)	事業計画	30
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	30

4	生活環境の整備	
	【佐賀関地域】	
(1)	現況と問題点	3 1
(2)	その対策	3 2
(3)	事業計画	3 3
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 3
	【野津原地域】	
(1)	現況と問題点	3 3
(2)	その対策	3 4
(3)	事業計画	3 5
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	3 5
5	高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進	
	【佐賀関地域】	
(1)	現況と問題点	3 6
(2)	その対策	3 7
	【野津原地域】	
(1)	現況と問題点	3 7
(2)	その対策	3 8
6	医療の確保	
	【佐賀関地域】	
(1)	現況と問題点	3 9
(2)	その対策	3 9
	【野津原地域】	
(1)	現況と問題点	3 9
(2)	その対策	3 9
7	教育の振興	
	【佐賀関地域】	
(1)	現況と問題点	4 0
(2)	その対策	4 1
(3)	事業計画	4 1
(4)	公共施設等総合管理計画との整合	4 2
	【野津原地域】	
(1)	現況と問題点	4 2
(2)	その対策	4 3
(3)	事業計画	4 4

(4) 公共施設等総合管理計画との整合	4 4
8 地域文化の振興等	
【佐賀関地域】	
(1) 現況と問題点	4 5
(2) その対策	4 5
(3) 事業計画	4 5
【野津原地域】	
(1) 現況と問題点	4 5
(2) その対策	4 5
9 集落の整備	
【佐賀関地域】	
(1) 現況と問題点	4 6
(2) その対策	4 6
【野津原地域】	
(1) 現況と問題点	4 6
(2) その対策	4 6
10 その他地域の自立促進に関し必要な事項	
【佐賀関地域】	
(1) 現況と問題点	4 7
(2) その対策	4 7
(3) 事業計画	4 7
【野津原地域】	
(1) 現況と問題点	4 7
(2) その対策	4 7
(3) 事業計画	4 8
過疎地域自立促進特別事業	4 9

1 基本的な事項

(1) 目的

昭和30年代後半からの高度経済成長に伴い、若者を中心に農山漁村などの地方の人口が都市部へ流出した結果、地方では過度の人口減少により地域社会の基礎的な生活条件の確保にも支障をきたすなど、いわゆる「過疎問題」が生じています。

こうした問題に対処するため、国においては昭和45年に議員立法による10年間の時限立法として過疎地域対策緊急措置法が制定されて以来、昭和55年には過疎地域振興特別措置法、平成2年には過疎地域活性化特別措置法、平成12年には過疎地域自立促進特別措置法と4次にわたる特別法のもと過疎対策事業を実施してきました。

過疎地域の指定については、それぞれの特別法のもと指定要件が示されており、いずれも人口要件と財政力要件が設けられ、地域の指定は市町村単位とされています。

大分市においては、佐賀関地域が旧佐賀関町の平成3年、野津原地域が旧野津原町の昭和45年に過疎地域に指定された後、平成17年1月1日に大分市と合併しました。

両地域が合併以前に過疎地域であったことから本市は、一部過疎地域（市町村の区域を過疎地域とみなす団体（過疎地域自立促進特別措置法第33条第2項））として指定されています。

過疎地域においては、過疎地域自立促進計画の策定をすることにより、地域の活性化に向けた具体的な取組の計画的な推進が図られるとともに、その財源については過疎対策事業債が充当できることから、平成17年度以降2回にわたり策定を行ってきました。

平成22年4月に策定した「大分市過疎地域自立促進計画（平成22年度～平成27年度）」については、「過疎地域自立促進特別措置法（平成12年法律第15号）」を根拠にしたものでありましたが、「過疎地域自立促進特別措置法の一部を改正する法律（平成24年法律第39号）」の施行により、平成28年3月末をもって失効することとされていた「過疎地域自立促進特別措置法」が平成33年3月末まで延長されたことから、引き続き佐賀関地域及び野津原地域を対象とした「大分市過疎地域自立促進計画（平成28年度～平成32年度）」を策定し、新たな魅力の創出と地域の特性を活用しながら、市民福祉の向上と市域全体の均衡ある発展を図り、過疎化の著しい両地域の活性化を目指します。

(2) 大分市の概況

ア 自然的、歴史的、社会的、経済的諸条件の概要

i 自然的条件

本市は、大分県のほぼ中央、扇状領域の要に位置し、南は臼杵市及び豊後大野市、西は別府市、由布市、竹田市に接しています。市域面積は 502.39 km²と広く、そのうち佐賀関地域が 49.58 km²、野津原地域が 90.83 km²を占めています。

地勢は、北は別府湾、東は豊後水道に面しており、西から南にかけては、高崎山をはじめ鎧ヶ岳、九六位山、樅木山などのみどりの山々が連なり、これらを縫うように県下の二大河川である大野川、大分川が南北に貫流しながら別府湾に注いでいます。

ii 歴史的条件

本市は、7 世紀に国府が置かれて以来 450 年にわたって政庁所在地として栄えました。鎌倉時代には大友氏が守護となり、16 世紀半ば、大友宗麟公の時代には九州 9 カ国中 6 カ国を領有し、泰西文化を取り入れて九州の文化の中心となるなど隆盛を極めました。江戸時代には幕府の小藩分立政策により細分され、府内、臼杵、熊本、延岡、岡の各藩や天領に分割統治されました。

明治 4 年に大分県の県庁が置かれて再び行政の中心となり、昭和 38 年の 6 市町村合併による新大分市誕生と翌 39 年の新産業都市指定を機に飛躍的な発展を遂げました。そして、平成 9 年の中核市指定を経て、平成 17 年 1 月 1 日の佐賀関町及び野津原町との合併により現在の大分市が誕生しました。

iii 社会的、経済的諸条件

本市は、政治経済のみならず、交通、情報、文化などあらゆる面で都市機能が集積し、東九州の要地としての役割を担っています。

交通面では、日豊本線など鉄道 3 線や大分自動車道、東九州自動車道が合流する要に位置し、瀬戸内海、豊後水道を経由する海上ルートにより国内外と通じる海上交通の要衝でもあります。

また、産業面では、北部沿岸に鉄と石油を基幹とする企業群が一大工業地帯を構成し、東端の銅精錬業、内陸部の I C 産業や乳製品製造業の各企業とともに本市産業経済のけん引役を果たしています。

さらに、第一次産業は、「関あじ・関さば」に代表される水産業、米や施設野菜を中心に果樹、花きといった都市近郊型農業、黒毛和牛を中心とする畜産業など多彩であり、それぞれ着実な業績を上げています。

イ 過疎の状況

【佐賀関地域】

本地域の人口は、昭和 30 年の 26,093 人をピークに年々減少し、平成 22 年には 10,347 人と、ピーク時の 40%以下になっており、現在も減少が続いています。

また、高齢化も進行しており、平成 22 年には高齢化率が 40.92%と超高齢化しています。

過疎化の主な要因としては、地域内に就業の場が少ないことに加え、昭和 40 年代後半以降における地域企業の合理化やその従業員のアパート制度から持家制度への転換などにより、地域外へ人口が流出したことが挙げられます。このようなことから、平成 3 年に過疎地域活性化特別措置法に基づく過疎地域の指定を受け、さまざまな過疎対策事業を活用しながら、これまで農業や水産業の基盤整備、道路網の整備、上水道の整備及び住宅の建設などを推進し、地域の活性化と自立促進に取り組んできたところです。

しかしながら、農業、水産業ともに就業者の高齢化と後継者不足が問題となっており、今後とも、新たな担い手の確保や経営基盤の安定化を図るとともに、地域の資源を生かした施策の展開が求められています。

【野津原地域】

本地域の人口は、昭和 35 年の 9,009 人から平成 22 年には 4,344 人と半数以下になっています。この減少傾向は現在も続いており、平成 22 年には高齢化率が 38.56%と超高齢化しています。

このため、昭和 45 年に過疎地域対策緊急措置法に基づく過疎地域の指定を受け、過疎対策事業に積極的に取り組んできました。特に、道路網の整備を重点的に推進した結果、人や物の交流が活発になってきています。また、大分川ダム水源地域ではダム建設に伴う周辺整備を積極的に推進しています。

一方、本地域の基幹産業である農林業の振興を積極的に図ってきましたが、農産物の輸入自由化等社会情勢の大きな変化の影響を受けており、各種施策を通じて農家所得の向上を図る省力化に向けた新たな基盤整備、経営近代化等が課題となっています。

ウ 社会経済的発展の方向

【佐賀関地域】

本地域では、全国ブランドである「関あじ・関さば」と関崎半島をはじめとする豊かな自然環境を活用し、観光交流の拡大と地域産業の振興を目指します。

また、九州と四国を結ぶ海の玄関口に位置していることから、国道 197 号、国道 217 号の整備を促進することで、交流人口の増加による経済活動の活性化が期

待できます。

【野津原地域】

本地域は、緑豊かな自然環境を生かし、農林業の振興と大分川ダム周辺の観光・レクリエーション資源の開発を目指します。

また、市中心部と竹田地域や阿蘇くじゅう国立公園を結ぶ交通の要衝に位置するという好条件を生かすことで、今後も交流人口の増加が見込まれ、農林業や観光関連産業の活性化が期待できます。

(3) 人口及び産業の推移と動向

【市 全 体】

本市の人口は、昭和 35 年以降増加の一途にあり、平成 22 年の国勢調査では 474,094 人となっています。特に、新産業都市建設が本格化した昭和 40 年から昭和 55 年の間における 5 年ごとの国勢調査による人口の伸びは、12.19%、19.92%、10.91%と著しく増加しました。

また、平成 22 年国勢調査による人口を基準とした、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 32 年の総人口は 476,876 人になるものと予測されます。

しかしながら、昭和 50 年代後半に入ると人口の伸びは急速に鈍化し、平成 7 年から平成 12 年までの 5 年間では 1.76%増、平成 12 年から平成 17 年までの 5 年間では 1.74%増、平成 17 年から平成 22 年までの 5 年間では 2.55%の増とわずかな伸びにとどまっています。

また、年齢別の構成比をみると、年少人口（0～14 歳）は、昭和 45 年に対し昭和 50 年は 24.00%増、昭和 50 年に対し昭和 55 年は 11.98%増と高い増加率を示したものの、平成 2 年以降は、昭和 60 年に対し平成 2 年は 10.64%減、平成 2 年に対し平成 7 年は 10.81%減、平成 7 年に対し平成 12 年は 8.14%減、平成 12 年に対し平成 17 年は 4.90%減、平成 17 年に対し平成 22 年は 1.28%減と減少が続いています。

一方、老年人口（65 歳以上）は、昭和 35 年以降増加を続け、平成 22 年の高齢化率は 20.22%となっています。

産業別就業者の状況をみると、就業人口総数は、昭和 35 年以降増加が続いていますが、平成 12 年は平成 7 年に比べ 0.63%の増となり、また平成 17 年は平成 12 年に比べ 1.18%の増、平成 22 年は平成 17 年に比べ 1.03%の増となるなど、増加率は低下しています。

第一次産業就業人口比率は、昭和 35 年の 32.65%から大きく低下し、平成 22 年には 1.85%になっています。

第二次産業就業人口比率は、昭和 50 年の 30.96%をピークに、その後減少して

おり、平成 22 年には、22.45%となっています。

第三次産業就業人口比率は、昭和 35 年の 44.19%から平成 22 年には 70.49%と大幅に上昇しています。

商業・サービス業などの第三次産業就業人口比率は、今後も伸びが続くものと予測されます。

【過疎地域とみなされる区域】

佐賀関地域及び野津原地域を合算した人口は、昭和 35 年の 34,850 人から、平成 22 年には 14,691 人と半数以下に減少しています。

また、平成 22 年国勢調査による人口を基準とした、国立社会保障・人口問題研究所の推計によると、平成 32 年の両地域の総人口は 12,981 人になるものと予測されます。

その中でも特に年少人口（0 歳～14 歳）の減少幅が大きく、昭和 35 年の 12,345 人から、平成 22 年には 1,225 人と約 90%の減少となっています。

逆に老年人口（65 歳以上）は増加の一途をたどり、高齢化率は、昭和 35 年の 6.72%から平成 22 年の 40.22%へと急激に高くなり、少子高齢化が急速に進行しています。

産業別就業者の状況をみると、就業人口総数は、昭和 45 年以降減少が続いており、平成 22 年は、平成 17 年に比べ 19.99%減少しています。

第一次産業就業人口比率は昭和 35 年の 47.64%から平成 22 年には 11.34%に大きく低下し、一方、第三次産業就業人口比率は昭和 35 年の 23.31%から平成 22 年には 55.31%に上昇しています。

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

【市全体】

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	241,936	人	258,444	6.82%	289,951	12.19%	347,702	19.92%	385,635	10.91%	413,622	7.26%
0歳～14歳	75,609		68,049	△ 10.00	70,109	3.03	86,936	24.00	97,349	11.98	98,930	1.62
15歳～64歳	151,709		173,539	14.39	200,019	15.26	236,922	18.45	258,836	9.25	279,078	7.82
うち 15歳～ 29歳 (a)	63,081		70,735	12.13	80,769	14.19	93,668	15.97	88,347	△ 5.68	86,732	△ 1.83
65歳以上 (b)	14,618		16,856	15.31	19,823	17.60	23,783	19.98	29,353	23.42	35,581	21.22
不 詳	0		0		0		61		97		33	
(a) / 総数 若年者比率	26.07	%	27.37	—	27.86	—	26.94	—	22.91	—	20.97	—
(b) / 総数 高齢化率	6.04	%	6.52	—	6.84	—	6.84	—	7.61	—	8.60	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	429,927	3.94%	446,581	3.87%	454,424	1.76%	462,317	1.74%	474,094	2.55%
0歳～14歳	88,402	△ 10.64	78,842	△ 10.81	72,425	△ 8.14	68,878	△ 4.90	67,997	△ 1.28
15歳～64歳	296,260	6.16	311,935	5.29	312,963	0.33	310,820	△ 0.68	306,279	△ 1.46
うち 15歳～ 29歳 (a)	92,133	6.23	99,530	8.03	95,719	△ 3.83	84,064	△ 12.18	76,128	△ 9.44
65歳以上 (b)	43,948	23.52	55,551	26.40	68,741	23.74	81,479	18.53	95,843	17.63
不 詳	1,317		253		295		1,140		3,975	
(a) / 総数 若年者比率	21.43	—	22.29	—	21.06	—	18.18	—	16.06	—
(b) / 総数 高齢化率	10.22	—	12.44	—	15.13	—	17.62	—	20.22	—

表1-1(1) 人口の推移(国勢調査)

【過疎地域とみなされる区域の合算】

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実 数		実 数	増減率								
総 数	34,850	人	32,027	△ 8.10	29,367	△ 8.31	27,465	△ 6.48	25,157	△ 8.40	23,526	△ 6.48
0歳～14歳	12,345		9,728	△ 21.20	7,449	△ 23.43	6,186	△ 16.96	5,316	△ 14.06	4,484	△ 15.65
15歳～64歳	20,164		19,716	△ 2.22	19,089	△ 3.18	18,112	△ 5.12	16,332	△ 9.83	15,228	△ 6.76
うち 15歳～ 29歳 (a)	7,642		6,872	△ 10.08	6,489	△ 5.57	5,938	△ 8.49	4,493	△ 24.33	3,779	△ 15.89
65歳以上 (b)	2,341		2,583	10.34	2,829	9.52	3,167	11.95	3,509	10.80	3,814	8.69
不 詳	0		0		0		0		0		0	
(a) / 総数 若年者比率	21.93	%	21.46	—	22.1	—	21.62	—	17.86	—	16.06	—
(b) / 総数 高齢化率	6.72	%	8.07	—	9.63	—	11.53	—	13.95	—	16.21	—

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実 数	増減率								
総 数	21,426	△ 8.93	19,602	△ 8.51	17,954	△ 8.41	16,697	△ 7.00	14,691	△ 12.01
0歳～14歳	3,336	△ 25.60	2,367	△ 29.05	1,846	△ 22.01	1,511	△ 18.15	1,225	△ 18.93
15歳～64歳	13,885	△ 8.82	12,253	△ 11.75	10,532	△ 14.05	9,262	△ 12.06	7,552	△ 18.46
うち 15歳～ 29歳 (a)	3,373	△ 10.74	3,026	△ 10.29	2,541	△ 16.03	2,076	△ 18.30	1,435	△ 30.88
65歳以上 (b)	4,205	10.25	4,982	18.48	5,576	11.92	5,924	6.24	5,909	△ 0.25
不 詳	0		0		0		0		5	
(a) / 総数 若年者比率	15.74	—	15.44	—	14.15	—	12.43	—	9.77	—
(b) / 総数 高齢化率	19.63	—	25.42	—	31.06	—	35.48	—	40.22	—

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

【市全体】

区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 453,157	—	人 463,514	—	% 2.29	人 473,463	—	% 2.17
男	218,782	% 48.28	222,760	% 48.06	1.82	227,676	% 48.09	2.21
女	234,375	% 51.72	240,754	% 51.94	2.72	245,787	% 51.91	2.09

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 474,978	—	% 1.00	人 475,201	—	% 0.05	
男 (外国人住民除く)	228,261	% 48.06	0.89	228,331	% 48.05	0.03	
女 (外国人住民除く)	246,717	% 51.94	1.09	246,870	% 51.95	0.06	
参考	男(外国人住民除く)	1,193	44.82	—	1,210	45.63	1.42
	女(外国人住民除く)	1,469	55.18	—	1,442	54.37	▲ 1.84

表1-1(2) 人口の推移(住民基本台帳)

【過疎地域とみなされる区域の合算】

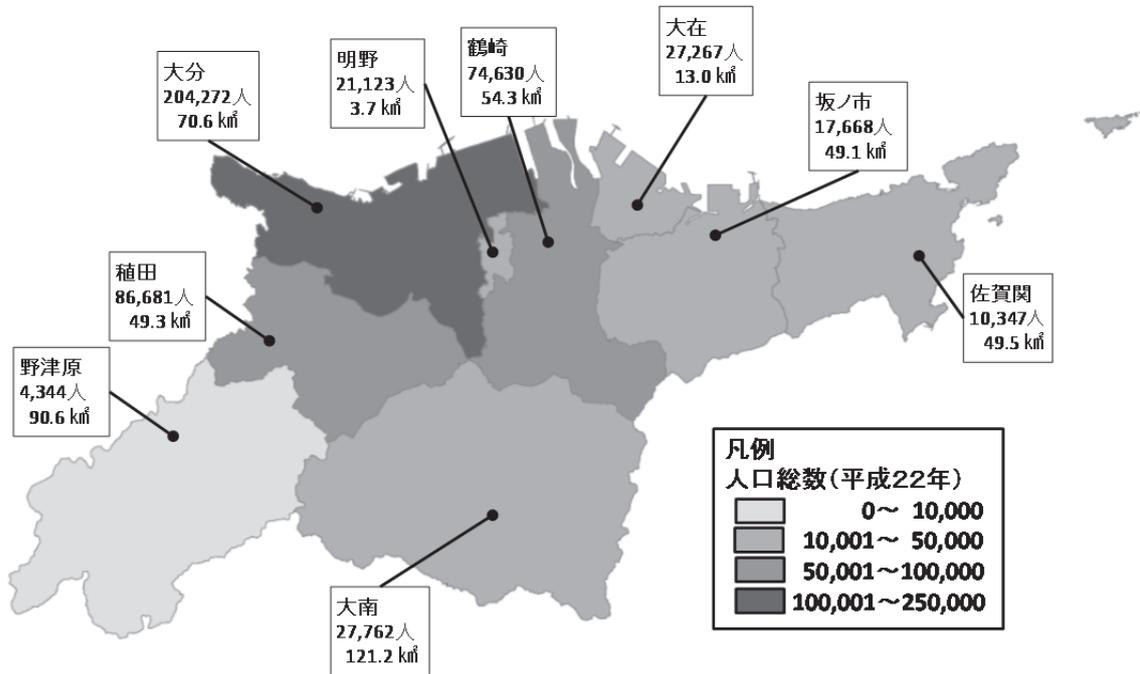
区分	平成12年3月31日		平成17年3月31日			平成22年3月31日		
	実数	構成比	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率
総数	人 19,096	—	人 17,836	—	% ▲ 6.60	人 16,003	—	% ▲ 10.28
男	9,036	% 47.32	8,417	% 47.19	▲ 6.85	7,562	% 47.25	▲ 10.16
女	10,060	% 52.68	9,419	% 52.81	▲ 6.37	8,441	% 52.75	▲ 10.38

区分	平成26年3月31日			平成27年3月31日			
	実数	構成比	増減率	実数	構成比	増減率	
総数 (外国人住民除く)	人 14,575	—	% ▲ 8.92	人 14,118	—	% ▲ 3.14	
男 (外国人住民除く)	6,849	% 46.99	▲ 9.43	6,648	% 47.09	▲ 3.14	
女 (外国人住民除く)	7,726	% 53.01	▲ 8.47	7,470	% 52.91	▲ 2.93	
参考	男(外国人住民除く)	12	50.00	—	6	30.00	▲ 50.00
	女(外国人住民除く)	12	50.00	—	14	70.00	1.17

※総務省自治行政局過疎対策室通達によりH26年度以降は、外国人住民を除く。

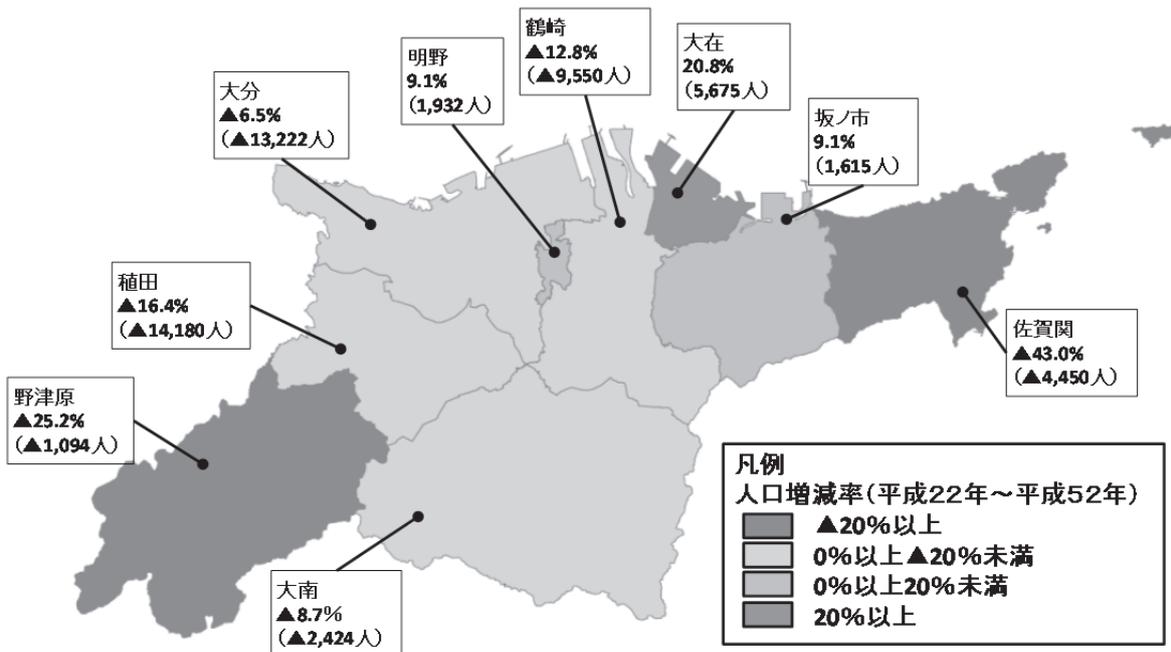
表 1 - 1 (3) 人口の見通し

平成 22 年の人口分布



(資料) 面積 : 大分市の統計 (平成 22 年 9 月末日現在) 人口 : 平成 22 年国勢調査

人口増減
平成 22 年⇒平成 52 年



※平成 52 年総人口は国立社会保障・人口問題研究所推計。地域別人口については社会増減の補正を行い推計。

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

【市全体】

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率						
総 数	104,040	人	114,921	10.46%	136,531	18.80%	154,378	13.07%	170,193	10.24%	179,805	5.65%
第一次産業 就業人口比率	32.65	%	23.57	-	15.83	-	7.93	-	5.70	-	5.09	-
第二次産業 就業人口比率	23.14	%	24.59	-	27.26	-	30.96	-	28.88	-	27.06	-
第三次産業 就業人口比率	44.19	%	51.81	-	56.90	-	60.87	-	65.34	-	67.70	-

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	193,193	7.45%	214,164	10.85%	215,522	0.63%	218,070	1.18%	220,321	1.03%
第一次産業 就業人口比率	3.58	-	3.08	-	2.41	-	2.53	-	1.85	-
第二次産業 就業人口比率	27.62	-	26.86	-	25.67	-	22.56	-	22.45	-
第三次産業 就業人口比率	68.41	-	69.60	-	70.53	-	73.31	-	70.49	-

表1-1(4) 産業別人口の動向(国勢調査)

【過疎地域とみなされる区域の合算】

区 分	昭和35年		昭和40年		昭和45年		昭和50年		昭和55年		昭和60年	
	実 数		実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	14,193	人	13,152	△ 7.33%	13,216	0.49%	12,027	△ 9.00%	11,311	△ 5.95%	10,516	△ 7.03%
第一次産業 就業人口比率	47.64	%	41.92	-	34.95	-	25.98	-	22.90	-	22.84	-
第二次産業 就業人口比率	29.03	%	28.70	-	31.44	-	33.53	-	31.19	-	29.66	-
第三次産業 就業人口比率	23.31	%	29.36	-	33.60	-	40.40	-	45.87	-	47.36	-

区 分	平成2年		平成7年		平成12年		平成17年		平成22年	
	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率	実 数	増減率
総 数	9,680	△ 7.95%	9,431	△ 2.57%	8,132	△ 13.77%	7,559	△ 7.05%	6,048	△ 19.99%
第一次産業 就業人口比率	18.78	-	17.35	-	15.40	-	15.31	-	11.34	-
第二次産業 就業人口比率	32.24	-	32.88	-	30.41	-	27.38	-	28.82	-
第三次産業 就業人口比率	48.93	-	49.77	-	54.14	-	56.85	-	55.31	-

(4) 行財政の状況

ア 行財政状況

【佐賀関地域】

旧佐賀関町の財政状況は、歳入においては、特に平成13年度以降法人住民税の大幅な減少による地方税の減収等により、一般財源が大きく減少する一方で、地方交付税の臨時財政対策債への振替等により地方債の発行額が増加傾向にありました。

歳出については、行財政改革を行い、経常経費の抑制を図っていましたが、扶助費の大幅な増加などにより、義務的経費が増加している状況にありました。

その結果、平成15年度においては、公債費負担比率は21.1%に、また、経常収支比率は99.9%となり、極めて硬直化した財政状況となっていました。

表1-2(1) 旧佐賀関町の財政の状況 (単位：千円)

区 分	平成12年度	平成15年度
歳入総額 A	5,168,139	4,977,493
一般財源	3,967,414	3,056,177
国庫支出金	167,284	245,876
都道府県支出金	315,177	376,080
地方債	300,000	718,600
うち過疎債	42,800	99,200
その他	418,264	580,760
歳出総額 B	4,958,717	4,862,901
義務的経費	2,560,148	2,679,739
投資的経費	676,602	706,305
うち普通建設事業	652,093	696,457
その他	1,721,967	1,476,857
過疎対策事業費	735,034	543,682
歳入歳出差引額 C (A - B)	209,422	114,592
翌年度へ繰越すべき財源 D	5,277	0
実質収支 C - D	204,145	114,592
財政力指数	0.365	0.379
公債費負担比率	17.7	21.1
起債制限比率	10.8	11.4
経常収支比率	88.4	99.9
地方債現在高	6,499,701	6,554,717

*平成17年1月1日合併のため、直近の数字を記入

【野津原地域】

旧野津原町の財政状況は、歳入においては、特に地方交付税の大幅な減額等により、一般財源が大きく減少する一方で、地方債の発行額が増加傾向にありました。

歳出については、行財政改革を行い、経常経費の抑制を図っていましたが、扶助費の増加や公債費の増嵩などの影響により、義務的経費が増加している状況にありました。

その結果、平成 15 年度においては、財政力指数は、0.229 と極めて脆弱で、経常収支比率は 94.9%となり、硬直化した財政状況となっていました。

表 1 - 2 (1) 旧野津原町の財政の状況 (単位：千円)

区 分	平成12年度	平成15年度
歳入総額 A	4,614,541	4,039,509
一般財源	2,323,908	2,067,736
国庫支出金	487,398	286,928
都道府県支出金	332,861	241,912
地方債	370,000	554,700
うち過疎債	266,000	294,600
その他	1,100,374	888,233
歳出総額 B	4,394,221	3,608,135
義務的経費	1,268,064	1,478,342
投資的経費	965,611	863,014
うち普通建設事業	792,789	802,234
その他	2,160,546	1,266,779
過疎対策事業費	806,970	905,131
歳入歳出差引額 C (A - B)	220,320	431,374
翌年度へ繰越すべき財源 D	47,188	197,233
実質収支 C - D	173,132	234,141
財政力指数	0.181	0.229
公債費負担比率	16.0	21.8
起債制限比率	7.1	11.4
経常収支比率	85.1	94.9
地方債現在高	4,129,807	4,287,115

*平成17年1月1日合併のため、直近の数字を記入

イ 主要公共施設等の整備状況

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

【市全体】

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末
市町村道						
改良率 (%)	15.63	32.99	59.33	67.94	74.11	75.05
舗装率 (%)	27.07	71.82	91.26	94.27	96.16	96.83
農 道						
延 長 (m)					150,868.00	178,969.00
耕地1ha当たり農道延長 (m)	48.25	107.32	90.56	102.58	—	—
林 道						
延 長 (m)					128,725.75	130,545.67
林野1ha当たり林道延長 (m)	5.74	7.96	8.39	10.19	—	—
水道普及率 (%)	90.78	97.99	99.47	99.60	99.75	99.71
水洗化率 (%)	—	74.95	83.86	92.73	96.70	97.36
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)	20.20	20.20	21.95	20.89	19.64	19.21

表1-2(2) 主要公共施設等の整備状況

【過疎地域とみなされる区域の合算】 佐賀関地域及び野津原地域のみの集計

区 分	昭和45 年度末	昭和55 年度末	平成2 年度末	平成12 年度末	平成22 年度末	平成25 年度末
市町村道						
改良率 (%)	15.68	18.38	26.44	27.94	45.46	46.67
舗装率 (%)	27.30	64.50	79.52	84.44	90.45	90.59
農 道						
延 長 (m)					68,217.00	68,217.00
耕地1ha当たり農道延長 (m)	59.62	61.81	62.20	77.75	—	—
林 道						
延 長 (m)					30,134.03	32,849.13
林野1ha当たり林道延長 (m)	1.50	1.51	4.28	5.53	—	—
水道普及率 (%)	88.83	90.53	93.07	95.85	97.95	97.91
水洗化率 (%)	—	13.15	17.45	35.46	70.38	72.68
人口千人当たり病院、診療所 の病床数 (床)	5.40	6.36	6.70	7.51	8.87	9.52

(5) 地域の自立促進の基本方針

これまで4次にわたる特別法のもと過疎対策事業を実施し、道路整備などのインフラ整備は一定程度の成果が上がってきているものの、非過疎地域と比べるとなお格差が生じています。また、過疎地域においては人口減少と高齢化の歯止めがかからず、産業の衰退などさまざまな課題は依然として残されています。

本市は、平成17年1月1日の佐賀関町及び野津原町との合併に際して定めた大分市・佐賀関町・野津原町合併建設計画に基づき、両地域のまちづくりを推進してきましたが、今後も市域全体の一体化をさらに図る観点から、引き続き両地域の持ち味を生かしたまちづくりを推進することで、新たな魅力の創出と地域の特性を活用しながら、市民福祉の向上と市域全体の均衡ある発展を図り、過疎化の著しい両地域の活性化を目指します。

【佐賀関地域】

本地域は、恵まれた海の幸と豊かな自然環境を生かし、漁業、農業の振興と観光資源の活用を図り、いやしの場を提供し都心との交流を深めることで、魅力あふれる都心近郊地域としての役割を担います。

このため、主要産業である漁業については、水産資源の維持、増大を目指して「つくり、育て、管理する漁業」を推進し、農業については、温暖な気候を生かして高収益で生産性の高い作目を導入することなどにより、漁業・農業経営の安定化を図ります。

また、瀬戸内海国立公園に位置し、ウミネコの営巣地で知られる「高島」や日豊海岸国立公園の風光明媚なリアス式海岸等の恵まれた自然と全国ブランドとなった「関あじ・関さば」等を中心とした新鮮な海の幸を融合させた、より魅力ある観光資源の開発を進めるとともに、海の自然と調和した居住環境の整備に努めます。

【野津原地域】

本地域は、豊かな自然環境と大分川ダムを生かして農林業の振興と観光・レクリエーション資源の開発を図り、いやしの場を提供し都心との交流を深めることで、魅力あふれる都心近郊地域としての役割を担います。

このため、基幹産業である農林業では、水稻を中心に畜産、果樹及びしいたけ等の生産拡充を図るとともに、都市近郊型農業を推進し、ニラ、イチゴ、アスパラガス等の施設野菜の生産性の向上を目指します。

また、中山間地域として、農地の保全や水源のかん養等の自然環境の保全に努めます。

さらに、豊かな自然につつまれた平成森林公園の活用を図るほか、水源地域対策特別措置法に基づく大分川ダム水源地域整備計画の円滑な実施を図ることなどにより、人と自然が調和した、うるおいとやすらぎのある新たな観光・レクリエーションの場を創出し、地域の活性化につなげるとともに、緑豊かな自然を生かした快適な居住環境の整備を推進します。

このような地域ごとの特性に応じた基本方針に従い、次の施策を展開します。

- ① 健やかでいきいきと暮らせるあたたかさあふれるまちづくり（市民福祉の向上）
 - ・ 良質で適切な教育・保育・子育て支援の総合的な提供を図るとともに、保護者自身の親としての成長を支援します。さらに、地域や社会全体で子どもの育ちや子育てを支える環境を整えることで、全ての子どもが健やかに育つことができるまちづくりを推進します。
 - ・ 高齢者がその有する能力に応じ主体性を持って、住み慣れた地域社会で、健康寿命の延伸に向け、心身の健康を維持し、明るく安心して生きがいのある生活を送れる社会の実現を目指します。
 - ・ ノーマライゼーション¹の理念のもと、障がいのある人が社会の対等な構成員として人権を尊重され、自己選択と自己決定のもとに社会活動に参加し、社会の一員として責任を分かち合うとともに、住み慣れた地域で安心して自立した生活ができる社会の構築を目指し、個々の障がいに応じた適切な施策を推進します。
 - ・ 全ての市民が、その生涯を通じて健康で快適な生活を送れるよう、保健、医療、福祉及び教育等との連携を深めながら一貫した保健サービスを総合的に展開するとともに、「自分の健康は自分で守る」という意識の高揚を図り、市民の身近な地域での健康づくりを推進します。
 - ・ 市民一人ひとりが適した医療を受け、その生命や健康を守ることができるよう安心で安定した地域医療体制の確立を目指します。
 - ・ 市民総参加と協働のもと、市民と行政との信頼関係をより高めながら、地域の活力と魅力を最大限に引き出し、地域コミュニティの活性化を図り、市民一人ひとりが健康で安心して誇りを持って暮らせる地域社会の構築を目指します。
- ② 豊かな心とたくましく生きる力をはぐくむまちづくり（教育・文化の振興）
 - ・ 幼児教育から小学校教育への円滑な接続を図るとともに、義務教育9年間を見通した小中一貫教育を推進することにより、確かな学力、豊かな心、健やかな体をバランスよく育成し、生きる力をはぐくむ教育を創造します。

¹ノーマライゼーションとは、高齢者や若者も、障がいのある人もない人も、全て人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きていける社会こそ「ノーマル」であるという考え方。

- ・ 子どもたちに質の高い学びの場を提供するため、家庭、地域及び関係機関との連携強化を図りながら、時代の要請に応える創意ある教育環境の整備充実に努めます。
- ・ 生涯学習社会の構築のため、学びの支援体制や機会・内容の充実に努めるとともに、地域力の向上を図ります。また、豊かな人間性や社会性をはぐくむため、地域で子どもたちを育成するための環境づくりを推進します。
- ・ 優れた文化・芸術に触れる機会の拡大や本市独自の文化・芸術の情報発信、市民の主体的・創造的な活動の場の創出、文化財の保存・活用・継承に努め、文化・芸術を生かしたまちづくりを進めます。
- ・ 市民のだれもが身近な所で主体的に自分の興味・関心・適性等に応じてスポーツに参画できるよう生涯スポーツを推進するとともに、競技スポーツの振興に努めます。

③ 安全・安心を身近に実感できるまちづくり（防災安全の確保）

- ・ 市民と行政、防災関係機関が一体となった総合的な危機管理体制の確立を目指し、危機管理意識の高揚を図るとともに、ハードとソフトの適切な組み合わせによる災害予防対策を推進します。また、災害発生時に生命や身体の安全を確保するため、情報収集・伝達機能の強化や協力・支援体制の整備、ライフラインの確保に努めるとともに、これらをより効果的に機能させるために地域の防災力向上を図ります。
- ・ 台風や集中豪雨、地震などの自然災害に強い安全なまちづくりを目指し、保安林等の保全を図るとともに、河川改修事業や砂防事業等を促進します。
また、公共下水道を計画的に整備するとともに、雨水排水施設を効果的に整備し、浸水対策を推進します。
さらに、災害から人命や財産を守るため、ハード整備とソフト対策が一体となった減災に向けた取組を推進します。
- ・ 市民生活の安全を確保するため、火災予防を推進するとともに、消防力の強化と救急救助体制の充実に努めます。また、今後発生が確実視されている南海トラフ地震等の大規模災害時における体制の充実・強化を図ります。

④ にぎわいと活力あふれる豊かなまちづくり（産業の振興）

- ・ 優良農地の担い手への集積をはじめとする効率的な経営基盤の整備と安全・安心で魅力あふれる農畜産物の生産により、農業者の所得向上と競争力のある産地の育成を図ります。また、観光や教育など多様な分野とも連携を深め、都市農村交流や食農教育の推進に努めるなど、農業・農村の多面的機能を生かし、市民一体となった持続可能な農業振興を図ります。

- ・ 豊かな水産資源を守り育てるための良好な漁業環境の確保や漁港・漁場などの基盤整備と後継者の確保・育成により、生産性が高く持続可能な漁業の振興に努めます。また、多様化する消費者ニーズに即した供給体制の充実など、市民が安心して消費できる水産物の安定供給を目指します。
 - ・ 森林が有する資源や多面的機能が維持、発揮できるよう、森林の利用と保全とのバランスをとりながら、森林の整備や保全を計画的に行います。また、林業経営の安定化に向け、生産基盤と供給体制の整備や木質バイオマスの利用など木材の需要拡大を図ります。
 - ・ 本市が有する観光資源の魅力再発見に努めるとともに、本市を訪れる人が「また来たい」と感じてくれるような「おもてなしのまちづくり」に取り組みます。また、県下の市町村や九州各都市等との広域的な連携を強めるとともに、本市を応援してくれる個人・団体・事業者・関係機関等と協力し新たな魅力の創出に努めます。こうした取組の中で醸成された本市の魅力を戦略的に発信し、国内外での大分市の知名度を高め、交流人口の増加を目指します。
- ⑤ 将来にわたって持続可能な魅力あふれるまちづくり（都市基盤の形成）
- ・ 超高齢社会の進展や人口減少社会を迎える中、自然・歴史など地域の特性を生かした魅力ある地区拠点の形成を図ります。あわせて、これら地区拠点を中心に幹線道路の整備や公共交通網の充実などにより地域間の連携を強化し、総合的かつ計画的な都市の骨格形成を推進します。また、人にやさしく美しい都市空間の創造を推進します。老朽化が進んでいる橋梁やトンネルなどの都市基盤施設は、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を行い、長寿命化を推進します。
 - ・ 市民、交通事業者、行政の連携のもとで、だれもが利用できる公共交通と自家用車や自動二輪車、自転車などの私的交通との最適な組合せを再構築し、持続可能な交通体系の確立を図ります。
 - ・ デジタルデバイドの是正に向けた取組を行うとともに、重要な個人情報などを扱う自治体として、情報セキュリティのより一層の充実を図ります。
 - ・ 快適で安定した生活を支えるライフラインとして、安全で良質な水の安定供給を図るための諸施策を着実に展開するとともに危機管理体制のより一層の強化を推進します。
 - ・ 市民一人ひとりが豊かさを実感できる安全で快適な住みよい居住環境の創出を図ります。また、高齢者や障がいのある人等が安心して生活できる住まいづくりを進めるとともに、公営住宅等に対する多様なニーズに対応した良質な居住空間の形成を図るなど、各地域の特性に応じた住宅施策を計画的に推進します。
 - ・ 市民の健康維持やコミュニティ活動・文化創造活動・スポーツ・レクリエーション等に活用できる良好な都市空間を確保するため、幅広いニーズに対応した

利用しやすい公園・緑地の整備や維持管理に努めます。

⑥ 自然と共生する潤い豊かなまちづくり（環境の保全）

- ・ 生命と暮らしを支える豊かな自然を次世代に引き継いでいくため、自然は貴重な財産であるとの認識の普及に努め、保全を進めます。また、市街地の緑化を進めることにより、身近に自然を感じられる環境を整えるなど、緑を活用した多様な空間づくりを推進します。
- ・ ごみの発生抑制、減量化、再使用、再資源化を基本とした循環型社会の形成を図ります。また、豊かな自然や快適な生活環境を保つため、廃棄物の適正処理に努めるとともに、市民・事業者等との協働による地域に密着した美化運動を展開します。

(6) 計画期間

計画期間は、平成 28 年 4 月 1 日から平成 33 年 3 月 31 日までの 5 箇年間とします。

(7) 対象地域

過疎地域自立促進特別措置法（平成 12 年法律第 15 号）第 33 条第 2 項の規定により、佐賀関地域及び野津原地域を対象とします。

(8) 公共施設等総合管理計画との整合

本計画では、公共施設等総合管理計画における 4 つの基本方針に則り、公共施設等の整備に努めます。

【4 つの基本方針】

① 計画的保全による長寿命化の推進

今後も継続して使用する施設については、これまでの「事後保全」の維持管理だけでなく、長期的な視点で計画的な修繕を行う「予防保全」の考えを取り入れ、定期的な点検や診断結果に基づく計画的な保全を実施し、公共施設等の長寿命化を推進します。

② 施設保有量の最適化

今後の財政状況や人口特性などに見合った適切な施設保有量の検討を行います。これまでの一施設一機能を前提とした「施設重視」の発想から、施設の多機能化や集約化等を検討する「機能重視」の発想へと転換し、施設保有量の最適化を

図ります。

③ 市民ニーズに対応した施設の活用

人口構造や社会情勢の変化などによる市民ニーズの多様化、防災対応やバリアフリー化の推進、環境に配慮した取組など時代の要請に対応するため、施設機能の必要性や今後のあり方について分析・検討し、地域のニーズや利用状況等を考慮した有効活用を行います。

④ まちづくりと連動したマネジメントの推進

大分市総合計画の将来目指すまちづくりを見据え、地域や施設の特徴を考慮し、マネジメントを推進します。また、国・県・近隣市と相互に連携を図り、広域的な視点でまちづくりに取り組みます。

2 産業の振興

【佐賀関地域】

(1) 現況と問題点

ア 農業

農業は、別府湾に面した河川流域の平野で栽培される米と、臼杵湾に面した温暖な気候の傾斜地で栽培される温州みかん、ポンカン、甘夏などの柑橘類が主要な作物です。

しかし、柑橘類は農産物の自由化や産地間競争の激化などにより価格が低迷しているため、生産力の維持は困難になっており、消費者ニーズに合った収益性の高い品目への転換が課題となっています。

また、農業経営は30アール未満の自給的農家が多数を占め、農業従事者の高齢化や担い手不足等により遊休農地が増加していることから、農地の集約化やコストの低減など経営の合理化を進める必要があります。

経営耕地規模別農家数の推移

(単位：戸)

区分	総農家数	自給的農家		販売農家数							
		例外規定	0.3ha未満	例外規定	0.3ha ～ 0.5ha	0.5ha ～ 1.0ha	1.0ha ～ 1.5ha	1.5ha ～ 2.0ha	2.0ha ～ 2.5ha	2.5ha ～ 3.0ha	3.0ha 以上
平成2年	823	-	477	7	218	95	18	3	-	-	5
平成7年	681	-	421	2	154	84	13	4	1	-	2
平成12年	526	-	332	-	107	77	4	2	3	-	1
平成17年	409	-	260	-	83	49	12	1	2		2
平成22年	364	-	239	3	62	47	6	5	1		1

(農林業センサス)

イ 林業

森林面積は3,120haで、地域の総面積の63.1%を占めていますが、森林所有者のほとんどは農業との兼業であり、小規模な経営となっています。

森林所有者の高齢化や就業構造の変化などにより、労働力の低下が著しいうえ、外国からの輸入材の増加、木材需要の減少などによる木材価格の低迷が生産意欲の減退を招き、森林の管理が行き届かない状況にあります。

したがって、森林の適切な管理と資源の充実、確保が求められており、森林の多面的機能の維持とあわせ、森林の保護、育成が必要となっています。

また、イノシシやカラス等の有害鳥獣による農林水産物の被害が拡大していることから、対策の強化が必要となっています。

ウ 水産業

漁業は 5 トン未満の小型漁船による沿岸漁業が主流であり、潮流の激しい「速吸の瀬戸」を主要漁場とする「一本釣り漁法」によるアジ、サバ、タイ、ブリ、イサキ、タチウオ、さらに別府湾の海域では、マダコ、カレイ、タイなどが主な漁獲物で、特に「関あじ・関さば」は、ブランド品としての地位を確立しています。しかし、近年、水産資源の減少や漁業後継者不足・就業者の高齢化が深刻な課題となっています。

漁協組合員数

(単位:人)

	佐賀関支店			神崎取次店			両支店計		
	正組合員	准組合員	計	正組合員	准組合員	計	正組合員	准組合員	計
平成2年	558	484	1,042	55	96	151	613	580	1,193
平成7年	533	505	1,038	48	98	146	581	603	1,184
平成12年	444	465	909	36	64	100	480	529	1,009
平成17年	409	382	791	26	68	94	435	450	885
平成21年	346	315	661	21	66	87	367	381	748
平成26年	293	289	582	17	72	89	310	361	671

(漁協資料)

エ 商工業

商業は、狭隘な商業圏内で地元消費者に依存する小規模経営が主体ですが、人口の減少、消費者ニーズの多様化、地域外の大型店への消費者の流出などにより年間販売額は減少傾向にあります。そのため、商店街の環境整備などにより商業振興を図ってきましたが、依然厳しい経営環境が続いています。

工業は、パンパシフィック・カッパー（株）（旧：日鉱金属佐賀関製錬所）とその関連企業等で構成され、地域経済の発展に大きな役割を果たしてきました。

しかし、近年は経済環境等が大きく変化し、特に若者の雇用の場の確保が課題となっています。

オ 観光

日豊海岸国定公園の関埼灯台から一尺屋にかけての変化に富んだ海岸線、瀬戸内海国立公園の高島、本神崎や大志生木の海岸など、海の自然に恵まれた観光資源を有していますが、その活用形態はキャンプ、釣り、海水浴等夏季に限定されることが多い状況です。

そのため、年間を通して観光客に訪れてもらえるよう、「関あじ・関さば」を中心としたグルメ観光や、坂本龍馬・勝海舟の足跡をたどる街歩きガイド等のさらなる充実が求められます。

(2) その対策

ア 農 業

高収益で生産性の高い作物の導入や、柑橘類では消費者ニーズに合った優良品種への転換により、農業経営の安定化を目指します。

また、担い手不足の解消、コストの低減及び農地保全を目的とした農作業の受託等を行う集落営農組織や今後の農業経営を担う経営感覚を持った企業的農家の育成に努めます。

イ 林 業

森林所有者が森林施業の集約化に取り組むよう啓発するとともに、計画的な造林、間伐等の促進に努めます。

また、森林の多面的機能の維持を図るとともに、住民の交流や安らぎの場としての整備に努めます。

さらに、イノシシやカラス等の有害鳥獣の捕獲や予防を強化することで、農林水産物の被害拡大を防止します。

ウ 水産業

沿岸海域の藻場造成、魚介類の種苗放流、魚礁の設置等による計画的な漁場の造成を推進し、つくり育てる漁業を目指します。

本地域の伝統的な漁法を継承し、将来を担う経営後継者の確保・育成に努めるとともに、資源の保護育成と適正な漁獲を図るため、資源管理型漁業を推進し、密漁や乱獲の監視体制の強化に努めます。

また、防波堤、消波堤などの設置、泊地の改良などを行い、漁港整備を推進します。

さらに、漁港海岸の整備を推進し、快適な漁業集落の形成を目指します。

エ 商工業

恵まれた自然景観や水産資源を生かし、観光との連携による物産販売、食品加工業など、地域産業の活性化に努めるとともに、商工会や商工会議所等と連携して、就労機会の拡大と雇用の確保に努めます。

また、観光客の増加を促す取組を進め、商店街の活性化に努めます。

オ 観 光

観光客が年間を通して何度も訪れたいくなるよう、豊富な自然や歴史を生かした観光資源の活用を行いながら、魅力ある観光基盤の形成に努めます。

また、海水浴や釣りなどの観光資源や新たな観光資源の発掘と「関あじ・関さば」などの特産品を生かし、都市住民との観光交流の拡大を目指します。

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
1. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	農業基盤整備促進事業 木佐上地区	大分市		
		水産業	漁村再生事業【魚礁】 (志生木漁場)	大分市	
			水産環境整備事業負担金【増殖礁】 (白木漁場)	大分県	
			水産環境整備事業負担金【増殖礁】 (桜瀬漁場)	大分県	
			水産環境整備事業負担金【増殖礁】 (関崎～福水地先)	大分県	
			水産環境整備事業負担金【増殖礁】 (古宮地先)	大分県	
	(2) 漁港施設	水産流通基盤整備事業負担金 佐賀関漁港	大分県		
		漁港施設機能強化事業負担金 佐賀関漁港防波堤外	大分県		
		漁港海岸保全施設整備事業 上浦漁港離岸堤	大分市		
		漁港海岸保全施設整備事業 志生木漁港離岸堤	大分市		
		漁港施設機能強化事業 小黑漁港防波堤	大分市		
		水産物供給基盤機能保全事業負担金 神崎漁港	大分県		
		水産物供給基盤機能保全事業 下浦漁港	大分市		
		水産物供給基盤機能保全事業 上浦漁港	大分市		
		沿岸漁業振興特別対策事業【船揚げ施設】 (神崎地区)	大分県漁協		
		沿岸漁業振興特別対策事業【給油施設】 (神崎地区)	大分県漁協		
		(9) 過疎地域自立促進特別事業	有害鳥獣対策事業	大分市	
			中山間地域等直接支払事業	大分市	
		(10) その他	公有林整備事業 城山森林公園下刈・赤井市有林間伐・中川内市有林調査測量設計委託・中川内市有林植栽事業委託	大分市	
	漁業協同組合単独水産振興事業 (神崎地区)		大分県漁協		
	漁業協同組合単独水産振興事業 (佐賀関地区)		大分県漁協		
	豊後水道(北部地域)広域栽培漁業推進事業負担金 (神崎地区)		大分県漁業公社		
	豊後水道(北部地域)広域栽培漁業推進事業負担金 (佐賀関地区)		大分県漁業公社		
	産卵たこつぼ設置事業 (神崎地区)		大分県漁協		
	磯根資源増殖推進事業 (佐賀関地区)		大分県漁協		
	漁業新規就業者育成支援事業		大分県漁協 新規就業者		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

漁港施設については、原則として今後の新規整備は行わず、「漁港ストックマネジメント」により機能維持を図ります。また、今後の登録漁船数などの利用状況を踏まえ、改修工事の優先順位を検討します。

【野津原地域】

(1) 現況と問題点

ア 農業

米を中心に畜産、しいたけ、施設野菜、果樹等を組み合わせた複合経営が主流です。農業を取り巻く環境は、農業従事者の高齢化や担い手不足、米価の低迷、輸入野菜の増加等厳しい状況にあり、農家数も減少傾向にあります。

また、自己完結型農業形態による機械設備の過剰投資、農地の集約化が困難なことなど生産活動の非効率性が問題となっています。

経営耕地規模別農家数の推移

(単位：戸)

区分	総農家数	自給的農家		販売農家数							
		例外規定	0.3ha未満	例外規定	0.3ha 0.5ha	0.5ha 1.0ha	1.0ha 1.5ha	1.5ha 2.0ha	2.0ha 2.5ha	2.5ha 3.0ha	3.0ha以上
平成2年	907	-	148	8	129	338	188	60	23	5	8
平成7年	828	1	129	7	159	286	160	50	24	6	6
平成12年	749	-	167	1	138	268	118	39	7	4	7
平成17年	685	-	194	2	119	226	92	25	17		10
平成22年	621	-	184	6	116	186	90	25	13		11

(農林業センサス)

イ 林業

森林面積は 6,995ha で、総面積の 77%を占めています。木材価格の低迷により森林経営は非常に厳しく、また、森林所有者の高齢化や後継者不足等により森林整備が不十分な状況です。

このことから、森林の多面的機能の維持や木材の安定供給を図るための取り組みとして、森林組合等と連携した持続可能な森林整備の体制づくりが必要となっています。

また、イノシシやカラス等の有害鳥獣による農林水産物の被害が拡大していることから、対策の強化が急務となっています。

ウ 商工業

商業は、小規模経営の小売業が大半で、地域内の消費者の購買力に依存して営まれてきましたが、消費者ニーズの多様化により、消費者は地域外の商業集積地

に流出している状況です。

また、工業は、企業誘致等により乳製品製造企業が立地し、本地域経済の発展に大きな役割を果たしています。しかし、雇用の場は十分とはいえず、若年労働者が流出しており、就労機会の拡大が課題です。

エ 観 光

平成16年9月の「香りの森博物館」閉館により、観光を取り巻く状況は厳しくなっていますが、今市石畳など歴史を感じることができる名所が数多く存在しており、ボランティアガイドによる街並み案内も行われています。今後は平成31年に完成が予定されている大分川ダムとともに、観光資源の効果的な活用が求められます。

(2) その対策

ア 農 業

高地の気候条件を生かしたうまい米づくりや肉用牛及び施設野菜の生産を推進するとともに、都市近郊型農業を推進するなど、農地の高度利用と農業所得の向上を目指します。また、畜産業については、省力化や生産コストの軽減を図るため、放牧地や簡易畜舎等の整備、粗飼料の確保やヘルパー事業等を推進します。

さらに担い手不足の解消、コストの低減及び農地保全を目的とした農作業の受託等を行う集落営農組織や今後の農業経営を担う経営感覚を持った企業的農家の育成に努めます。

イ 林 業

森林整備の基盤となる林道等の路網整備を推進するとともに、小規模分散化した森林を集約化し低コスト作業を構築することで、林業生産性の向上を図り、本地域の豊富な森林資源の有効活用を促進します。

また、森林所有者の高齢化が進むなか、森林組合等による施業受託体制の整備を促進することで、持続可能な森林整備を図ります。

さらに、イノシシやカラス等の有害鳥獣の捕獲や予防を強化することで、農林水産物の被害拡大を防止します。

ウ 商工業

個々の商店経営者の意識の向上など経営努力と商工会活動の充実を促すとともに、地域の特性を生かし産業の振興を目指します。

また、就労機会の拡大と雇用の確保を目指し、地域の生活環境に配慮した企業立地を積極的に進めます。

エ 観 光

恵まれた自然景観や歴史を感じる街並み、さまざまな特産品などに加えて、新たに完成する大分川ダムを観光資源として活用し、地域の活性化につながる魅力ある観光振興に努めます。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1. 産業の振興	(1) 基盤整備 農業	中山間地域総合整備事業 農業用排水施設整備、交流施設基盤整備	大分県	
		農山漁村活性化プロジェクト支援交付金 交流施設、駐車場、トイレ他	大分市	
	(9) 過疎地域自立促進特別事業	有害鳥獣対策事業	大分市	
		中山間地域等直接支払事業	大分市	
	(10) その他	公有林整備事業 合併記念の森下刈、日方山市有林間伐	大分市	
		間伐総合対策事業	大分市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

交流施設の整備については、地域活性化の視点から、魅力の発信等、更なる利用者数の増加に向けた取組を進めるとともに、運営の効率化、収益性の向上を図ります。

3 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進

【佐賀関地域】

(1) 現況と問題点

ア 道路

本地域では、国道 197 号、国道 217 号、関臼津広域農道及び県道木田神崎線、佐賀関循環線などの幹線道路網並びに市道 205 路線、農道 103 路線、林道 6 路線が生活道路網として形成されています。

しかし、リアス式海岸特有の複雑な地形や、集落密集地での狭隘な土地利用などにより、全体的に道路幅員が狭いうえにカーブも多いことから、平成 26 年度末において改良率が 43.4%（市全域 75.1%）、舗装率が 83.1%（市全域 96.8%）と、道路網の整備が遅れている状況にあります。

イ 交通の確保

マイカーの増加、ライフスタイルの多様化などにより、本地域の鉄道、バスによる利用者は減少傾向にあり、平成 15 年には J R バスの路線が廃止されています。

鉄道、バスは公共交通機関として重要な役割を担っており、特に路線バスについては、高齢者等の交通手段として、今後もその確保が必要です。

また、公共交通の利用を促進する視点からは、自宅から目的地までの公共交通の乗り継ぎの利便性向上など、移動の連続性の円滑化や充実が必要となります。

ウ 情報化

地域の自立促進のためには、交流の促進、拡大が不可欠であることから、ICT（情報通信技術）を活用し、地域の活性化を図る必要があります。

(2) その対策

ア 道路

人、物、情報の交流の促進と地域経済活動の活性化を図るため、国道、県道などの幹線道路の整備を促進するとともに、地域住民の利便性の向上を図るため市道、農道などの生活道路の整備を推進します。

また、広域エリアにおける交流の促進や将来に向けた広域交通ネットワークの強化を目指します。

イ 交通の確保

高齢者や通学、通勤者などの交通の利便性を確保するため、列車の増便や路線バスの定期運行の確保等を関係機関に働きかけます。

また、行政、交通事業者、利用者それぞれの役割分担を明確にする中で、路線

バスとの連携強化を前提に、効率的で、かつ持続可能なコミュニティ交通の充実を図ります。

ウ 情報化

情報化社会に対応するため、情報通信基盤の整備や活用を進めるとともに、情報格差の是正などの環境整備を図ります。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1) 市町村道 道路	中通線道路改良事業	大分市		
		那知線道路改良事業	大分市		
		古宮本神崎線自転車道路整備事業	大分市		
		小志生木トンネル修繕事業	大分市		
		市道以外の狭小な生活道路整備事業	大分市		
	その他				
	(2) 農道	農道保全対策事業 関白津	大分市		
	(3) 林道	公有林整備事業 赤井市有林森林作業道開設	大分市		
	(11) 過疎地域自立 促進特別事業	ふれあい交通運行事業	大分市		
	(12) その他 県道等整備事業 負担金	豊予海峡ルート推進事業	大分市		
		県道等整備事業負担金	大分県		
		港湾改修（重要港湾）事業 県工事負担金 （臨海道路 細・馬場線）	大分県		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・ 長寿命化や適正な維持管理に取り組むために、重要度に応じた維持管理レベルを設定し、定期的な点検の実施を進めます。また、効率的な維持管理を推進するため、国や県と連携を図るとともに、新技術や民間活力を効果的に活用します。
- ・ 既存施設の適正な維持管理に重点を置くとともに、新規整備については、将来の人口動態や将来のまちづくりを見据え、必要性や効果を慎重に検討するとともに、整備後の維持管理に係る負担を考慮した仕様を検討します。
- ・ 市民と行政の協働により、地域にふさわしい道づくりを進める「道守」事業¹やアダプト制度²の推進に向けた取組を検討します。

¹「道守」事業とは、NPO 法人や市民団体、企業、個人などが道路の植栽管理や清掃、不具合や異常の通報などを行う事業です。

²アダプト制度とは、道路や公園など公共施設の一部区域について、市民団体や企業などが里親(アダプト)となり、清掃などの維持管理を行う制度です。

【野津原地域】

(1) 現況と問題点

ア 道路

本地域内の道路整備状況は、平成 26 年度末において改良率が 49.2%（市全域 75.1%）、舗装率が 95.6%（市全域 96.8%）と整備が遅れている状況にあります。本地域では、国道 442 号を中心とする基幹道路、これを結ぶ集落道路の整備等生活の利便性を考慮した道路網の整備が急務となっています。

イ 交通の確保

マイカーの増加、ライフスタイルの多様化などにより、本地域のバスによる利用者は減少傾向にあり、すでに廃止されたバス路線もあります。

しかしながら、バスは、通学、通勤者や高齢者にとって重要な交通手段であり、バス路線の維持と運行本数の確保が引き続き大きな課題となっています。

また、公共交通の利用を促進する視点からは、自宅から目的地までの公共交通の乗り継ぎの利便性向上など、移動の連続性の円滑化や充実が必要となります。

ウ 情報化

地域の自立促進のためには、交流の促進、拡大が不可欠であることから、ICT（情報通信技術）を活用し、地域の活性化を図る必要があります。

(2) その対策

ア 道路

道路整備については、基幹道路、集落道路、広域農道の相互の関連を考慮しながら、全体として整合性のとれたネットワークを形成し、本地域の活性化に資する整備を行います。

イ 交通の確保

高齢者や通学、通勤者などの交通の利便性を確保するため、路線バスの定期運行の確保等を関係機関に働きかけます。

また、行政、交通事業者、利用者それぞれの役割分担を明確にする中で、路線バスとの連携強化を前提に、効率的で、かつ持続可能なコミュニティ交通の充実を図ります。

ウ 情報化

情報化社会に対応するため、情報通信基盤の整備や活用を図るとともに、情報格差の是正などの環境整備を図ります。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
2. 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	(1)市町村道路	太田三国境線道路改良事業	大分市	
		権現地区道路改良事業	大分市	
		市道以外の狭小な生活道路整備事業	大分市	
	その他			
	(2)農道	農道保全対策事業 大分中部	大分市	
	(3)林道	林道入蔵大峠線改良事業	大分市	
	(11)過疎地域自立促進特別事業	ふれあい交通運行事業	大分市	
(12)その他 県道等整備事業負担金	県道等整備事業負担金	大分県		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・ 長寿命化や適正な維持管理に取り組むために、重要度に応じた維持管理レベルを設定し、定期的な点検の実施を進めます。また、効率的な維持管理を推進するため、国や県と連携を図るとともに、新技術や民間活力を効果的に活用します。
- ・ 既存施設の適正な維持管理に重点を置くとともに、新規整備については、将来の人口動態や将来のまちづくりを見据え、必要性や効果を慎重に検討するとともに、整備後の維持管理に係る負担を考慮した仕様を検討します。
- ・ 市民と行政の協働により、地域にふさわしい道づくりを進める「道守」事業¹やアダプト制度²の推進に向けた取組を検討します。

¹「道守」事業とは、NPO 法人や市民団体、企業、個人などが道路の植栽管理や清掃、不具合や異常の通報などを行う事業です。

²アダプト制度とは、道路や公園など公共施設の一部区域について、市民団体や企業などが里親(アダプト)となり、清掃などの維持管理を行う制度です。

4 生活環境の整備

【佐賀関地域】

(1) 現況と問題点

ア 水道

水道は平成 27 年度に 3 つの簡易水道を上水道に統合して給水を行っており、平成 26 年度末における普及率は 99.06%となっています。

適切な水量・水質管理を行い、安全・安心な水道水の安定供給を図る必要があります。

イ 生活排水

快適な生活環境の確保と水質保全を図るため、浄化槽の普及に取り組んできましたが、水洗化率は平成 26 年度末で 64.9%(市全域 97.6%)と依然低い水準にあり、普及率の向上が今後の課題です。

ウ 環境衛生

ごみ収集を 8 分別から 12 分別に拡大した平成 19 年度は、ごみ排出量は減少したものの、その後は増加傾向にあることから、平成 26 年 11 月より家庭ごみ有料化を実施しています。今後は効果等を検証し、その検証結果を踏まえ、さらなるごみ減量・リサイクルの推進を図る必要があります。

また、台風や大雨の後、本地域の海岸線に漂着する大量のごみや流木などの処理が課題となっています。

エ 消防

本地域の中心部は、住宅が密集し、また、道路幅員も狭く消防活動や救急活動に支障をきたす状況にあり、自然災害あるいは大火災発生の危険性が指摘されています。

常備消防では、救急業務が年々増加していることから、火災等、災害防災体制の強化とあわせ、高度な救急資器材の整備が課題となっています。

また、若者の減少から消防団への入団者も少なく、組織を維持することが困難な地域も生じており、消防団組織の統廃合等の検討が必要となっています。

オ 住宅

地区内の公営住宅は 327 戸ですが、その 45%は築後 30 年以上経過するなど老朽化が進んでいます。

また、老朽化や塩害による建物の劣化が著しかった 4 住宅の集約建替えを行うなどの整備を行ってきましたが、若者の定住を促進し、核家族化や U I J ターンの住宅需要に応えるには、良質な公営住宅の計画的な整備が課題となっています。

(2) その対策

ア 水道

水道施設の適切な維持管理を行うことで、安全・安心な水道水の安定供給に努めます。

イ 生活排水

生活環境の保全及び公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽の普及促進に努めます。

ウ 環境衛生

ごみ排出量の削減及び資源化に向けた啓発を継続していきます。また、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の監視指導體制の強化を図るとともに、住民と連携し、ポイ捨てごみの散乱防止、海岸及び自然環境等、地域の環境保全に努めます。

エ 消防

消防施設、高度救急資器材等の整備を推進し、消防、救急体制の充実を図るとともに、消防団組織の充実及び消防団と連携した災害対応の強化に努めます。

また、災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、地域住民に対する消防活動、救急救助活動の意識の高揚を促すとともに、自主防災組織と連携し、地域ぐるみの災害予防、防災体制の充実強化に努めます。

オ 住宅

居住環境の向上や若者の定住を目指し、公営住宅の維持管理に努めることにより、良質で快適な住宅の供給に努めます。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 その他	浄化槽設置整備費補助金	大分市	
	(4) 火葬場	佐賀関火葬場 火葬炉設備整備事業	大分市	
	(5) 消防施設	小型動力ポンプ積載車整備事業	大分市	
		小型動力ポンプ整備事業	大分市	
		水槽付消防ポンプ自動車整備事業	大分市	
		消防団車庫詰所整備事業	大分市	
	(8) その他	佐賀関地区市道等道路沿線伐採事業	大分市	
		佐賀関馬場地区浸水対策事業	大分市	
		旧小猫川改良事業	大分市	
		土砂災害ハザードマップ事業	大分市	
		急傾斜地崩壊対策事業県工事負担金	大分県	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・ 佐賀関火葬場火葬炉設備整備事業については、公共性や設置目的を整理し、地域性、管理運営の効率性を勘案した上で、必要性の高い施設については、今後も長期に使用できるように定期的な点検と計画的保全により長寿命化を図ります。また、将来需要等を考慮し、市民ニーズの変化に対応できるよう近隣自治体との広域連携も含め、最適な規模や運営手法の検討を行います。
- ・ 消防団車庫詰所は、地域に密着した防災施設として重要であり、機能維持が必要です。近年、人口構造の変化により消防団員の人材確保が課題となりつつあります。そのため、防災力の確保を念頭に置き、組織や施設のあり方について検討します。

【野津原地域】

(1) 現況と問題点

ア 水道

水道は平成 27 年度に 3 つの簡易水道を上水道に統合して給水を行っており、平成 26 年度末における普及率は 96.33%となっています。

適切な水量・水質管理を行い、安全・安心な水道水の安定供給を図る必要があります。

イ 生活排水

快適な生活環境の確保と水質保全を図るため、浄化槽の普及に取り組んでおり、水洗化率は平成 26 年度末で 91.0%(市全域では 97.6%)となっております。

ウ 環境衛生

ごみ処理及びし尿処理は、由布大分環境衛生組合に参画し処理しています。

ごみ収集を 8 分別から 12 分別に拡大した平成 19 年度は、ごみ排出量は減少したものの、その後は増加傾向にあることから、平成 26 年 11 月より家庭ごみ有料化を実施しています。今後は効果等を検証し、その検証結果を踏まえ、さらなるごみ減量・リサイクルの推進を図る必要があります。

エ 消 防

近年の災害の形態から、森林災害や台風災害など大規模災害の発生に対する防災体制の充実強化が課題となっております。

オ 住 宅

公営住宅は、167 戸ありますが、ほとんどの住宅が老朽化しています。

若者の定住を促進し、核家族化や U I J ターンの住宅需要に応えるには、良質な公営住宅の計画的な整備が課題となっております。

(2) その対策

ア 水 道

水道施設の適切な維持管理を行うことで、安全・安心な水道水の安定供給に努めます。

イ 生活排水

本市の水源地域でもあることから、生活環境の保全及び公共用水域の水質保全を図るため、浄化槽の普及促進に努めます。

ウ 環境衛生

ごみ排出量の削減及び資源化に向けた啓発を継続していきます。また、産業廃棄物の不法投棄や不適正処理の監視指導体制の強化を図るとともに、住民と連携し、ポイ捨てごみの散乱防止等、地域の環境保全に努めます。

エ 消 防

消防施設、高度救急資器材等の整備を推進し、消防、救急体制の充実を図るとともに、消防団と連携し、災害対応の充実強化に努めます。また、災害の未然防止及び被害の軽減を図るため、地域住民に対する消防活動、救急救助活動の意識

の高揚を促すとともに、自主防災組織と連携し、地域ぐるみの災害予防、防災体制の充実強化に努めます。

オ 住宅

居住環境の向上や若者の定住を目指し、公営住宅の整備を進め、良質で快適な住宅の供給に努めます。

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
3. 生活環境の整備	(2) 下水処理施設 その他	浄化槽設置整備費補助金	大分市	
	(5) 消防施設	高規格救急自動車整備事業	大分市	
		小型動力ポンプ軽積載車整備事業	大分市	
		小型動力ポンプ整備事業	大分市	
		水槽付消防ポンプ自動車整備事業	大分市	
		消防団車庫詰所整備事業	大分市	
	(6) 公営住宅	公営住宅整備事業	大分市	
	(8) その他	野津原地区市道等道路沿線伐採事業	大分市	
		野津原地区浸水対策事業	大分市	
		土砂災害ハザードマップ事業	大分市	
		急傾斜地崩壊対策事業県工事負担金	大分県	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- 公営住宅整備事業については、人口減少や社会構造の変化に伴い、空き家をはじめとする民間ストックの増加など市営住宅を取り巻く環境は、今後大きく変化することが予想されています。今後は民間ストックの活用を視野に入れたソフト面からの効率的・効果的な住宅施策のあり方を検討するとともに、人口動態や県営住宅、民間住宅の保有量を踏まえた市営住宅の適切な施設総量を検討します。あわせて「大分市公営住宅等長寿命化計画」に基づき既存住宅の計画的な長寿命化を図るとともに、老朽化の進んだ市営住宅の廃止や集約を検討します。
- 消防団車庫詰所は、地域に密着した防災施設として重要であり、機能維持が必要です。近年、人口構造の変化により消防団員の人材確保が課題となりつつあります。そのため、防災力の確保を念頭に置き、組織や施設のあり方について検討します。

5 高齢者等の保健及び福祉の向上及び増進

【佐賀関地域】

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

高齢化率は 40.92%（平成 22 年国勢調査）と県平均 26.62%を大きく上回っており、平成 27 年 3 月末現在では 48.74%（住民基本台帳登録者数）となっています。

このまま推移すると、一人暮らしの高齢者や介護が必要な高齢者は一層増加することが見込まれ、施設サービスや在宅福祉サービス体制の充実が求められています。

また、高齢者が健康で生きがいをもって安心して暮らしていくためには、生きがい活動、介護予防事業及び健康づくり活動の推進や各種健診、相談体制の充実が必要です。

高齢人口の推移

（単位：人、％）

項 目	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総 人 口	22,625	20,862	18,768	17,375	15,775	14,266	12,860	11,666	10,347
65歳以上人口	2,151	2,363	2,605	2,804	3,052	3,559	3,951	4,187	4,234
構 成 比	9.51	11.33	13.88	16.14	19.35	24.95	30.72	35.89	40.92

（国勢調査）

イ 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援については、核家族化の進行、女性の社会進出、就業形態の多様化等により、保育所や児童育成クラブにおける保育内容や支援体制の充実が求められています。また、安全な遊び場所の確保や地域の健全育成活動の促進など、安全・安心な環境づくりを進めることも重要な課題となっています。

ウ 障がい者（児）福祉

障がいの重度化や障がいのある人の高齢化の進行とともに、福祉サービスの対象者に難病患者等が加わるなど、障がいのある人を取り巻く社会状況・環境等が大きく変化しています。

こうしたなか、ノーマライゼーション¹の理念のもと、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある人自らがその居住する場所を選択し、自立と社会参加が実現できるよう、サービスの充実が求められています。

¹ノーマライゼーションとは、高齢者や若者も、障がいのある人もない人も、全て人間として普通（ノーマル）の生活を送るため、ともに暮らし、ともに生きていける社会こそ「ノーマル」であるという考え方。

(2) その対策

ア 高齢者福祉

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

また、地域ボランティア組織や老人クラブ等、関係機関との連携のもと、生きがいと健康づくりのための地域福祉ネットワークの拡充に努めます。

イ 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援については、保育所や児童育成クラブにおける保育内容や支援体制の充実に努めるとともに、健康相談の充実に図ります。

また、地域や関係機関と連携を図り、身近な地域における子育て支援を進めます。

ウ 障がい者（児）福祉

障がいのある人やその家族のもつニーズを的確に捉え、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、各家庭を戸別訪問するなど相談体制や居宅サービスの充実、公共施設等のバリアフリー化を促進します。

【野津原地域】

(1) 現況と問題点

ア 高齢者福祉

高齢化率は 37.24%（平成 22 年度国勢調査）と、大分県平均を大きく上回っており、平成 27 年 3 月末では 41.18%（住民基本台帳登録者数）となっています。高齢者が健康で安心して暮らせる環境づくりと保健・福祉・医療の連携を重点にした保健福祉施策を積極的に推進する必要があります。

高齢人口の推移

（単位：人、％）

項目	昭和45年	昭和50年	昭和55年	昭和60年	平成2年	平成7年	平成12年	平成17年	平成22年
総人口	6,742	6,603	6,389	6,151	5,651	5,336	5,094	5,031	4,769
65歳以上人口	678	804	904	1,010	1,153	1,423	1,625	1,737	1,776
構成比	10.06	12.18	14.15	16.42	20.40	26.67	31.90	34.52	37.24

（国勢調査）

イ 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援については、核家族化の進行、女性の社会進出、就業形態の多様化等により、保育所や児童育成クラブにおける保育内容や支援体制の充実が求められています。また、安全な遊び場所の確保や地域の健全育成活動の促進

など、安全・安心な環境づくりを進めることも重要な課題となっています。

ウ 障がい者（児）福祉

障がいの重度化や障がいのある人の高齢化の進行とともに、福祉サービスの対象者に難病患者等が加わるなど、障がいのある人を取り巻く社会状況・環境等が大きく変化しています。

こうしたなか、ノーマライゼーションの理念のもと、障がいの種別、程度を問わず、障がいのある人自らがその居住する場所を選択し、自立と社会参加が実現できるよう、サービスの充実が求められています。

(2) その対策

ア 高齢者福祉

高齢者が可能な限り住み慣れた地域でその有する能力に応じて自立した日常生活を営むことができるよう、医療、介護、介護予防、住まい及び自立した日常生活の支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を目指します。

また、地域ボランティア組織や老人クラブ等、関係機関との連携のもと、生きがいと健康づくりのための地域福祉ネットワークの拡充に努めます。

イ 子ども・子育て支援

子ども・子育て支援については、保育所や児童育成クラブにおける保育内容や支援体制の充実とともに、健康相談の充実を図ります。

また、地域や関係機関と連携を図り、身近な地域における子育て支援を進めます。

ウ 障がい者（児）福祉

障がいのある人やその家族のもつニーズを的確に捉え、障がいのある人が地域で安心して暮らせるよう、各家庭を戸別訪問するなど相談体制や居宅サービスの充実、公共施設等のバリアフリー化を促進します。

6 医療の確保

【佐賀関地域】

(1) 現況と問題点

本地域の医療施設の状況は、病院 1、診療所 7、歯科医院 4、病床数 109 床（平成 27 年 3 月末日現在）となっています。

高齢化が進む本地域では、住民が身近なところで適切な医療サービスが受けられる医療体制の整備充実が求められています。

また、福祉との連携を図りながら、保健予防活動を強化する必要があります。

(2) その対策

住民だれもが健康で安心して生活を送れるよう、関係機関との協力のもと、地域医療体制の充実に努めます。

【野津原地域】

(1) 現況と問題点

本地域の医療施設の状況は、診療所 3、歯科医院 1、病床数 30 床（平成 27 年 3 月末日現在）となっています。

高齢化が進む本地域では、住民が身近なところで適切な医療サービスが受けられる医療体制の整備充実が求められています。

また、福祉との連携を図りながら、保健予防活動を強化する必要があります。

(2) その対策

住民だれもが健康で安心して生活を送れるよう、関係機関との協力のもと、地域医療体制の充実に努めます。

7 教育の振興

【佐賀関地域】

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

i 幼稚園

本地域では、少子高齢化が急速に進行しており、現在、市立幼稚園が1園ありますが、年々園児数が減少しており、教育上望ましい集団の規模を確保することが難しい状況となっています。

こうしたなか、園児が集団生活の中で社会性・創造性を身につけられるよう教育環境を整備することが求められています。

ii 小・中学校

小学校は2校（大志生木小学校は、平成28年度よりこうざき小学校に統合）、中学校は2校ありますが、児童数、生徒数ともに減少しています。小中学校教育は、確かな学力、豊かな人間性や社会性、たくましく生きるための体力の向上や心身の健康の保持増進を図るなど、生きる力をはぐくむことが求められています。

児童、生徒、学級数の推移（各年5月1日現在）

区分、年度 学校名	小 学 校			区分、年度 学校名	中 学 校		
	H19年度	H23年度	H27年度		H19年度	H23年度	H27年度
木佐上	36(4)	27(4)	H27年度よりこうざき小学校に統合	神 崎	153(6)	129(6)	2(1) 109(4)
こうざき	2(1) 149(6)	3(1) 126(6)	134(6)	佐賀関	85(3)	80(3)	2(1) 70(3)
大志生木	69(6)	60(6)	30(4)	一尺屋	H13年度より佐賀関中学校に統合		
佐賀関	156(6)	5(1) 128(6)	1(1) 97(6)	計	238(9)	209(9)	4(2) 179(7)
小黒分校	H13年度より佐賀関小学校に統合			* 上段の実数は特別支援学級の児童生徒数、（ ）内は学級数。 * 下段の実数は特別支援学級を除く学級の児童生徒数、（ ）内は学級数。 (学校基本統計調査)			
白 木							
一尺屋							
計	2(1) 410(22)	8(2) 341(22)	1(1) 261(16)				

イ 社会教育

高度化、多様化した住民の学習ニーズに対応するため、各種教室・講座の充実を図り、地域に根ざした社会教育事業を展開し、年齢層の幅広い学習機会の提供と住民の学習意欲に応え得る体制づくりが課題となっています。

社会教育を支える各種団体は、高齢化や若者の地域外流出、子どもの減少などで、組織編成、運営に支障をきたす状況も生まれており、その育成と活性化が課題となっています。

(2) その対策

ア 学校教育

i 幼稚園

地域の特性を生かした教育内容及び教育方法を展開し、人間形成の基礎となる幼児教育の充実した環境づくりに努めます。

ii 小・中学校

自然や文化、歴史等、地域の特性を生かした特色ある教育活動を展開し、確かな学力の向上等、子どもたちの生きる力の育成に努めます。

イ 社会教育

住民の学習意欲に沿った情報の提供に努めるとともに、だれもが学べる学習機会の整備充実を図ります。

また、住民の生涯学習、文化・スポーツ活動の拠点となる公民館や体育施設の整備を進めます。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考	
6. 教育の振興	(1)学校教育関連施設 スクールバス・ポート 水泳プール	こうざき小学校通学支援事業	大分市		
		こうざき小学校施設整備事業	大分市		
	(3)集会施設・体育施設等 体育施設	屋外運動場 校舎	神崎中学校施設整備事業	大分市	
		白木体育館整備事業	大分市		
		田中運動公園整備事業	大分市		
		社会教育施設整備事業	大分市		

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・ 学校教育施設については、今後も長期間の利用ができるように定期的な点検と計画的保全による施設の長寿命化を図ります。また、余裕教室等に親和性の高い機能との複合化など施設の有効活用を検討します。
- ・ グラウンド、体育館、プール等の体育施設については、児童・生徒の安全を確保しつつ地域に開放するなどの有効活用を進めます。
- ・ 長期的には年少人口が減少する見通しであることから施設の更新や大規模改修時には、将来の児童・生徒数見込みに基づいた、適切な施設規模や仕様について検討します。
- ・ 施設整備については限られた財源の中で、効率的・効果的に整備を進めていく必要があります。時期や地域事情などにより施設の機能や仕様に格差が生じないように「標準モデル」を基準とした施設整備を行います。また、親和性の高い機能との複合化を検討するとともに、スケルトン・インフィル方式¹等の柔軟な設計の導入により転用の容易化を図ります。

【野津原地域】

(1) 現況と問題点

ア 学校教育

i 幼稚園

本地域では、平成 23 年 4 月に野津原中央、野津原西部、今市の 3 つの幼稚園を野津原幼稚園に統廃合し、野津原保育所との幼保連携施設「のつはるこども園」を設置しました。

幼稚園は市立が 1 園で、過疎化と少子化により園児数は減少しています。

こうしたなか、園児が集団生活の中で社会性・創造性を身につけられるよう教育環境を整備することが求められています。

ii 小・中学校

小学校は 3 校、中学校は 1 校あり、児童数については、ほぼ横ばいの状況にあるものの、生徒数は減少しています。

小中学校教育は、確かな学力、豊かな人間性や社会性、たくましく生きるための体力の向上や心身の健康の保持増進を図るなど、生きる力をはぐくむことが求められています。

¹スケルトン・インフィル方式とは、将来的に施設を転用や複合化することを前提として、「構造体」と「内装」に分離して設計する考え方です。将来的な利用内容の変更を想定し、「構造体」を目的に適した形で設計し、施設の目的にあわせて「内装」を変更することにより、さまざまな用途への転用が可能となります。

児童、生徒、学級数の推移（各年5月1日現在）

区分、年度 学校名	小 学 校			区分、年度 学校名	中 学 校		
	H19年度	H23年度	H27年度		H19年度	H23年度	H27年度
野津原東部	107(6)	120(6)	2(1) 124(6)	野津原	1(1) 93(3)	76(3)	2(1) 58(3)
野津原中部	51(6)	43(5)	2(1) 48(6)	計	1(1) 93(3)	76(3)	2(1) 58(3)
野津原西部	18(3)	17(3)	11(2)	* 上段の実数は特別支援学級の児童生徒数、（ ）内は学級数。 * 下段の実数は特別支援学級を除く学級の児童生徒数、（ ）内は学級数。			
今 市	10(3)	H21年度 より休校	H25年度末 で廃校				
計	186(18)	180(14)	4(2) 183(14)	(学校基本統計調査)			

イ 社会教育

住民一人ひとりが充実した人生を送れるよう、生涯を通じていつでも自由に学習ができる施設の整備と学習情報提供の充実を図る必要があります。

(2) その対策

ア 学校教育

i 幼稚園

地域の特性を生かした教育内容及び教育方法を展開し、人間形成の基礎となる幼児教育の充実した環境づくりに努めます。

ii 小・中学校

自然や文化、歴史等、地域の特性を生かした特色ある教育活動を展開し、確かな学力の向上等、子どもたちの生きる力の育成に努めます。また、教育環境の改善を図るための施設整備を実施します。

イ 社会教育

住民の生涯学習の拠点となる公民館機能の充実強化を図るとともに、だれもが身近な所で気軽にスポーツを楽しめるよう施設等の整備を進めます。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
6. 教育の振興	(1) 学校教育関連施設 スクールバス・ポート 水泳プール	野津原地区統廃合施設整備事業	大分市	
		野津原地区通学支援事業	大分市	
		新コミュニティ交通事業 幼稚園運営事業(野津原幼稚園通園補完)	大分市	
	(3) 集会施設・体育 施設等	のつはる少年自然の家施設整備事業	大分市	
		野津原総合グラウンド改修事業	大分市	

(4) 公共施設等総合管理計画との整合

- ・ 学校教育施設については、今後も長期間の利用ができるように定期的な点検と計画的保全による施設の長寿命化を図ります。また、余裕教室等に親和性の高い機能との複合化など施設の有効活用を検討します。
- ・ グラウンド、体育館、プール等の体育施設については、児童・生徒の安全を確保しつつ地域に開放するなどの有効活用を進めます。
- ・ 「大分市立小中学校適正配置基本計画」に基づき、子どもたちのより良い教育環境の整備を目指し、地域の実情に応じた適正な施設配置を進めます。
- ・ 長期的には年少人口が減少する見通しであることから施設の更新や大規模改修時には、将来の児童・生徒数見込みに基づいた、適切な施設規模や仕様について検討します。
- ・ 施設整備については限られた財源の中で、効率的・効果的に整備を進めていく必要があります。時期や地域事情などにより施設の機能や仕様に格差が生じないように「標準モデル」を基準とした施設整備を行います。また、親和性の高い機能との複合化を検討するとともに、スケルトン・インフィル方式¹等の柔軟な設計の導入により転用の容易化を図ります。

¹スケルトン・インフィル方式とは、将来的に施設を転用や複合化することを前提として、「構造体」と「内装」に分離して設計する考え方です。将来的な利用内容の変更を想定し、「構造体」を目的に適した形で設計し、施設の目的にあわせて「内装」を変更することにより、さまざまな用途への転用が可能となります。

8 地域文化の振興等

【佐賀関地域】

(1) 現況と問題点

本地域には、国指定史跡「築山古墳」や国登録有形文化財「太田缶詰工場」、県指定有形文化財である「早吸日女神社 総門・本殿・社家」や「教尊寺（七棟）」、「大志生木宝篋印塔」のほか、県指定天然記念物である「高島のビロウ自生地」、「高島のウミネコ営巣地」など市指定文化財を含む23件の指定文化財があります。

また、地域を代表する「鯛つりおどり大会」や歴史的伝統芸能、古代行事等がありますが、伝統芸能等において、高齢化により後継者の不足が懸念されています。

(2) その対策

文化財及び史跡等の保護、保存に努めます。また、地域文化の活力をはぐくむため、その伝統芸能等の活動を継承し、後継者の育成を支援します。

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
7. 地域文化の振興等	(3) その他	関の鯛つりおどり大会開催事業費補助金	大分市	

【野津原地域】

(1) 現況と問題点

本地域には、国指定重要文化財「後藤家住宅」や県指定史跡「参勤交代道路」など市指定文化財を含む22件の指定文化財があります。

また、地域の伝統芸能等を地元有志により継承し、地域社会における連携を深めていますが、高齢化により後継者が不足している状況です。

(2) その対策

文化財及び史跡等の保護、保存に努めます。また、地域文化の活力をはぐくむため、その伝統芸能等の活動を継承し、後継者の育成を支援します。

9 集落の整備

【佐賀関地域】

(1) 現況と問題点

本地域は周囲を海に囲まれ、急峻な山が海岸線へとせまるリアス式海岸特有の地形をしています。その為、住宅地は狭隘な土地に形成され、特に漁港周辺地域は軒を連ねるように住宅が密集しています。また、生活道路は海岸線に沿って形成され、一部地域ではバス等の公共交通機関が運行してないことから、交通手段を持たない高齢者等は通常の社会生活を行う事が困難な状況となっています。

また、少子高齢化の進行が市内でも特に早く、核家族化も進んでいることから、今後は管理されていない老朽空き家の増加が予想されます。さらに、本地域には大小70の自治区が設置されていますが、高齢化の進行により地域活動や集落の維持が難しくなっています。

(2) その対策

佐賀関市民センターを拠点施設として、地域コミュニティの活動の場として活用するとともに、地域活動や自治会活動の支援に向けた取組をしていきます。

また、快適な居住環境の整備を促進するとともに、交通対策として「ふれあい交通」の利用促進を図ります。

【野津原地域】

(1) 現況と問題点

野津原東部地区には、野津原市民センターや地区公民館などの行政サービス施設やコミュニティ施設、商業施設、医療及び介護サービス施設といった社会生活を行うために必要な施設が集積されています。

しかしながら、中部、西部、今市の各地区においては、公共交通機関についても路線等が限られていることから、交通手段を持たない高齢者等は通常の社会生活を行うことが困難な状況となっています。

今後は、自治区においても高齢化の進行により、地域活動や集落の維持が難しくなっています。

(2) その対策

集落機能の充実と活性化については野津原市民センターを拠点施設として、地元の社会福祉団体やNPO団体と連携のもと自治会活動の支援に向けた取組をしていきます。また、集落維持の対策として空き家の解消や定住促進につながる公営住宅の整備等を推進し、交通通信ネットワークの対策として、「ふれあい交通」の利用促進を図ります。

10 その他地域の自立促進に関し必要な事項

【佐賀関地域】

(1) 現況と問題点

少子高齢化の進行等により地域の連帯感などが低下し、住民相互の交流や支えあいの場としての地域コミュニティ機能が次第に低下しています。佐賀関支所・佐賀関公民館を中心に地域住民やNPO団体などさまざまな団体との連携・協力により地域課題などを解決し、住み良い地域社会を形成していく必要があります。

(2) その対策

佐賀関市民センターを拠点施設とし、地域コミュニティの活性化に係る取組などを推進します。

(3) 事業計画 (平成28年度～32年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. その他地域の自立促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	地域まちづくり活性化事業	大分市	
		ご近所の底力再生事業	自治会	
		頑張る集落たすく隊事業	自治会	

【野津原地域】

(1) 現況と問題点

少子高齢化の進行等により地域の連帯感などが低下し、住民相互の交流や支えあいの場としての地域コミュニティ機能が次第に低下しています。野津原支所を中心に地域まちづくり活性化事業などの地域コミュニティの活性化に係る取組などを進める必要があります。また、大分川ダムの水源地域の活性化を図るため、大分川ダム水源地域整備計画に基づき、事業の計画的かつ着実な実施を行う必要があります。

(2) その対策

野津原支所を中心に地域コミュニティの活性化に係る取組などを推進します。また、大分川ダム水源地域整備計画に基づき、計画的に諸事業を推進します。

(3) 事業計画 (平成 28 年度～32 年度)

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
9. その他地域の自立促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	地域まちづくり活性化事業	大分市	
		ご近所の底力再生事業	自治会	
		頑張る集落たすく隊事業	自治会	
		ななせの里まつり補助金	大分市	
		大分県里のくらし支援事業	自治会等	

事業計画（平成28年度～32年度） 過疎地域自立促進特別事業

自立促進施策区分	事業名 (施設名)	事業内容	事業主体	備考
1 産業の振興	過疎地域自立促進特別事業	有害鳥獣対策事業 有害鳥獣（イノシシ・カラス等）の捕獲を実施することにより、農林水産物の被害拡大を防ぐ事業	大分市	佐賀関 野津原
		中山間地域等直接支払事業 中山間地域等の農業生産条件の不利な地域において、耕作放棄地防止、多面的機能増進を図り、集落の農業資産（農地、水路、農道等）を保全する事業	大分市	佐賀関 野津原
2 交通通信体系の整備、情報化及び地域間交流の促進	過疎地域自立促進特別事業	ふれあい交通運行事業 ふれあいタクシー運行事業の内容を見直し、行政、交通事業者、利用者の役割分担を明確にするなかで、路線バスとの連携強化を前提に、効率的で持続可能な新たなコミュニティ交通（野津原地域における統廃合幼稚園の通園補完を含む）の構築を行う。この取組により、通勤、通学、通園、生活用品の買い物等の利便性を向上させ、地域の活性化を図っていく。	大分市	佐賀関 野津原
9 その他地域の自立促進に関し必要な事項	過疎地域自立促進特別事業	地域まちづくり活性化事業 各支所・出張所区域に居住する市民が地域の課題を解決するための事業を計画し、その事業を市民と行政が協働で取り組み、課題の解決を図るとともに地域の活性化や新たな魅力の創出につなげていく事業	大分市	佐賀関 野津原
		ご近所の底力再生事業 自治会が行う地域コミュニティの再生及び地域が抱えるさまざまな課題の解決を図るための事業に対して助成する事業	自治会	佐賀関 野津原
		頑張る集落たすく隊事業 過疎化が著しい集落に住む市民が元気で安心して暮らすことができるように、近隣自治区や企業等の団体による社会貢献活動としての集落支援の取組を促進し、集落の課題となっている共同作業等の円滑な実施と、集落のさらなる活性化を図る事業	自治会	佐賀関 野津原

提案理由

佐賀関地域及び野津原地域に係る過疎地域自立促進計画を制定いたしたく、過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項及び第33条第2項の規定により本案を提出する。

議第 43 号

連携協約の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、別府市との間で連携協約を締結する。

平成28年3月4日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市及び別府市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

大分市（以下「甲」という。）及び別府市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である大分都市広域圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、圏域における連携中枢都市圏構想を推進するに当たり、甲及び乙がそれぞれ役割を分担して、圏域の経済を活性化し、魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する事務において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携を図る事務並びに取組内容及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図る事務について、その取組内容及び役割分担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

(i) 圏域を構成する各市町の特徴を十分に生かした経済成長のための経済戦略の策定及び産学金官民一体となった体制整備

a 取組内容

圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、連携する市町等が一体となった経済戦略推進体制の構築に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

経済戦略の推進及び施策のフォローアップに、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と協力して、経済戦略の推進及び施策のフォローアップに取り組む。

(ii) 中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成

a 取組内容

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に、協力して取り組む。

(iii) 企業誘致の促進

a 取組内容

経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に取り組む。

b 役割分担

- (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に、協力して取り組む。
- (iv) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
- a 取組内容
経済戦略に基づき、圏域の多彩な地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に取り組む。
 - b 役割分担
 - (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、圏域の地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、圏域の地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に、協力して取り組む。
- (v) 戦略的な観光施策
- a 取組内容
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に取り組む。
 - b 役割分担
 - (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に、協力して取り組む。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

(i) 広域的災害等に関する機能の構築

a 取組内容

広域的な災害等に対応するため、災害時備蓄品の充実等を図るとともに、災害時における自治体間の連携に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、災害時における災害時備蓄品の確保等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

災害時における災害時備蓄品の確保等に、協力して取り組む。

(ii) 広域的公共交通網の構築

a 取組内容

圏域全体に都市的サービスを提供する環境、圏域の内外から多様な人々が集まる環境及び大都市への若者の流出に歯止めをかける環境を構築する目的で、高次都市機能の集積した中心拠点としての広域的公共交通網の構築に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

圏域全体に都市的サービスを提供するため、広域的公共交通網の構築に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、広域的公共交通網の構築に協力する。

(iii) 高等教育・研究開発の環境整備

a 取組内容

将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境

整備に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境整備を推進する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境整備を推進する。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

(ア) 公共施設の相互利用

(i) 公共施設の相互利用の促進

a 取組内容

圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

甲が設置する公共施設における利用者の範囲を圏域内の住民に拡大し、利用者の利便性の向上に取り組む。

(b) 乙の役割

乙が設置する公共施設における利用者の範囲を圏域内の住民に拡大し、利用者の利便性の向上に取り組む。

(イ) 地域医療・福祉

(i) 健康診断の受診率向上

a 取組内容

住民が地域で安心して生活を営めるよう、健康診断の受診に係

る啓発及び情報共有に取り組むことにより、健康診断の受診率向上を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、健康診断の受診に係る啓発及び情報共有、健康診断の受診率向上等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、健康診断の受診に係る啓発及び情報共有、健康診断の受診率向上等に取り組む。

(ii) 相談支援機能の強化

a 取組内容

高齢者、障害者等が地域で安心して生活を営めるよう、相談体制等に係る連携強化を図るなど、支援体制の充実に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、相談体制の充実、普及啓発等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、相談体制の充実、普及啓発等に取り組む。

(iii) 地域子育て支援の充実

a 取組内容

地域で生まれた子どもたちを地域社会全体で育てていくため、子どもを産み、育てやすい地域を目指して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等を図るための連携を推進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等に向けた子育て施策の充実に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等に向けた子育て施策の充実に取り組む。

(ウ) 教育・文化・芸術・スポーツ

(i) 広域的教育の連携

a 取組内容

学校や地域の実情に応じ、特色ある教育活動を生かした交流等による連携を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、義務教育に関する取組状況について情報共有を図る。

(b) 乙の役割

甲と連携して、義務教育に関する取組状況について情報共有を図る。

(ii) 文化・芸術の振興

a 取組内容

地域の特色ある文化・芸術活動を推進し、圏域内外の住民の交流を促すことにより、交流人口の拡大及び地域の活性化を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、文化・芸術振興を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、文化・芸術振興を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、情報発信等に取り組む。

(iii) スポーツの振興

a 取組内容

スポーツ活動を通じた、健康の保持・増進及び地域交流を促進するため、住民が様々なスポーツに触れる機会を幅広く提供するなど、スポーツの振興に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、スポーツ大会、合宿等の誘致に係る取組の推進、住民交流の場の創出等を図るため、取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、スポーツ大会、合宿等の誘致に係る施設等に関する情報の提供、住民交流の場の創出等を図るため、情報提供等に取り組む。

(iv) 文化財等の保護及び活用

a 取組内容

圏域内の文化財等の保護に努め、それらを地域資源として活用し、地域の歴史・文化に対する住民の認識を高めるとともに、圏域内外の交流を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、地域内の文化財等の保護に努め、郷土資料、文化財等を活用した歴史・文化の情報発信を行い、地域の歴史・

文化に親しめる取組を中心となって推進する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、地域内の文化財等の保護に努め、郷土資料、文化財等を活用した歴史・文化の情報発信を行い、地域の歴史・文化に親しめる取組を推進する。

(エ) 地域振興

(i) 雇用対策

a 取組内容

若年求職者、女性、U I J ターン希望者等の各種就労支援に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、各種就労支援施策の企画及び実施に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、各種就労支援施策の企画及び実施に取り組む。

(ii) 市民活動の推進

a 取組内容

圏域内における市民活動を促進するため、地域住民、N P O 団体、企業等との交流及び活動の支援に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、圏域内における市民活動を促進するため、各種活動に関する取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、圏域内における市民活動を促進するため、各種活動に関する情報発信等に取り組む。

(オ) 災害対策

(i) 減災・防災体制の充実

a 取組内容

大規模災害発生時等における相互応援の円滑化及び地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立し、減災・防災体制の充実に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立し、減災・防災体制の充実に取り組む。

(カ) 環境

(i) 資源循環型社会の形成

a 取組内容

資源循環型社会の形成を図るため、一般廃棄物の資源化及び排出量の削減に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、資源循環型社会の形成を図るため、一般廃棄物の資源化及び排出量の削減に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、資源循環型社会の形成を図るため、一般廃棄物の資源化及び排出量の削減に取り組む。

(ii) 特定外来生物の広域防除

a 取組内容

生態系、人、農林水産物等への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の圏域内外からの一掃に向け、広域防除に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、特定外来生物の広域防除に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、特定外来生物の広域防除に取り組む。

(iii) 水源流域の水環境の改善

a 取組内容

水源流域の現状把握及び水環境の有効的な改善を行うため、情報共有・連絡体制の構築を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、水源流域の現状把握及び水環境に関する情報発信・連絡体制の構築に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、水源流域の現状把握及び水環境に関する情報提供・連絡体制の構築に取り組む。

(キ) 救急搬送

(i) 救急搬送体制の連携強化の推進

a 取組内容

広域的な視点に立ち、人命重視の救急活動を行い、救急搬送体制の連携強化に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、救急搬送体制の連携強化に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、救急搬送体制の連携強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(ア) 地域公共交通

(i) 地域公共交通ネットワークの維持・形成

a 取組内容

地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、地域公共交通ネットワークの維持・形成に連携して取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、バス路線網の維持・形成、鉄道の利用促進等、地域公共交通ネットワークの維持・形成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、バス路線網の維持・形成、鉄道の利用促進等、地域公共交通ネットワークの維持・形成に取り組む。

(イ) 道路等の交通インフラの整備・維持

(i) 広域幹線道路網の整備促進

a 取組内容

圏域内の交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に取り組む。

(ウ) ICTインフラの整備

(i) 広域的な情報ネットワークの整備

a 取組内容

住民、観光客等の利便性及び回遊性の向上を図るとともに、地域の観光、防災等の情報を即時に発信するため、広域的な情報ネットワークの整備を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、広域的な情報ネットワークの整備促進に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、広域的な情報ネットワークの整備促進に取り組む。

(エ) 農林水産物の生産振興・消費拡大

(i) 農林水産物の生産振興

a 取組内容

農業技術、圏域内の農地、新規就農者等に関する情報の共有化を図り、規模拡大を目指す農業者及び就農希望者に情報を提供するなど、生産性向上並びに担い手及びそれを支える人材の確保・育成に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、農業技術、圏域内の農地、新規就農者等の情報を提供し、生産性向上及び担い手等の確保・育成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、農業技術、圏域内の農地、新規就農者等の情報を提供し、生産性向上及び担い手等の確保・育成に取り組む。

(ii) 有害鳥獣の広域防除

a 取組内容

鳥獣被害対策の効果を向上させるため、イノシシ、シカ、サル等、農林業に被害を及ぼす鳥獣の生息実態等の情報を共有するとともに、効率的な予防及び捕獲に向けた連携を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、有害鳥獣の効率的な広域防除に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、有害鳥獣の効率的な広域防除に取り組む。

(iii) 農林水産物の消費拡大

a 取組内容

地域特産物の生産、加工及び販売について広域的な視点に立ち、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、農林水産物の生産、加工及び販売の連携促進を行い、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、農林水産物の生産、加工及び販売の連携促進を行い、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。

(オ) 圏域内外の住民の交流・移住促進

(i) 移住・定住対策

a 取組内容

移住・定住希望者の様々なニーズに対応するため、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、U I J ターン希望者への情報提供等、地域の特性を生かした移住・定住対策に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、U I J ターン希望者への情報提供等、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(ア) 圏域内の市町職員等の交流

(i) 人材育成・交流

a 取組内容

職員の資質及び公務能力の向上を図るため、職員の相互派遣及び交流の強化に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、共同研修を企画するなど職員の派遣及び交流の強化に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、共同研修の運営に協力するなど職員の派遣及び交流の強化に取り組む。

(費用分担)

第4条 前条に規定する事務を処理するために要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定める。

(協議)

第5条 甲及び乙の長は、連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

(連携協約の変更及び廃止)

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙は協議するものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、議会の議決を経るものとする。

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名

押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

市長

乙 別府市上野口町1番15号

別府市

市長

提案理由

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を別府市と締結いたしたく、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき本案を提出する。

議第 44 号

連携協約の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、臼杵市との間で連携協約を締結する。

平成28年3月4日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市及び臼杵市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

大分市（以下「甲」という。）及び臼杵市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である大分都市広域圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、圏域における連携中枢都市圏構想を推進するに当たり、甲及び乙がそれぞれ役割を分担して、圏域の経済を活性化し、魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する事務において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携を図る事務並びに取組内容及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図る事務について、その取組内容及び役割分担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

(i) 圏域を構成する各市町の特徴を十分に生かした経済成長のための経済戦略の策定及び産学金官民一体となった体制整備

a 取組内容

圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、連携する市町等が一体となった経済戦略推進体制の構築に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

経済戦略の推進及び施策のフォローアップに、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と協力して、経済戦略の推進及び施策のフォローアップに取り組む。

(ii) 中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成

a 取組内容

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に、協力して取り組む。

(iii) 企業誘致の促進

a 取組内容

経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に取り組む。

b 役割分担

- (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に、協力して取り組む。
- (iv) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
- a 取組内容
経済戦略に基づき、圏域の多彩な地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に取り組む。
 - b 役割分担
 - (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、圏域の地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、圏域の地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に、協力して取り組む。
- (v) 戦略的な観光施策
- a 取組内容
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に取り組む。
 - b 役割分担
 - (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に、協力して取り組む。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

(i) 広域的災害等に関する機能の構築

a 取組内容

広域的な災害等に対応するため、災害時備蓄品の充実等を図るとともに、災害時における自治体間の連携に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、災害時における災害時備蓄品の確保等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

災害時における災害時備蓄品の確保等に、協力して取り組む。

(ii) 広域的公共交通網の構築

a 取組内容

圏域全体に都市的サービスを提供する環境、圏域の内外から多様な人々が集まる環境及び大都市への若者の流出に歯止めをかける環境を構築する目的で、高次都市機能の集積した中心拠点としての広域的公共交通網の構築に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

圏域全体に都市的サービスを提供するため、広域的公共交通網の構築に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、広域的公共交通網の構築に協力する。

(iii) 高等教育・研究開発の環境整備

a 取組内容

将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境

整備に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境整備を推進する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境整備を推進する。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

(ア) 公共施設の相互利用

(i) 公共施設の相互利用の促進

a 取組内容

圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

甲が設置する公共施設における利用者の範囲を圏域内の住民に拡大し、利用者の利便性の向上に取り組む。

(b) 乙の役割

乙が設置する公共施設における利用者の範囲を圏域内の住民に拡大し、利用者の利便性の向上に取り組む。

(イ) 地域医療・福祉

(i) 健康診断の受診率向上

a 取組内容

住民が地域で安心して生活を営めるよう、健康診断の受診に係

る啓発及び情報共有に取り組むことにより、健康診断の受診率向上を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、健康診断の受診に係る啓発及び情報共有、健康診断の受診率向上等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、健康診断の受診に係る啓発及び情報共有、健康診断の受診率向上等に取り組む。

(ii) 相談支援機能の強化

a 取組内容

高齢者、障害者等が地域で安心して生活を営めるよう、相談体制等に係る連携強化を図るなど、支援体制の充実に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、相談体制の充実、普及啓発等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、相談体制の充実、普及啓発等に取り組む。

(iii) 地域子育て支援の充実

a 取組内容

地域で生まれた子どもたちを地域社会全体で育てていくため、子どもを産み、育てやすい地域を目指して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等を図るための連携を推進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等に向けた子育て施策の充実に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等に向けた子育て施策の充実に取り組む。

(ウ) 教育・文化・芸術・スポーツ

(i) 広域的教育の連携

a 取組内容

学校や地域の実情に応じ、特色ある教育活動を生かした交流等による連携を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、義務教育に関する取組状況について情報共有を図る。

(b) 乙の役割

甲と連携して、義務教育に関する取組状況について情報共有を図る。

(ii) 文化・芸術の振興

a 取組内容

地域の特色ある文化・芸術活動を推進し、圏域内外の住民の交流を促すことにより、交流人口の拡大及び地域の活性化を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、文化・芸術振興を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、文化・芸術振興を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、情報発信等に取り組む。

(iii) スポーツの振興

a 取組内容

スポーツ活動を通じた、健康の保持・増進及び地域交流を促進するため、住民が様々なスポーツに触れる機会を幅広く提供するなど、スポーツの振興に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、スポーツ大会、合宿等の誘致に係る取組の推進、住民交流の場の創出等を図るため、取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、スポーツ大会、合宿等の誘致に係る施設等に関する情報の提供、住民交流の場の創出等を図るため、情報提供等に取り組む。

(iv) 文化財等の保護及び活用

a 取組内容

圏域内の文化財等の保護に努め、それらを地域資源として活用し、地域の歴史・文化に対する住民の認識を高めるとともに、圏域内外の交流を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、地域内の文化財等の保護に努め、郷土資料、文化財等を活用した歴史・文化の情報発信を行い、地域の歴史・

文化に親しめる取組を中心となって推進する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、地域内の文化財等の保護に努め、郷土資料、文化財等を活用した歴史・文化の情報発信を行い、地域の歴史・文化に親しめる取組を推進する。

(エ) 地域振興

(i) 雇用対策

a 取組内容

若年求職者、女性、U I J ターン希望者等の各種就労支援に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、各種就労支援施策の企画及び実施に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、各種就労支援施策の企画及び実施に取り組む。

(ii) 市民活動の推進

a 取組内容

圏域内における市民活動を促進するため、地域住民、N P O 団体、企業等との交流及び活動の支援に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、圏域内における市民活動を促進するため、各種活動に関する取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、圏域内における市民活動を促進するため、各種活動に関する情報発信等に取り組む。

(オ) 災害対策

(i) 減災・防災体制の充実

a 取組内容

大規模災害発生時等における相互応援の円滑化及び地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立し、減災・防災体制の充実に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立し、減災・防災体制の充実に取り組む。

(カ) 環境

(i) 一般廃棄物の広域処理

a 取組内容

資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に取り組む。

(ii) 特定外来生物の広域防除

a 取組内容

生態系、人、農林水産物等への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の圏域内外からの一掃に向け、広域防除に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、特定外来生物の広域防除に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、特定外来生物の広域防除に取り組む。

(iii) 水源流域の水環境の改善

a 取組内容

水源流域の現状把握及び水環境の有効的な改善を行うため、情報共有・連絡体制の構築を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、水源流域の現状把握及び水環境に関する情報発信・連絡体制の構築に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、水源流域の現状把握及び水環境に関する情報提供・連絡体制の構築に取り組む。

(キ) 救急搬送

(i) 救急搬送体制の連携強化の推進

a 取組内容

広域的な視点に立ち、人命重視の救急活動を行い、救急搬送体制の連携強化に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、救急搬送体制の連携強化に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、救急搬送体制の連携強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(ア) 地域公共交通

(i) 地域公共交通ネットワークの維持・形成

a 取組内容

地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、地域公共交通ネットワークの維持・形成に連携して取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、バス路線網の維持・形成、鉄道の利用促進等、地域公共交通ネットワークの維持・形成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、バス路線網の維持・形成、鉄道の利用促進等、地域公共交通ネットワークの維持・形成に取り

組む。

(イ) 道路等の交通インフラの整備・維持

(i) 広域幹線道路網の整備促進

a 取組内容

圏域内の交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に取り組む。

(ウ) ICTインフラの整備

(i) 広域的な情報ネットワークの整備

a 取組内容

住民、観光客等の利便性及び回遊性の向上を図るとともに、地域の観光、防災等の情報を即時に発信するため、広域的な情報ネットワークの整備を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、広域的な情報ネットワークの整備促進に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、広域的な情報ネットワークの整備

促進に取り組む。

(エ) 農林水産物の生産振興・消費拡大

(i) 農林水産物の生産振興

a 取組内容

農業技術、圏域内の農地、新規就農者等に関する情報の共有化を図り、規模拡大を目指す農業者及び就農希望者に情報を提供するなど、生産性向上並びに担い手及びそれを支える人材の確保・育成に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、農業技術、圏域内の農地、新規就農者等の情報を提供し、生産性向上及び担い手等の確保・育成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、農業技術、圏域内の農地、新規就農者等の情報を提供し、生産性向上及び担い手等の確保・育成に取り組む。

(ii) 有害鳥獣の広域防除

a 取組内容

鳥獣被害対策の効果を向上させるため、イノシシ、シカ、サル等、農林業に被害を及ぼす鳥獣の生息実態等の情報を共有するとともに、効率的な予防及び捕獲に向けた連携を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、有害鳥獣の効率的な広域防除に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、有害鳥獣の効率的な広域防除に取り組む。

(iii) 農林水産物の消費拡大

a 取組内容

地域特産物の生産、加工及び販売について広域的な視点に立ち、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、農林水産物の生産、加工及び販売の連携促進を行い、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、農林水産物の生産、加工及び販売の連携促進を行い、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。

(オ) 圏域内外の住民の交流・移住促進

(i) 移住・定住対策

a 取組内容

移住・定住希望者の様々なニーズに対応するため、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、U I J ターン希望者への情報提供等、地域の特性を生かした移住・定住対策に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、U I J ターン希望者への情報提供等、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(ア) 圏域内の市町職員等の交流

(i) 人材育成・交流

a 取組内容

職員の資質及び公務能力の向上を図るため、職員の相互派遣及び交流の強化に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、共同研修を企画するなど職員の派遣及び交流の強化に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、共同研修の運営に協力するなど職員の派遣及び交流の強化に取り組む。

(費用分担)

第4条 前条に規定する事務を処理するために要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定める。

(協議)

第5条 甲及び乙の長は、連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

(連携協約の変更及び廃止)

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙は協議するものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、議会の議決を経るものとする。

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

市長

乙 臼杵市大字臼杵72番1号

臼杵市

市長

提案理由

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を臼杵市と締結いたしたく、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき本案を提出する。

議第 45 号

連携協約の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、津久見市との間で連携協約を締結する。

平成28年3月4日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市及び津久見市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

大分市（以下「甲」という。）及び津久見市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である大分都市広域圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、圏域における連携中枢都市圏構想を推進するに当たり、甲及び乙がそれぞれ役割を分担して、圏域の経済を活性化し、魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する事務において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携を図る事務並びに取組内容及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図る事務について、その取組内容及び役割分担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

(i) 圏域を構成する各市町の特徴を十分に生かした経済成長のための経済戦略の策定及び産学金官民一体となった体制整備

a 取組内容

圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、連携する市町等が一体となった経済戦略推進体制の構築に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

経済戦略の推進及び施策のフォローアップに、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と協力して、経済戦略の推進及び施策のフォローアップに取り組む。

(ii) 中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成

a 取組内容

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に、協力して取り組む。

(iii) 企業誘致の促進

a 取組内容

経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に取り組む。

b 役割分担

- (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に、協力して取り組む。
- (iv) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
- a 取組内容
経済戦略に基づき、圏域の多彩な地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に取り組む。
 - b 役割分担
 - (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、圏域の地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、圏域の地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に、協力して取り組む。
- (v) 戦略的な観光施策
- a 取組内容
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に取り組む。
 - b 役割分担
 - (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に、協力して取り組む。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

(i) 広域的災害等に関する機能の構築

a 取組内容

広域的な災害等に対応するため、災害時備蓄品の充実等を図るとともに、災害時における自治体間の連携に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、災害時における災害時備蓄品の確保等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

災害時における災害時備蓄品の確保等に、協力して取り組む。

(ii) 広域的公共交通網の構築

a 取組内容

圏域全体に都市的サービスを提供する環境、圏域の内外から多様な人々が集まる環境及び大都市への若者の流出に歯止めをかける環境を構築する目的で、高次都市機能の集積した中心拠点としての広域的公共交通網の構築に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

圏域全体に都市的サービスを提供するため、広域的公共交通網の構築に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、広域的公共交通網の構築に協力する。

(iii) 高等教育・研究開発の環境整備

a 取組内容

将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境

整備に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境整備を推進する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境整備を推進する。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

(ア) 公共施設の相互利用

(i) 公共施設の相互利用の促進

a 取組内容

圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

甲が設置する公共施設における利用者の範囲を圏域内の住民に拡大し、利用者の利便性の向上に取り組む。

(b) 乙の役割

乙が設置する公共施設における利用者の範囲を圏域内の住民に拡大し、利用者の利便性の向上に取り組む。

(イ) 地域医療・福祉

(i) 健康診断の受診率向上

a 取組内容

住民が地域で安心して生活を営めるよう、健康診断の受診に係

る啓発及び情報共有に取り組むことにより、健康診断の受診率向上を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、健康診断の受診に係る啓発及び情報共有、健康診断の受診率向上等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、健康診断の受診に係る啓発及び情報共有、健康診断の受診率向上等に取り組む。

(ii) 相談支援機能の強化

a 取組内容

高齢者、障害者等が地域で安心して生活を営めるよう、相談体制等に係る連携強化を図るなど、支援体制の充実に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、相談体制の充実、普及啓発等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、相談体制の充実、普及啓発等に取り組む。

(iii) 地域子育て支援の充実

a 取組内容

地域で生まれた子どもたちを地域社会全体で育てていくため、子どもを産み、育てやすい地域を目指して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等を図るための連携を推進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等に向けた子育て施策の充実に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等に向けた子育て施策の充実に取り組む。

(ウ) 教育・文化・芸術・スポーツ

(i) 広域的教育の連携

a 取組内容

学校や地域の実情に応じ、特色ある教育活動を生かした交流等による連携を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、義務教育に関する取組状況について情報共有を図る。

(b) 乙の役割

甲と連携して、義務教育に関する取組状況について情報共有を図る。

(ii) 文化・芸術の振興

a 取組内容

地域の特色ある文化・芸術活動を推進し、圏域内外の住民の交流を促すことにより、交流人口の拡大及び地域の活性化を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、文化・芸術振興を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、文化・芸術振興を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、情報発信等に取り組む。

(iii) スポーツの振興

a 取組内容

スポーツ活動を通じた、健康の保持・増進及び地域交流を促進するため、住民が様々なスポーツに触れる機会を幅広く提供するなど、スポーツの振興に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、スポーツ大会、合宿等の誘致に係る取組の推進、住民交流の場の創出等を図るため、取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、スポーツ大会、合宿等の誘致に係る施設等に関する情報の提供、住民交流の場の創出等を図るため、情報提供等に取り組む。

(iv) 文化財等の保護及び活用

a 取組内容

圏域内の文化財等の保護に努め、それらを地域資源として活用し、地域の歴史・文化に対する住民の認識を高めるとともに、圏域内外の交流を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、地域内の文化財等の保護に努め、郷土資料、文化財等を活用した歴史・文化の情報発信を行い、地域の歴史・

文化に親しめる取組を中心となって推進する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、地域内の文化財等の保護に努め、郷土資料、文化財等を活用した歴史・文化の情報発信を行い、地域の歴史・文化に親しめる取組を推進する。

(エ) 地域振興

(i) 雇用対策

a 取組内容

若年求職者、女性、U I J ターン希望者等の各種就労支援に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、各種就労支援施策の企画及び実施に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、各種就労支援施策の企画及び実施に取り組む。

(ii) 市民活動の推進

a 取組内容

圏域内における市民活動を促進するため、地域住民、N P O 団体、企業等との交流及び活動の支援に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、圏域内における市民活動を促進するため、各種活動に関する取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、圏域内における市民活動を促進するため、各種活動に関する情報発信等に取り組む。

(オ) 災害対策

(i) 減災・防災体制の充実

a 取組内容

大規模災害発生時等における相互応援の円滑化及び地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立し、減災・防災体制の充実に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立し、減災・防災体制の充実に取り組む。

(カ) 環境

(i) 一般廃棄物の広域処理

a 取組内容

資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に取り組む。

(ii) 特定外来生物の広域防除

a 取組内容

生態系、人、農林水産物等への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の圏域内外からの一掃に向け、広域防除に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、特定外来生物の広域防除に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、特定外来生物の広域防除に取り組む。

(iii) 水源流域の水環境の改善

a 取組内容

水源流域の現状把握及び水環境の有効的な改善を行うため、情報共有・連絡体制の構築を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、水源流域の現状把握及び水環境に関する情報発信・連絡体制の構築に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、水源流域の現状把握及び水環境に関する情報提供・連絡体制の構築に取り組む。

(キ) 救急搬送

(i) 救急搬送体制の連携強化の推進

a 取組内容

広域的な視点に立ち、人命重視の救急活動を行い、救急搬送体制の連携強化に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、救急搬送体制の連携強化に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、救急搬送体制の連携強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(ア) 地域公共交通

(i) 地域公共交通ネットワークの維持・形成

a 取組内容

地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、地域公共交通ネットワークの維持・形成に連携して取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、バス路線網の維持・形成、鉄道の利用促進等、地域公共交通ネットワークの維持・形成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、バス路線網の維持・形成、鉄道の利用促進等、地域公共交通ネットワークの維持・形成に取り

組む。

(イ) 道路等の交通インフラの整備・維持

(i) 広域幹線道路網の整備促進

a 取組内容

圏域内の交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に取り組む。

(ウ) ICTインフラの整備

(i) 広域的な情報ネットワークの整備

a 取組内容

住民、観光客等の利便性及び回遊性の向上を図るとともに、地域の観光、防災等の情報を即時に発信するため、広域的な情報ネットワークの整備を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、広域的な情報ネットワークの整備促進に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、広域的な情報ネットワークの整備

促進に取り組む。

(エ) 農林水産物の生産振興・消費拡大

(i) 農林水産物の生産振興

a 取組内容

農業技術、圏域内の農地、新規就農者等に関する情報の共有化を図り、規模拡大を目指す農業者及び就農希望者に情報を提供するなど、生産性向上並びに担い手及びそれを支える人材の確保・育成に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、農業技術、圏域内の農地、新規就農者等の情報を提供し、生産性向上及び担い手等の確保・育成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、農業技術、圏域内の農地、新規就農者等の情報を提供し、生産性向上及び担い手等の確保・育成に取り組む。

(ii) 有害鳥獣の広域防除

a 取組内容

鳥獣被害対策の効果を向上させるため、イノシシ、シカ、サル等、農林業に被害を及ぼす鳥獣の生息実態等の情報を共有するとともに、効率的な予防及び捕獲に向けた連携を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、有害鳥獣の効率的な広域防除に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、有害鳥獣の効率的な広域防除に取り組む。

(iii) 農林水産物の消費拡大

a 取組内容

地域特産物の生産、加工及び販売について広域的な視点に立ち、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、農林水産物の生産、加工及び販売の連携促進を行い、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、農林水産物の生産、加工及び販売の連携促進を行い、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。

(オ) 圏域内外の住民の交流・移住促進

(i) 移住・定住対策

a 取組内容

移住・定住希望者の様々なニーズに対応するため、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、U I J ターン希望者への情報提供等、地域の特性を生かした移住・定住対策に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、U I J ターン希望者への情報提供等、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(ア) 圏域内の市町職員等の交流

(i) 人材育成・交流

a 取組内容

職員の資質及び公務能力の向上を図るため、職員の相互派遣及び交流の強化に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、共同研修を企画するなど職員の派遣及び交流の強化に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、共同研修の運営に協力するなど職員の派遣及び交流の強化に取り組む。

(費用分担)

第4条 前条に規定する事務を処理するために要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定める。

(協議)

第5条 甲及び乙の長は、連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

(連携協約の変更及び廃止)

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙は協議するものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、議会の議決を経るものとする。

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

市長

乙 津久見市宮本町20番15号

津久見市

市長

提案理由

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を津久見市と締結いたしたく、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき本案を提出する。

議第 46 号

連携協約の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、竹田市との間で連携協約を締結する。

平成28年3月4日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市及び竹田市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

大分市（以下「甲」という。）及び竹田市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である大分都市広域圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、圏域における連携中枢都市圏構想を推進するに当たり、甲及び乙がそれぞれ役割を分担して、圏域の経済を活性化し、魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する事務において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携を図る事務並びに取組内容及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図る事務について、その取組内容及び役割分担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

(i) 圏域を構成する各市町の特徴を十分に生かした経済成長のための経済戦略の策定及び産学金官民一体となった体制整備

a 取組内容

圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、連携する市町等が一体となった経済戦略推進体制の構築に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

経済戦略の推進及び施策のフォローアップに、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と協力して、経済戦略の推進及び施策のフォローアップに取り組む。

(ii) 中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成

a 取組内容

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に、協力して取り組む。

(iii) 企業誘致の促進

a 取組内容

経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に取り組む。

b 役割分担

- (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に、協力して取り組む。
- (iv) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
- a 取組内容
経済戦略に基づき、圏域の多彩な地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に取り組む。
 - b 役割分担
 - (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、圏域の地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、圏域の地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に、協力して取り組む。
- (v) 戦略的な観光施策
- a 取組内容
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に取り組む。
 - b 役割分担
 - (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に、協力して取り組む。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

(i) 広域的災害等に関する機能の構築

a 取組内容

広域的な災害等に対応するため、災害時備蓄品の充実等を図るとともに、災害時における自治体間の連携に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、災害時における災害時備蓄品の確保等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

災害時における災害時備蓄品の確保等に、協力して取り組む。

(ii) 広域的公共交通網の構築

a 取組内容

圏域全体に都市的サービスを提供する環境、圏域の内外から多様な人々が集まる環境及び大都市への若者の流出に歯止めをかける環境を構築する目的で、高次都市機能の集積した中心拠点としての広域的公共交通網の構築に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

圏域全体に都市的サービスを提供するため、広域的公共交通網の構築に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、広域的公共交通網の構築に協力する。

(iii) 高等教育・研究開発の環境整備

a 取組内容

将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境

整備に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境整備を推進する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境整備を推進する。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

(ア) 公共施設の相互利用

(i) 公共施設の相互利用の促進

a 取組内容

圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

甲が設置する公共施設における利用者の範囲を圏域内の住民に拡大し、利用者の利便性の向上に取り組む。

(b) 乙の役割

乙が設置する公共施設における利用者の範囲を圏域内の住民に拡大し、利用者の利便性の向上に取り組む。

(イ) 地域医療・福祉

(i) 健康診断の受診率向上

a 取組内容

住民が地域で安心して生活を営めるよう、健康診断の受診に係

る啓発及び情報共有に取り組むことにより、健康診断の受診率向上を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、健康診断の受診に係る啓発及び情報共有、健康診断の受診率向上等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、健康診断の受診に係る啓発及び情報共有、健康診断の受診率向上等に取り組む。

(ii) 相談支援機能の強化

a 取組内容

高齢者、障害者等が地域で安心して生活を営めるよう、相談体制等に係る連携強化を図るなど、支援体制の充実に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、相談体制の充実、普及啓発等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、相談体制の充実、普及啓発等に取り組む。

(iii) 地域子育て支援の充実

a 取組内容

地域で生まれた子どもたちを地域社会全体で育てていくため、子どもを産み、育てやすい地域を目指して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等を図るための連携を推進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等に向けた子育て施策の充実に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等に向けた子育て施策の充実に取り組む。

(ウ) 教育・文化・芸術・スポーツ

(i) 広域的教育の連携

a 取組内容

学校や地域の実情に応じ、特色ある教育活動を生かした交流等による連携を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、義務教育に関する取組状況について情報共有を図る。

(b) 乙の役割

甲と連携して、義務教育に関する取組状況について情報共有を図る。

(ii) 文化・芸術の振興

a 取組内容

地域の特色ある文化・芸術活動を推進し、圏域内外の住民の交流を促すことにより、交流人口の拡大及び地域の活性化を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、文化・芸術振興を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、文化・芸術振興を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、情報発信等に取り組む。

(iii) スポーツの振興

a 取組内容

スポーツ活動を通じた、健康の保持・増進及び地域交流を促進するため、住民が様々なスポーツに触れる機会を幅広く提供するなど、スポーツの振興に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、スポーツ大会、合宿等の誘致に係る取組の推進、住民交流の場の創出等を図るため、取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、スポーツ大会、合宿等の誘致に係る施設等に関する情報の提供、住民交流の場の創出等を図るため、情報提供等に取り組む。

(iv) 文化財等の保護及び活用

a 取組内容

圏域内の文化財等の保護に努め、それらを地域資源として活用し、地域の歴史・文化に対する住民の認識を高めるとともに、圏域内外の交流を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、地域内の文化財等の保護に努め、郷土資料、文化財等を活用した歴史・文化の情報発信を行い、地域の歴史・

文化に親しめる取組を中心となって推進する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、地域内の文化財等の保護に努め、郷土資料、文化財等を活用した歴史・文化の情報発信を行い、地域の歴史・文化に親しめる取組を推進する。

(エ) 地域振興

(i) 雇用対策

a 取組内容

若年求職者、女性、U I J ターン希望者等の各種就労支援に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、各種就労支援施策の企画及び実施に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、各種就労支援施策の企画及び実施に取り組む。

(ii) 市民活動の推進

a 取組内容

圏域内における市民活動を促進するため、地域住民、N P O 団体、企業等との交流及び活動の支援に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、圏域内における市民活動を促進するため、各種活動に関する取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、圏域内における市民活動を促進するため、各種活動に関する情報発信等に取り組む。

(オ) 災害対策

(i) 減災・防災体制の充実

a 取組内容

大規模災害発生時等における相互応援の円滑化及び地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立し、減災・防災体制の充実に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立し、減災・防災体制の充実に取り組む。

(カ) 環境

(i) 一般廃棄物の広域処理

a 取組内容

資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に取り組む。

(ii) 特定外来生物の広域防除

a 取組内容

生態系、人、農林水産物等への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の圏域内外からの一掃に向け、広域防除に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、特定外来生物の広域防除に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、特定外来生物の広域防除に取り組む。

(iii) 水源流域の水環境の改善

a 取組内容

水源流域の現状把握及び水環境の有効的な改善を行うため、情報共有・連絡体制の構築を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、水源流域の現状把握及び水環境に関する情報発信・連絡体制の構築に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、水源流域の現状把握及び水環境に関する情報提供・連絡体制の構築に取り組む。

(キ) 救急搬送

(i) 救急搬送体制の連携強化の推進

a 取組内容

広域的な視点に立ち、人命重視の救急活動を行い、救急搬送体制の連携強化に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、救急搬送体制の連携強化に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、救急搬送体制の連携強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(ア) 地域公共交通

(i) 地域公共交通ネットワークの維持・形成

a 取組内容

地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、地域公共交通ネットワークの維持・形成に連携して取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、バス路線網の維持・形成、鉄道の利用促進等、地域公共交通ネットワークの維持・形成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、バス路線網の維持・形成、鉄道の利用促進等、地域公共交通ネットワークの維持・形成に取り

組む。

(イ) 道路等の交通インフラの整備・維持

(i) 広域幹線道路網の整備促進

a 取組内容

圏域内の交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に取り組む。

(ウ) ICTインフラの整備

(i) 広域的な情報ネットワークの整備

a 取組内容

住民、観光客等の利便性及び回遊性の向上を図るとともに、地域の観光、防災等の情報を即時に発信するため、広域的な情報ネットワークの整備を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、広域的な情報ネットワークの整備促進に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、広域的な情報ネットワークの整備

促進に取り組む。

(エ) 農林水産物の生産振興・消費拡大

(i) 農林水産物の生産振興

a 取組内容

農業技術、圏域内の農地、新規就農者等に関する情報の共有化を図り、規模拡大を目指す農業者及び就農希望者に情報を提供するなど、生産性向上並びに担い手及びそれを支える人材の確保・育成に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、農業技術、圏域内の農地、新規就農者等の情報を提供し、生産性向上及び担い手等の確保・育成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、農業技術、圏域内の農地、新規就農者等の情報を提供し、生産性向上及び担い手等の確保・育成に取り組む。

(ii) 有害鳥獣の広域防除

a 取組内容

鳥獣被害対策の効果を向上させるため、イノシシ、シカ、サル等、農林業に被害を及ぼす鳥獣の生息実態等の情報を共有するとともに、効率的な予防及び捕獲に向けた連携を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、有害鳥獣の効率的な広域防除に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、有害鳥獣の効率的な広域防除に取り組む。

(iii) 農林水産物の消費拡大

a 取組内容

地域特産物の生産、加工及び販売について広域的な視点に立ち、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、農林水産物の生産、加工及び販売の連携促進を行い、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、農林水産物の生産、加工及び販売の連携促進を行い、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。

(オ) 圏域内外の住民の交流・移住促進

(i) 移住・定住対策

a 取組内容

移住・定住希望者の様々なニーズに対応するため、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、U I J ターン希望者への情報提供等、地域の特性を生かした移住・定住対策に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、U I J ターン希望者への情報提供等、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(ア) 圏域内の市町職員等の交流

(i) 人材育成・交流

a 取組内容

職員の資質及び公務能力の向上を図るため、職員の相互派遣及び交流の強化に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、共同研修を企画するなど職員の派遣及び交流の強化に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、共同研修の運営に協力するなど職員の派遣及び交流の強化に取り組む。

(費用分担)

第4条 前条に規定する事務を処理するために要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定める。

(協議)

第5条 甲及び乙の長は、連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

(連携協約の変更及び廃止)

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙は協議するものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、議会の議決を経るものとする。

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

市長

乙 竹田市大字会々1650番地

竹田市

市長

提案理由

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を竹田市と締結いたしたく、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき本案を提出する。

議第 47 号

連携協約の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、豊後大野市との間で連携協約を締結する。

平成28年3月4日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市及び豊後大野市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約
大分市（以下「甲」という。）及び豊後大野市（以下「乙」という。）は、
連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である大分都市広域圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、圏域における連携中枢都市圏構想を推進するに当たり、甲及び乙がそれぞれ役割を分担して、圏域の経済を活性化し、魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する事務において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携を図る事務並びに取組内容及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図る事務について、その取組内容及び役割分担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

(i) 圏域を構成する各市町の特徴を十分に生かした経済成長のための経済戦略の策定及び産学金官民一体となった体制整備

a 取組内容

圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、連携する市町等が一体となった経済戦略推進体制の構築に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

経済戦略の推進及び施策のフォローアップに、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と協力して、経済戦略の推進及び施策のフォローアップに取り組む。

(ii) 中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成

a 取組内容

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に、協力して取り組む。

(iii) 企業誘致の促進

a 取組内容

経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に取り組む。

b 役割分担

- (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に、協力して取り組む。
- (iv) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
- a 取組内容
経済戦略に基づき、圏域の多彩な地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に取り組む。
 - b 役割分担
 - (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、圏域の地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、圏域の地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に、協力して取り組む。
- (v) 戦略的な観光施策
- a 取組内容
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に取り組む。
 - b 役割分担
 - (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に、協力して取り組む。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

(i) 広域的災害等に関する機能の構築

a 取組内容

広域的な災害等に対応するため、災害時備蓄品の充実等を図るとともに、災害時における自治体間の連携に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、災害時における災害時備蓄品の確保等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

災害時における災害時備蓄品の確保等に、協力して取り組む。

(ii) 広域的公共交通網の構築

a 取組内容

圏域全体に都市的サービスを提供する環境、圏域の内外から多様な人々が集まる環境及び大都市への若者の流出に歯止めをかける環境を構築する目的で、高次都市機能の集積した中心拠点としての広域的公共交通網の構築に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

圏域全体に都市的サービスを提供するため、広域的公共交通網の構築に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、広域的公共交通網の構築に協力する。

(iii) 高等教育・研究開発の環境整備

a 取組内容

将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境

整備に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境整備を推進する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境整備を推進する。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

(ア) 公共施設の相互利用

(i) 公共施設の相互利用の促進

a 取組内容

圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

甲が設置する公共施設における利用者の範囲を圏域内の住民に拡大し、利用者の利便性の向上に取り組む。

(b) 乙の役割

乙が設置する公共施設における利用者の範囲を圏域内の住民に拡大し、利用者の利便性の向上に取り組む。

(イ) 地域医療・福祉

(i) 健康診断の受診率向上

a 取組内容

住民が地域で安心して生活を営めるよう、健康診断の受診に係

る啓発及び情報共有に取り組むことにより、健康診断の受診率向上を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、健康診断の受診に係る啓発及び情報共有、健康診断の受診率向上等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、健康診断の受診に係る啓発及び情報共有、健康診断の受診率向上等に取り組む。

(ii) 相談支援機能の強化

a 取組内容

高齢者、障害者等が地域で安心して生活を営めるよう、相談体制等に係る連携強化を図るなど、支援体制の充実に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、相談体制の充実、普及啓発等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、相談体制の充実、普及啓発等に取り組む。

(iii) 地域子育て支援の充実

a 取組内容

地域で生まれた子どもたちを地域社会全体で育てていくため、子どもを産み、育てやすい地域を目指して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等を図るための連携を推進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等に向けた子育て施策の充実に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等に向けた子育て施策の充実に取り組む。

(ウ) 教育・文化・芸術・スポーツ

(i) 広域的教育の連携

a 取組内容

学校や地域の実情に応じ、特色ある教育活動を生かした交流等による連携を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、義務教育に関する取組状況について情報共有を図る。

(b) 乙の役割

甲と連携して、義務教育に関する取組状況について情報共有を図る。

(ii) 文化・芸術の振興

a 取組内容

地域の特色ある文化・芸術活動を推進し、圏域内外の住民の交流を促すことにより、交流人口の拡大及び地域の活性化を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、文化・芸術振興を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、文化・芸術振興を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、情報発信等に取り組む。

(iii) スポーツの振興

a 取組内容

スポーツ活動を通じた、健康の保持・増進及び地域交流を促進するため、住民が様々なスポーツに触れる機会を幅広く提供するなど、スポーツの振興に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、スポーツ大会、合宿等の誘致に係る取組の推進、住民交流の場の創出等を図るため、取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、スポーツ大会、合宿等の誘致に係る施設等に関する情報の提供、住民交流の場の創出等を図るため、情報提供等に取り組む。

(iv) 文化財等の保護及び活用

a 取組内容

圏域内の文化財等の保護に努め、それらを地域資源として活用し、地域の歴史・文化に対する住民の認識を高めるとともに、圏域内外の交流を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、地域内の文化財等の保護に努め、郷土資料、文化財等を活用した歴史・文化の情報発信を行い、地域の歴史・

文化に親しめる取組を中心となって推進する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、地域内の文化財等の保護に努め、郷土資料、文化財等を活用した歴史・文化の情報発信を行い、地域の歴史・文化に親しめる取組を推進する。

(エ) 地域振興

(i) 雇用対策

a 取組内容

若年求職者、女性、U I J ターン希望者等の各種就労支援に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、各種就労支援施策の企画及び実施に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、各種就労支援施策の企画及び実施に取り組む。

(ii) 市民活動の推進

a 取組内容

圏域内における市民活動を促進するため、地域住民、N P O 団体、企業等との交流及び活動の支援に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、圏域内における市民活動を促進するため、各種活動に関する取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、圏域内における市民活動を促進するため、各種活動に関する情報発信等に取り組む。

(オ) 災害対策

(i) 減災・防災体制の充実

a 取組内容

大規模災害発生時等における相互応援の円滑化及び地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立し、減災・防災体制の充実に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立し、減災・防災体制の充実に取り組む。

(カ) 環境

(i) 一般廃棄物の広域処理

a 取組内容

資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に取り組む。

(ii) 特定外来生物の広域防除

a 取組内容

生態系、人、農林水産物等への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の圏域内外からの一掃に向け、広域防除に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、特定外来生物の広域防除に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、特定外来生物の広域防除に取り組む。

(iii) 水源流域の水環境の改善

a 取組内容

水源流域の現状把握及び水環境の有効的な改善を行うため、情報共有・連絡体制の構築を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、水源流域の現状把握及び水環境に関する情報発信・連絡体制の構築に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、水源流域の現状把握及び水環境に関する情報提供・連絡体制の構築に取り組む。

(キ) 救急搬送

(i) 救急搬送体制の連携強化の推進

a 取組内容

広域的な視点に立ち、人命重視の救急活動を行い、救急搬送体制の連携強化に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、救急搬送体制の連携強化に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、救急搬送体制の連携強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(ア) 地域公共交通

(i) 地域公共交通ネットワークの維持・形成

a 取組内容

地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、地域公共交通ネットワークの維持・形成に連携して取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、バス路線網の維持・形成、鉄道の利用促進等、地域公共交通ネットワークの維持・形成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、バス路線網の維持・形成、鉄道の利用促進等、地域公共交通ネットワークの維持・形成に取り

組む。

(イ) 道路等の交通インフラの整備・維持

(i) 広域幹線道路網の整備促進

a 取組内容

圏域内の交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に取り組む。

(ウ) ICTインフラの整備

(i) 広域的な情報ネットワークの整備

a 取組内容

住民、観光客等の利便性及び回遊性の向上を図るとともに、地域の観光、防災等の情報を即時に発信するため、広域的な情報ネットワークの整備を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、広域的な情報ネットワークの整備促進に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、広域的な情報ネットワークの整備

促進に取り組む。

(エ) 農林水産物の生産振興・消費拡大

(i) 農林水産物の生産振興

a 取組内容

農業技術、圏域内の農地、新規就農者等に関する情報の共有化を図り、規模拡大を目指す農業者及び就農希望者に情報を提供するなど、生産性向上並びに担い手及びそれを支える人材の確保・育成に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、農業技術、圏域内の農地、新規就農者等の情報を提供し、生産性向上及び担い手等の確保・育成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、農業技術、圏域内の農地、新規就農者等の情報を提供し、生産性向上及び担い手等の確保・育成に取り組む。

(ii) 有害鳥獣の広域防除

a 取組内容

鳥獣被害対策の効果を向上させるため、イノシシ、シカ、サル等、農林業に被害を及ぼす鳥獣の生息実態等の情報を共有するとともに、効率的な予防及び捕獲に向けた連携を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、有害鳥獣の効率的な広域防除に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、有害鳥獣の効率的な広域防除に取り組む。

(iii) 農林水産物の消費拡大

a 取組内容

地域特産物の生産、加工及び販売について広域的な視点に立ち、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、農林水産物の生産、加工及び販売の連携促進を行い、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、農林水産物の生産、加工及び販売の連携促進を行い、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。

(オ) 圏域内外の住民の交流・移住促進

(i) 移住・定住対策

a 取組内容

移住・定住希望者の様々なニーズに対応するため、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、U I J ターン希望者への情報提供等、地域の特性を生かした移住・定住対策に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、U I J ターン希望者への情報提供等、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(ア) 圏域内の市町職員等の交流

(i) 人材育成・交流

a 取組内容

職員の資質及び公務能力の向上を図るため、職員の相互派遣及び交流の強化に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、共同研修を企画するなど職員の派遣及び交流の強化に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、共同研修の運営に協力するなど職員の派遣及び交流の強化に取り組む。

(費用分担)

第4条 前条に規定する事務を処理するために要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定める。

(協議)

第5条 甲及び乙の長は、連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

(連携協約の変更及び廃止)

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙は協議するものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、議会の議決を経るものとする。

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

市長

乙 豊後大野市三重町市場1200番地

豊後大野市

市長

提案理由

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を豊後大野市と締結いたしたく、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき本案を提出する。

議第 48 号

連携協約の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、由布市との間で連携協約を締結する。

平成28年3月4日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市及び由布市における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

大分市（以下「甲」という。）及び由布市（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である大分都市広域圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、圏域における連携中枢都市圏構想を推進するに当たり、甲及び乙がそれぞれ役割を分担して、圏域の経済を活性化し、魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する事務において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携を図る事務並びに取組内容及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図る事務について、その取組内容及び役割分担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

(i) 圏域を構成する各市町の特徴を十分に生かした経済成長のための経済戦略の策定及び産学金官民一体となった体制整備

a 取組内容

圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、連携する市町等が一体となった経済戦略推進体制の構築に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

経済戦略の推進及び施策のフォローアップに、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と協力して、経済戦略の推進及び施策のフォローアップに取り組む。

(ii) 中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成

a 取組内容

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に、協力して取り組む。

(iii) 企業誘致の促進

a 取組内容

経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に取り組む。

b 役割分担

- (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に、協力して取り組む。
- (iv) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
- a 取組内容
経済戦略に基づき、圏域の多彩な地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に取り組む。
 - b 役割分担
 - (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、圏域の地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、圏域の地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に、協力して取り組む。
- (v) 戦略的な観光施策
- a 取組内容
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に取り組む。
 - b 役割分担
 - (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に、協力して取り組む。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

(i) 広域的災害等に関する機能の構築

a 取組内容

広域的な災害等に対応するため、災害時備蓄品の充実等を図るとともに、災害時における自治体間の連携に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、災害時における災害時備蓄品の確保等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

災害時における災害時備蓄品の確保等に、協力して取り組む。

(ii) 広域的公共交通網の構築

a 取組内容

圏域全体に都市的サービスを提供する環境、圏域の内外から多様な人々が集まる環境及び大都市への若者の流出に歯止めをかける環境を構築する目的で、高次都市機能の集積した中心拠点としての広域的公共交通網の構築に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

圏域全体に都市的サービスを提供するため、広域的公共交通網の構築に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、広域的公共交通網の構築に協力する。

(iii) 高等教育・研究開発の環境整備

a 取組内容

将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境

整備に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境整備を推進する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境整備を推進する。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

(ア) 公共施設の相互利用

(i) 公共施設の相互利用の促進

a 取組内容

圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

甲が設置する公共施設における利用者の範囲を圏域内の住民に拡大し、利用者の利便性の向上に取り組む。

(b) 乙の役割

乙が設置する公共施設における利用者の範囲を圏域内の住民に拡大し、利用者の利便性の向上に取り組む。

(イ) 地域医療・福祉

(i) 健康診断の受診率向上

a 取組内容

住民が地域で安心して生活を営めるよう、健康診断の受診に係

る啓発及び情報共有に取り組むことにより、健康診断の受診率向上を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、健康診断の受診に係る啓発及び情報共有、健康診断の受診率向上等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、健康診断の受診に係る啓発及び情報共有、健康診断の受診率向上等に取り組む。

(ii) 相談支援機能の強化

a 取組内容

高齢者、障害者等が地域で安心して生活を営めるよう、相談体制等に係る連携強化を図るなど、支援体制の充実に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、相談体制の充実、普及啓発等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、相談体制の充実、普及啓発等に取り組む。

(iii) 地域子育て支援の充実

a 取組内容

地域で生まれた子どもたちを地域社会全体で育てていくため、子どもを産み、育てやすい地域を目指して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等を図るための連携を推進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等に向けた子育て施策の充実に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等に向けた子育て施策の充実に取り組む。

(ウ) 教育・文化・芸術・スポーツ

(i) 広域的教育の連携

a 取組内容

学校や地域の実情に応じ、特色ある教育活動を生かした交流等による連携を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、義務教育に関する取組状況について情報共有を図る。

(b) 乙の役割

甲と連携して、義務教育に関する取組状況について情報共有を図る。

(ii) 文化・芸術の振興

a 取組内容

地域の特色ある文化・芸術活動を推進し、圏域内外の住民の交流を促すことにより、交流人口の拡大及び地域の活性化を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、文化・芸術振興を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、文化・芸術振興を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、情報発信等に取り組む。

(iii) スポーツの振興

a 取組内容

スポーツ活動を通じた、健康の保持・増進及び地域交流を促進するため、住民が様々なスポーツに触れる機会を幅広く提供するなど、スポーツの振興に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、スポーツ大会、合宿等の誘致に係る取組の推進、住民交流の場の創出等を図るため、取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、スポーツ大会、合宿等の誘致に係る施設等に関する情報の提供、住民交流の場の創出等を図るため、情報提供等に取り組む。

(iv) 文化財等の保護及び活用

a 取組内容

圏域内の文化財等の保護に努め、それらを地域資源として活用し、地域の歴史・文化に対する住民の認識を高めるとともに、圏域内外の交流を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、地域内の文化財等の保護に努め、郷土資料、文化財等を活用した歴史・文化の情報発信を行い、地域の歴史・

文化に親しめる取組を中心となって推進する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、地域内の文化財等の保護に努め、郷土資料、文化財等を活用した歴史・文化の情報発信を行い、地域の歴史・文化に親しめる取組を推進する。

(エ) 地域振興

(i) 雇用対策

a 取組内容

若年求職者、女性、U I J ターン希望者等の各種就労支援に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、各種就労支援施策の企画及び実施に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、各種就労支援施策の企画及び実施に取り組む。

(ii) 市民活動の推進

a 取組内容

圏域内における市民活動を促進するため、地域住民、N P O 団体、企業等との交流及び活動の支援に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、圏域内における市民活動を促進するため、各種活動に関する取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、圏域内における市民活動を促進するため、各種活動に関する情報発信等に取り組む。

(オ) 災害対策

(i) 減災・防災体制の充実

a 取組内容

大規模災害発生時等における相互応援の円滑化及び地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立し、減災・防災体制の充実に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立し、減災・防災体制の充実に取り組む。

(カ) 環境

(i) 一般廃棄物の広域処理

a 取組内容

資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、資源循環型社会及び低炭素社会の形成を図るため、地球温暖化対策の推進及び一般廃棄物の広域的処理に取り組む。

(ii) 特定外来生物の広域防除

a 取組内容

生態系、人、農林水産物等への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の圏域内外からの一掃に向け、広域防除に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、特定外来生物の広域防除に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、特定外来生物の広域防除に取り組む。

(iii) 水源流域の水環境の改善

a 取組内容

水源流域の現状把握及び水環境の有効的な改善を行うため、情報共有・連絡体制の構築を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、水源流域の現状把握及び水環境に関する情報発信・連絡体制の構築に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、水源流域の現状把握及び水環境に関する情報提供・連絡体制の構築に取り組む。

(キ) 救急搬送

(i) 救急搬送体制の連携強化の推進

a 取組内容

広域的な視点に立ち、人命重視の救急活動を行い、救急搬送体制の連携強化に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、救急搬送体制の連携強化に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、救急搬送体制の連携強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(ア) 地域公共交通

(i) 地域公共交通ネットワークの維持・形成

a 取組内容

地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、地域公共交通ネットワークの維持・形成に連携して取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、バス路線網の維持・形成、鉄道の利用促進等、地域公共交通ネットワークの維持・形成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、バス路線網の維持・形成、鉄道の利用促進等、地域公共交通ネットワークの維持・形成に取り

組む。

(イ) 道路等の交通インフラの整備・維持

(i) 広域幹線道路網の整備促進

a 取組内容

圏域内の交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に取り組む。

(ウ) ICTインフラの整備

(i) 広域的な情報ネットワークの整備

a 取組内容

住民、観光客等の利便性及び回遊性の向上を図るとともに、地域の観光、防災等の情報を即時に発信するため、広域的な情報ネットワークの整備を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、広域的な情報ネットワークの整備促進に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、広域的な情報ネットワークの整備

促進に取り組む。

(エ) 農林水産物の生産振興・消費拡大

(i) 農林水産物の生産振興

a 取組内容

農業技術、圏域内の農地、新規就農者等に関する情報の共有化を図り、規模拡大を目指す農業者及び就農希望者に情報を提供するなど、生産性向上並びに担い手及びそれを支える人材の確保・育成に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、農業技術、圏域内の農地、新規就農者等の情報を提供し、生産性向上及び担い手等の確保・育成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、農業技術、圏域内の農地、新規就農者等の情報を提供し、生産性向上及び担い手等の確保・育成に取り組む。

(ii) 有害鳥獣の広域防除

a 取組内容

鳥獣被害対策の効果を向上させるため、イノシシ、シカ、サル等、農林業に被害を及ぼす鳥獣の生息実態等の情報を共有するとともに、効率的な予防及び捕獲に向けた連携を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、有害鳥獣の効率的な広域防除に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、有害鳥獣の効率的な広域防除に取り組む。

(iii) 農林水産物の消費拡大

a 取組内容

地域特産物の生産、加工及び販売について広域的な視点に立ち、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、農林水産物の生産、加工及び販売の連携促進を行い、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、農林水産物の生産、加工及び販売の連携促進を行い、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。

(オ) 圏域内外の住民の交流・移住促進

(i) 移住・定住対策

a 取組内容

移住・定住希望者の様々なニーズに対応するため、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、U I J ターン希望者への情報提供等、地域の特性を生かした移住・定住対策に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、U I J ターン希望者への情報提供等、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(ア) 圏域内の市町職員等の交流

(i) 人材育成・交流

a 取組内容

職員の資質及び公務能力の向上を図るため、職員の相互派遣及び交流の強化に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、共同研修を企画するなど職員の派遣及び交流の強化に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、共同研修の運営に協力するなど職員の派遣及び交流の強化に取り組む。

(費用分担)

第4条 前条に規定する事務を処理するために要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定める。

(協議)

第5条 甲及び乙の長は、連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

(連携協約の変更及び廃止)

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙は協議するものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、議会の議決を経るものとする。

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

市長

乙 由布市庄内町柿原302番地

由布市

市長

提案理由

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を由布市と締結いたしたく、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき本案を提出する。

議第 49 号

連携協約の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、日出町との間で連携協約を締結する。

平成28年3月4日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市及び日出町における連携中枢都市圏形成に係る連携協約

大分市（以下「甲」という。）及び日出町（以下「乙」という。）は、連携中枢都市圏構想推進要綱（平成26年8月25日付け総行市第200号総務省自治行政局長通知）に基づく連携中枢都市圏である大分都市広域圏（以下「圏域」という。）を形成するため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の2第1項の規定に基づき、次のとおり連携協約を締結する。

（目的）

第1条 この連携協約は、圏域における連携中枢都市圏構想を推進するに当たり、甲及び乙がそれぞれ役割を分担して、圏域の経済を活性化し、魅力を高めるとともに、住民が安心して快適に暮らすことができる圏域を形成することを目的とする。

（基本方針）

第2条 甲及び乙は、前条に規定する目的を達成するため、次条に規定する事務において、相互に役割を分担して連携を図るものとする。

（連携を図る事務並びに取組内容及び役割分担）

第3条 甲及び乙が相互に役割を分担して連携を図る事務について、その取組内容及び役割分担は、次に掲げるとおりとする。

(1) 圏域全体の経済成長のけん引

(i) 圏域を構成する各市町の特徴を十分に生かした経済成長のための経済戦略の策定及び産学金官民一体となった体制整備

a 取組内容

圏域内の企業、大学、研究機関、金融機関、連携する市町等が一体となった経済戦略推進体制の構築に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

経済戦略の推進及び施策のフォローアップに、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と協力して、経済戦略の推進及び施策のフォローアップに取り組む。

(ii) 中堅企業及び中小企業の経営強化、創業促進等を核とした戦略産業の育成

a 取組内容

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

経済戦略に基づき、圏域の戦略産業の育成に、協力して取り組む。

(iii) 企業誘致の促進

a 取組内容

経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に取り組む。

b 役割分担

- (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、圏域への企業誘致に、協力して取り組む。
- (iv) 地域資源を活用した地域経済の裾野拡大
- a 取組内容
経済戦略に基づき、圏域の多彩な地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に取り組む。
 - b 役割分担
 - (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、圏域の地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、圏域の地場産品のブランドの育成及び販路の拡大に、協力して取り組む。
- (v) 戦略的な観光施策
- a 取組内容
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に取り組む。
 - b 役割分担
 - (a) 甲の役割
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に、中心となって取り組む。
 - (b) 乙の役割
経済戦略に基づき、回遊型観光ルートの造成及びM I C Eの誘致に、協力して取り組む。

(2) 高次の都市機能の集積・強化

(i) 広域的災害等に関する機能の構築

a 取組内容

広域的な災害等に対応するため、災害時備蓄品の充実等を図るとともに、災害時における自治体間の連携に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、災害時における災害時備蓄品の確保等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

災害時における災害時備蓄品の確保等に、協力して取り組む。

(ii) 広域的公共交通網の構築

a 取組内容

圏域全体に都市的サービスを提供する環境、圏域の内外から多様な人々が集まる環境及び大都市への若者の流出に歯止めをかける環境を構築する目的で、高次都市機能の集積した中心拠点としての広域的公共交通網の構築に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

圏域全体に都市的サービスを提供するため、広域的公共交通網の構築に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、広域的公共交通網の構築に協力する。

(iii) 高等教育・研究開発の環境整備

a 取組内容

将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境

整備に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境整備を推進する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、将来を担う人材の育成を支援するため、高等教育・研究開発の環境整備を推進する。

(3) 圏域全体の生活関連機能サービスの向上

ア 生活機能の強化に係る政策分野

(ア) 公共施設の相互利用

(i) 公共施設の相互利用の促進

a 取組内容

圏域内の公共施設の相互利用を促進し、住民活動を支援するとともに、サービスの充実を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

甲が設置する公共施設における利用者の範囲を圏域内の住民に拡大し、利用者の利便性の向上に取り組む。

(b) 乙の役割

乙が設置する公共施設における利用者の範囲を圏域内の住民に拡大し、利用者の利便性の向上に取り組む。

(イ) 地域医療・福祉

(i) 健康診断の受診率向上

a 取組内容

住民が地域で安心して生活を営めるよう、健康診断の受診に係

る啓発及び情報共有に取り組むことにより、健康診断の受診率向上を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、健康診断の受診に係る啓発及び情報共有、健康診断の受診率向上等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、健康診断の受診に係る啓発及び情報共有、健康診断の受診率向上等に取り組む。

(ii) 相談支援機能の強化

a 取組内容

高齢者、障害者等が地域で安心して生活を営めるよう、相談体制等に係る連携強化を図るなど、支援体制の充実に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、相談体制の充実、普及啓発等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、相談体制の充実、普及啓発等に取り組む。

(iii) 地域子育て支援の充実

a 取組内容

地域で生まれた子どもたちを地域社会全体で育てていくため、子どもを産み、育てやすい地域を目指して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等を図るための連携を推進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等に向けた子育て施策の充実に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、子育て支援サービス等の質の向上、改善等に向けた子育て施策の充実に取り組む。

(ウ) 教育・文化・芸術・スポーツ

(i) 広域的教育の連携

a 取組内容

学校や地域の実情に応じ、特色ある教育活動を生かした交流等による連携を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、義務教育に関する取組状況について情報共有を図る。

(b) 乙の役割

甲と連携して、義務教育に関する取組状況について情報共有を図る。

(ii) 文化・芸術の振興

a 取組内容

地域の特色ある文化・芸術活動を推進し、圏域内外の住民の交流を促すことにより、交流人口の拡大及び地域の活性化を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、文化・芸術振興を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、文化・芸術振興を通じた交流人口の拡大及び地域の活性化を図るため、情報発信等に取り組む。

(iii) スポーツの振興

a 取組内容

スポーツ活動を通じた、健康の保持・増進及び地域交流を促進するため、住民が様々なスポーツに触れる機会を幅広く提供するなど、スポーツの振興に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、スポーツ大会、合宿等の誘致に係る取組の推進、住民交流の場の創出等を図るため、取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、スポーツ大会、合宿等の誘致に係る施設等に関する情報の提供、住民交流の場の創出等を図るため、情報提供等に取り組む。

(iv) 文化財等の保護及び活用

a 取組内容

圏域内の文化財等の保護に努め、それらを地域資源として活用し、地域の歴史・文化に対する住民の認識を高めるとともに、圏域内外の交流を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、地域内の文化財等の保護に努め、郷土資料、文化財等を活用した歴史・文化の情報発信を行い、地域の歴史・

文化に親しめる取組を中心となって推進する。

(b) 乙の役割

甲と連携して、地域内の文化財等の保護に努め、郷土資料、文化財等を活用した歴史・文化の情報発信を行い、地域の歴史・文化に親しめる取組を推進する。

(エ) 地域振興

(i) 雇用対策

a 取組内容

若年求職者、女性、U I J ターン希望者等の各種就労支援に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、各種就労支援施策の企画及び実施に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、各種就労支援施策の企画及び実施に取り組む。

(ii) 市民活動の推進

a 取組内容

圏域内における市民活動を促進するため、地域住民、N P O 団体、企業等との交流及び活動の支援に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、圏域内における市民活動を促進するため、各種活動に関する取組状況の集約、情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、圏域内における市民活動を促進するため、各種活動に関する情報発信等に取り組む。

(オ) 災害対策

(i) 減災・防災体制の充実

a 取組内容

大規模災害発生時等における相互応援の円滑化及び地域防災力の向上を図るため、減災・防災体制の充実を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立し、減災・防災体制の充実に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、大規模災害発生時等における連携・協力体制を確立し、減災・防災体制の充実に取り組む。

(カ) 環境

(i) 資源循環型社会の形成

a 取組内容

資源循環型社会の形成を図るため、一般廃棄物の資源化及び排出量の削減に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、資源循環型社会の形成を図るため、一般廃棄物の資源化及び排出量の削減に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、資源循環型社会の形成を図るため、一般廃棄物の資源化及び排出量の削減に取り組む。

(ii) 特定外来生物の広域防除

a 取組内容

生態系、人、農林水産物等への被害を及ぼすおそれのある特定外来生物の圏域内外からの一掃に向け、広域防除に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、特定外来生物の広域防除に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、特定外来生物の広域防除に取り組む。

(iii) 水源流域の水環境の改善

a 取組内容

水源流域の現状把握及び水環境の有効的な改善を行うため、情報共有・連絡体制の構築を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、水源流域の現状把握及び水環境に関する情報発信・連絡体制の構築に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、水源流域の現状把握及び水環境に関する情報提供・連絡体制の構築に取り組む。

(キ) 救急搬送

(i) 救急搬送体制の連携強化の推進

a 取組内容

広域的な視点に立ち、人命重視の救急活動を行い、救急搬送体制の連携強化に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、救急搬送体制の連携強化に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

杵築速見消防組合と協議し、大分県、甲及び関係機関と連携して、救急搬送体制の連携強化に取り組む。

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

(ア) 地域公共交通

(i) 地域公共交通ネットワークの維持・形成

a 取組内容

地域住民の移動手段の確保、利便性の向上等を図るため、地域公共交通ネットワークの維持・形成に連携して取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙及び関係機関と連携して、バス路線網の維持・形成、鉄道の利用促進等、地域公共交通ネットワークの維持・形成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲及び関係機関と連携して、バス路線網の維持・形成、鉄道の利用促進等、地域公共交通ネットワークの維持・形成に取り組む。

(イ) 道路等の交通インフラの整備・維持

(i) 広域幹線道路網の整備促進

a 取組内容

圏域内の交通の円滑化を図るとともに、防災性と代替性に富む多極ネットワーク型の地域構造を構築するため、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、高規格道路網をはじめとする広域幹線道路網の整備促進に取り組む。

(ウ) ICTインフラの整備

(i) 広域的な情報ネットワークの整備

a 取組内容

住民、観光客等の利便性及び回遊性の向上を図るとともに、地域の観光、防災等の情報を即時に発信するため、広域的な情報ネットワークの整備を促進する。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、広域的な情報ネットワークの整備促進に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、広域的な情報ネットワークの整備促進に取り組む。

(エ) 農林水産物の生産振興・消費拡大

(i) 農林水産物の生産振興

a 取組内容

農業技術、圏域内の農地、新規就農者等に関する情報の共有化を図り、規模拡大を目指す農業者及び就農希望者に情報を提供するなど、生産性向上並びに担い手及びそれを支える人材の確保・育成に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、農業技術、圏域内の農地、新規就農者等の情報を提供し、生産性向上及び担い手等の確保・育成に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、農業技術、圏域内の農地、新規就農者等の情報を提供し、生産性向上及び担い手等の確保・育成に取り組む。

(ii) 有害鳥獣の広域防除

a 取組内容

鳥獣被害対策の効果を向上させるため、イノシシ、シカ、サル等、農林業に被害を及ぼす鳥獣の生息実態等の情報を共有するとともに、効率的な予防及び捕獲に向けた連携を図る。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県、乙及び関係機関と連携して、有害鳥獣の効率的な広域防除に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県、甲及び関係機関と連携して、有害鳥獣の効率的な広域防除に取り組む。

(iii) 農林水産物の消費拡大

a 取組内容

地域特産物の生産、加工及び販売について広域的な視点に立ち、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、農林水産物の生産、加工及び販売の連携促進を行い、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、農林水産物の生産、加工及び販売の連携促進を行い、圏域内外への消費拡大を目指した情報発信等に取り組む。

(オ) 圏域内外の住民の交流・移住促進

(i) 移住・定住対策

a 取組内容

移住・定住希望者の様々なニーズに対応するため、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

大分県及び乙と連携して、U I J ターン希望者への情報提供等、地域の特性を生かした移住・定住対策に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

大分県及び甲と連携して、U I J ターン希望者への情報提供等、地域の特性を生かした移住・定住対策に取り組む。

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

(ア) 圏域内の市町職員等の交流

(i) 人材育成・交流

a 取組内容

職員の資質及び公務能力の向上を図るため、職員の相互派遣及び交流の強化に取り組む。

b 役割分担

(a) 甲の役割

乙と連携して、共同研修を企画するなど職員の派遣及び交流の強化に、中心となって取り組む。

(b) 乙の役割

甲と連携して、共同研修の運営に協力するなど職員の派遣及び交流の強化に取り組む。

(費用分担)

第4条 前条に規定する事務を処理するために要する費用の分担については、甲及び乙が協議して別に定める。

(協議)

第5条 甲及び乙の長は、連絡調整を図るため、毎年度協議を行うものとする。

(連携協約の変更及び廃止)

第6条 この連携協約を変更し、又は廃止しようとするときは、甲及び乙は協議するものとする。この場合において、甲及び乙は、地方自治法第252条の2第4項の規定により、議会の議決を経るものとする。

この連携協約の締結を証するため、本協約書2通を作成し、甲及び乙が署名

押印の上、各1通を保有する。

平成 年 月 日

甲 大分市荷揚町2番31号

大分市

市長

乙 速見郡日出町2974番地1

日出町

町長

提案理由

連携中枢都市圏形成に係る連携協約を日出町と締結いたしたく、地方自治法第252条の2第3項の規定に基づき本案を提出する。

議第 50 号

事務の委託の協議について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、証明書等の交付等に係る事務を次の規約により日田市との間で相互に委託する。

平成28年3月4日 提出

大分市長 佐藤 樹一郎

大分市と日田市との証明書等の交付等に係る事務の委託に関する規約
(目的)

第1条 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の14第1項の規定に基づき、大分市（以下「甲」という。）と日田市（以下「乙」という。）との証明書等の交付等に係る事務の委託について必要な事項を定めることを目的とする。

(委託事務の範囲)

第2条 甲と乙は、次に掲げる事務（甲の長と乙の長が協議して定めるものを除く。以下「委託事務」という。）の管理及び執行を相互に委託する。

(1) 甲が備える住民基本台帳に記録されている者が乙において、又は乙が備える住民基本台帳に記録されている者が甲において行う次の書類又は証明書の交付の請求の受付及び交付並びに手数料の徴収に関すること。

ア 住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第12条第1項に規定する住民票の写し

イ 印鑑登録証明書

(2) 甲の区域内に本籍を有する者、当該者の戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記載が甲の長の過誤によってされたものであって、当該記載が

戸籍法（昭和22年法律第224号）第24条第2項の規定によって訂正された場合におけるその者を除く。）及び当該本籍を有する者の戸籍の身分事項欄に現に配偶者として記載されている者（甲、乙並びに甲及び乙との間でこの規約と同様の規約を締結している市町村（以下「関係市町村」という。）が備える住民基本台帳に記録されている者に限る。）が乙において、又は乙の区域内に本籍を有する者、当該者の戸籍から除かれた者（その者に係る全部の記載が乙の長の過誤によってされたものであって、当該記載が戸籍法第24条第2項の規定によって訂正された場合におけるその者を除く。）及び当該本籍を有する者の戸籍の身分事項欄に現に配偶者として記載されている者（関係市町村が備える住民基本台帳に記録されている者に限る。）が甲において行う次の書類又は証明書の交付の請求の受付及び交付並びに手数料の徴収に関すること。

ア 住民基本台帳法第20条に規定する戸籍の附票の写し

イ 身分証明書

ウ 戸籍法第10条第1項に規定する戸籍の謄本若しくは抄本又は同法第120条第1項に規定する戸籍に記録されている事項の全部若しくは一部を証明した書面

(3) 前2号に関連する事務

(管理及び執行の方法)

第3条 委託事務の管理及び執行については、事務を委託する市町村（以下「委託団体」という。）の条例及び規則その他の規程（以下「条例等」という。）の定めるところによるものとする。

(経費の負担)

第4条 委託事務の管理及び執行に要する経費は、委託団体の負担とする。ただし、事務を受託する市町村（以下「受託団体」という。）が特に必要があると認める経費については、甲の長と乙の長が協議して定める。

2 前項の経費の額及び交付の時期は、甲の長と乙の長が協議して定める。

(収入の帰属)

第5条 委託事務の管理及び執行に伴い徴収する手数料は、委託団体の収入とする。

(連絡会議)

第6条 甲の長と乙の長は、委託事務の管理及び執行について連絡調整を図るため、年1回定期的に連絡会議を開くものとする。ただし、甲の長又は乙の長が必要があると認めるときは、臨時に連絡会議を開くことができる。

(条例等の制定又は改廃の場合の措置)

第7条 委託団体の長は、委託事務の管理及び執行について適用される委託団体の条例等を制定し、改正し、又は廃止しようとするときは、あらかじめ、その旨を受託団体の長に通知しなければならない。

2 委託団体の長は、前項の条例等を制定し、改正し、又は廃止したときは、直ちに、その旨を受託団体の長に通知しなければならない。

(補則)

第8条 この規約に定めるもののほか、委託事務の管理及び執行に関し必要な事項は、甲の長と乙の長が協議して定める。

附 則

この規約は、平成28年7月1日から施行する。

提案理由

証明書等の交付等に係る事務を日田市との間で相互に委託いたしたく本案を提出する。

議第 51 号

字の区域及びその名称の変更について

平成29年1月7日から本市内の別図その1に示す字の区域及びその名称を別図その2に示すとおり変更いたしたく、地方自治法（昭和22年法律第67号）第260条第1項の規定により議決を求める。

平成28年3月4日 提 出

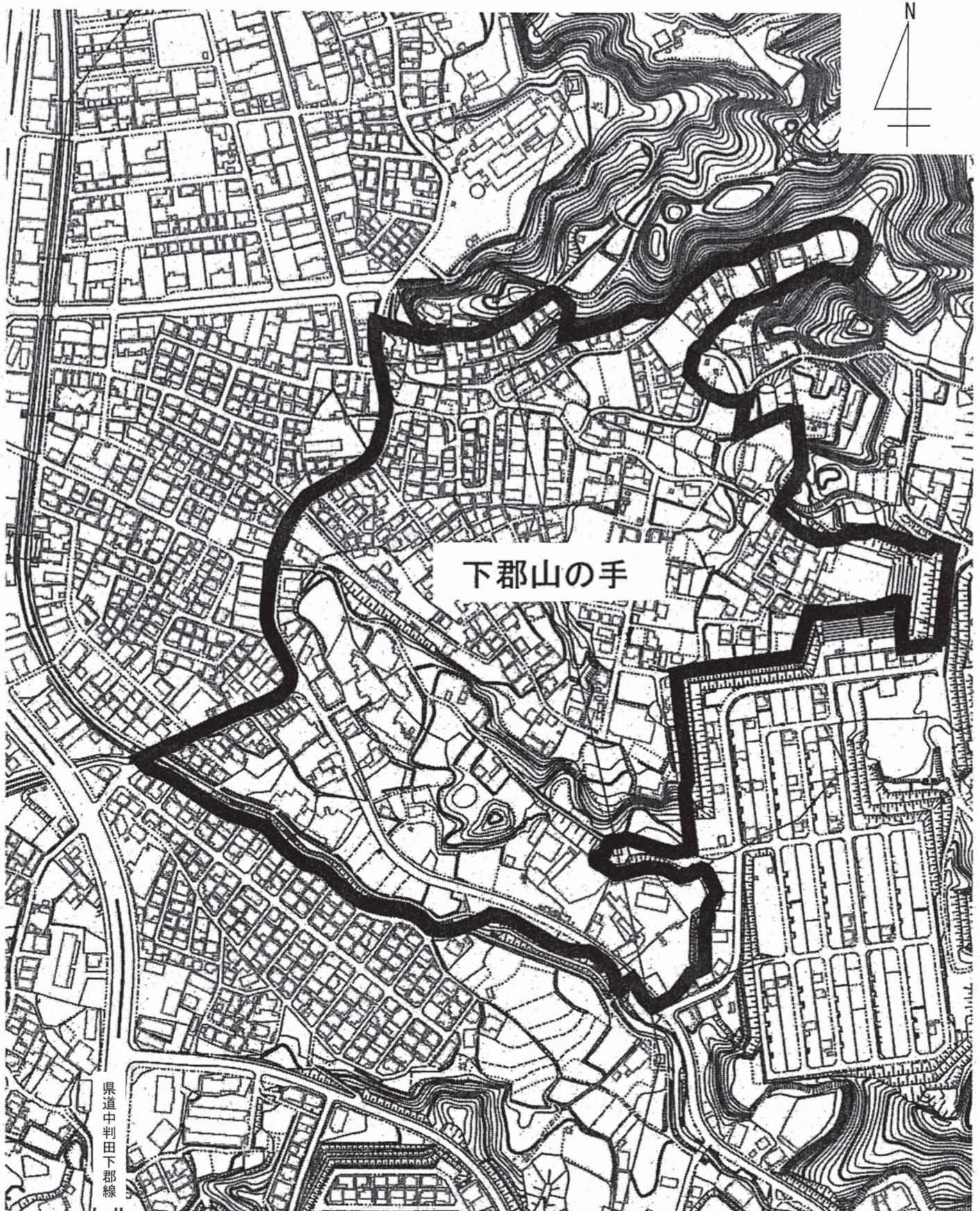
大分市長 佐 藤 樹一郎

別図その1 現在の字の区域及びその名称



凡 例	
	大字界
	字界

別図その2 変更後の町の区域及びその名称



凡 例	
	町界



提案理由

下郡地区の一部の住居表示を実施するため、字の区域及びその名称を変更いたしたく本案を提出する。

議第 53 号

市道路線の認定について

市道路線を次のように認定する。

平成 28 年 3 月 4 日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

認定する市道路線

図面 番号	路 線 名	起 点	終 点
	古国府 27 号線	大字古国府 198 番 22 地先	大字古国府 190 番 13 地先
	畑中 22 号線	大字畑中 862 番 3 地先	大字畑中 862 番 7 地先
1	パークプレイス公園通り 157 号線	公園通り五丁目 6316 番 116 地先	公園通り五丁目 39 番 1 地先
2	パークプレイス公園通り 158 号線	公園通り五丁目 6316 番 113 地先	公園通り五丁目 37 番 4 地先
	軒田 6 号線	大字寒田 1111 番 1 地先	大字寒田 1103 番 4 地先
	東院 9 号線	大字東院 891 番 1 地先	大字東院 913 番 1 地先

提案理由

市道路線を認定いたしたく道路法第 8 条第 2 項の規定により本案を提出する。

JR久大線

市道古国府27号線認定図

N



○=起点

△=終点

古国府

認定路線

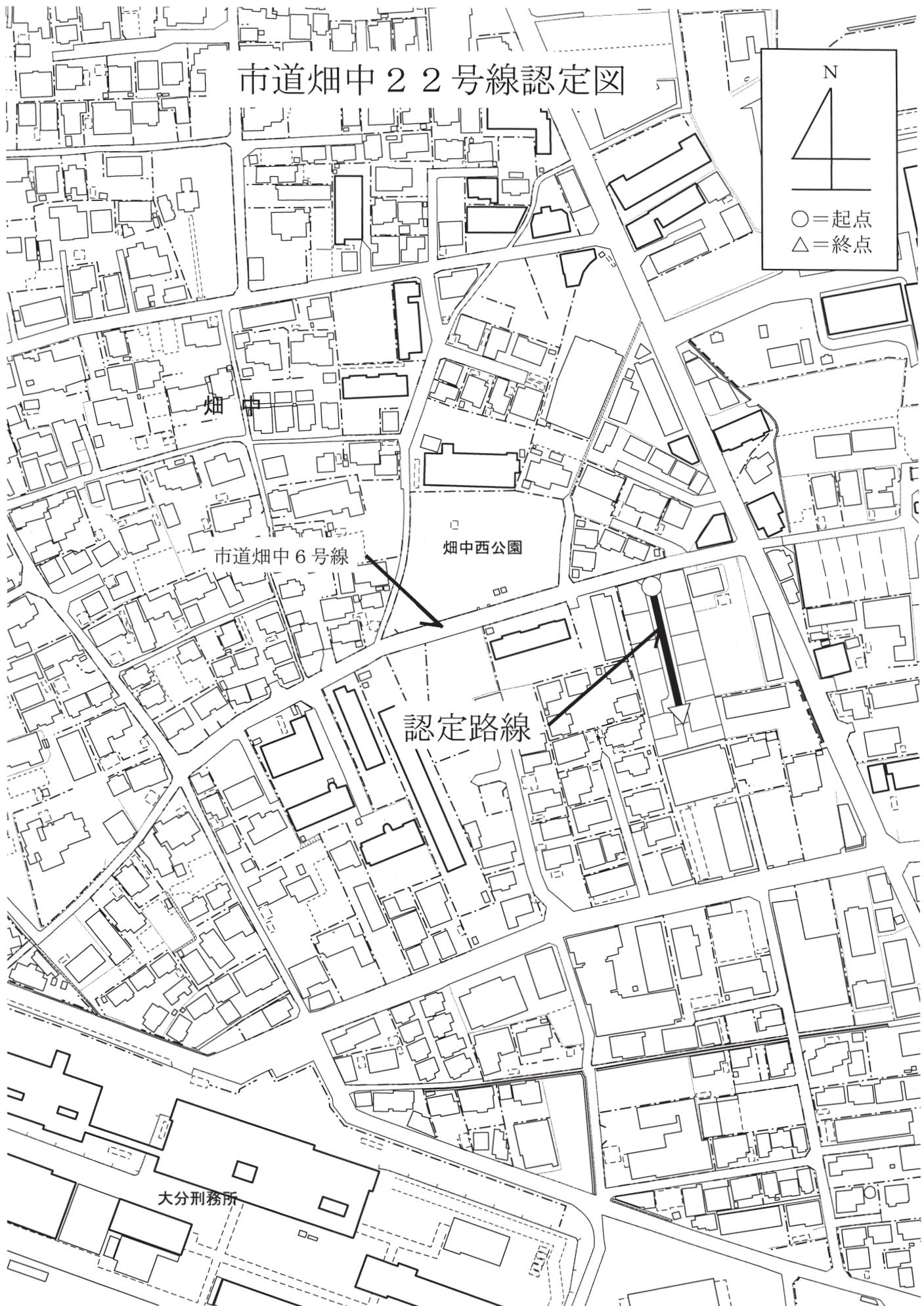
羽屋

古国府
五反田
公園

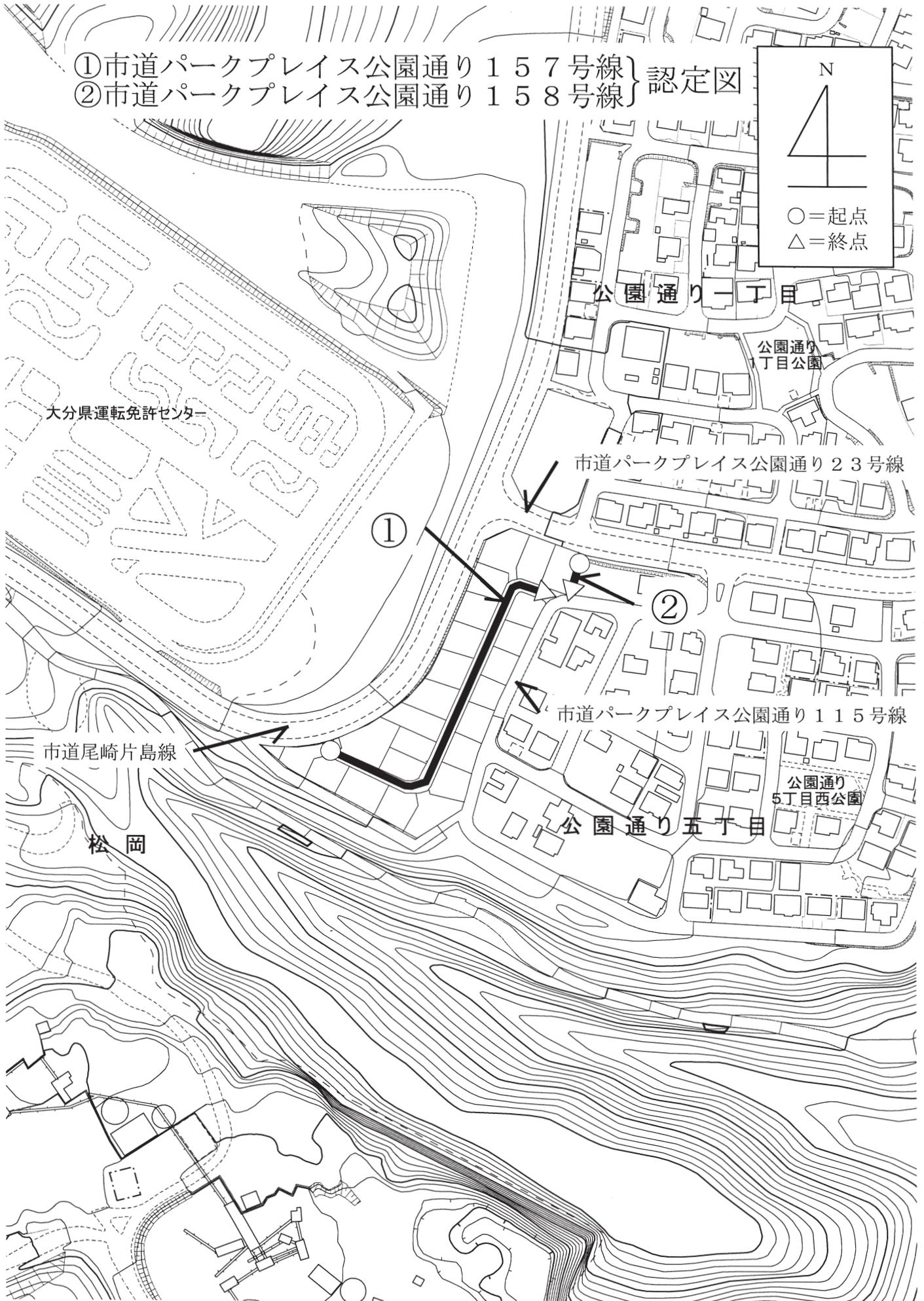
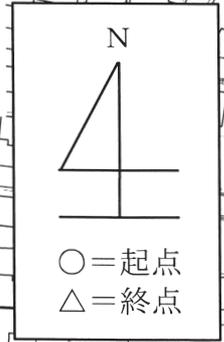
市道古国府25号線

豊府小学校

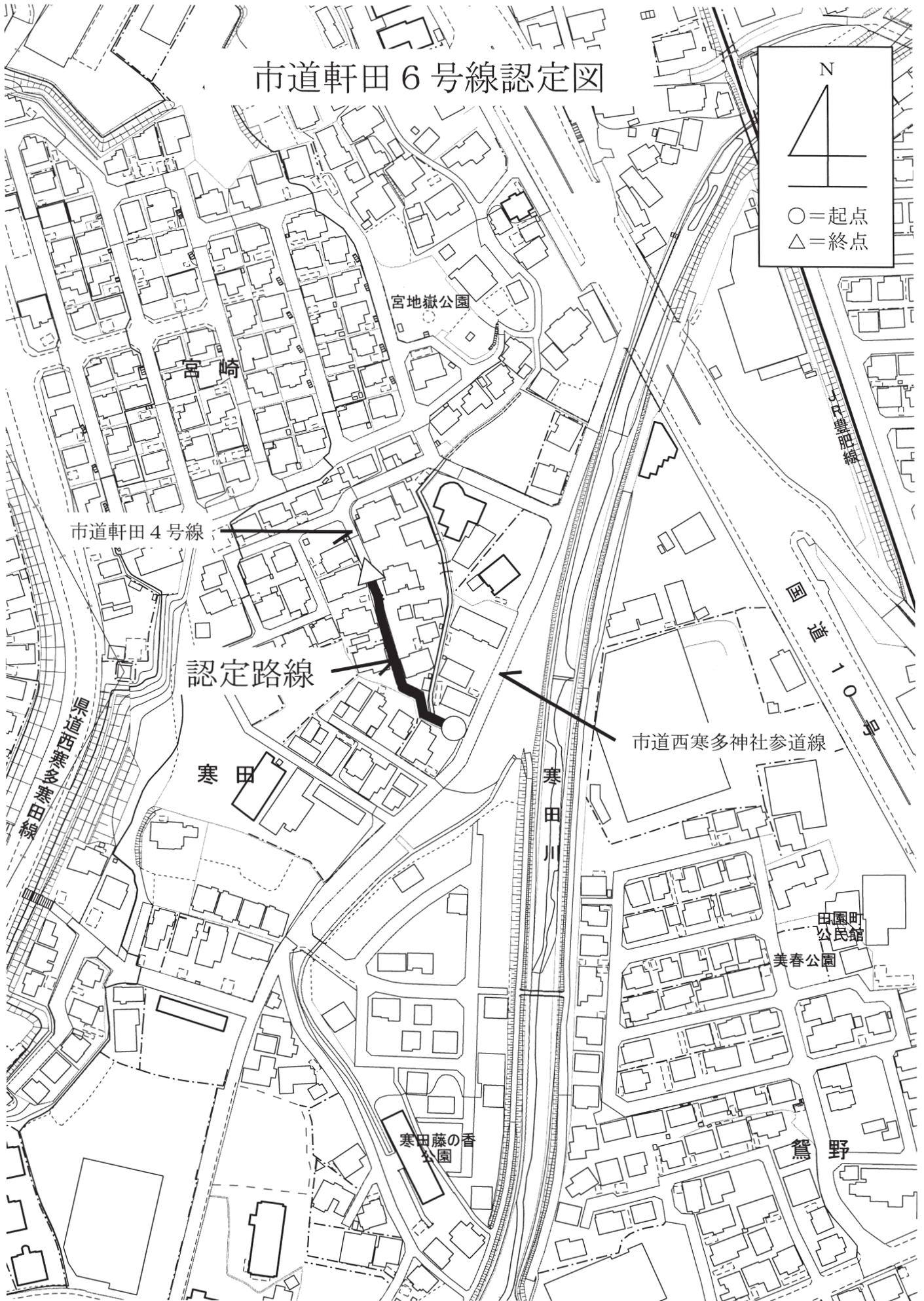
市道畑中 2 2 号線認定図



- ①市道パークプレイス公園通り 157号線 } 認定図
 ②市道パークプレイス公園通り 158号線 }



市道軒田6号線認定図



市道東院 9 号線認定図



東院

認定路線

東院川

東道小探間大分線

由布市

議第 55 号

損害賠償の額の決定並びに示談について

損害賠償の額の決定並びに示談について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第12号及び第13号の規定により議決を求める。

平成28年3月4日 提 出

大分市長 佐 藤 樹一郎

1 賠償の相手方 別府市大字南立石199番地
株式会社 雄和工業
代表取締役 加 藤 雄 司

2 賠償金額 667,969円

3 事件の概要

平成27年6月18日午後2時30分頃、大分市大字小野鶴1918番1地先市道明礮橋小野鶴線上において、株式会社雄和工業のダンプトラックが走行中、同市道の法面の樹木が突然倒れ込んできたためこれに接触し、車両を破損したものの。

提案理由

損害賠償の額の決定並びに示談をいたしたく本案を提出する。